

発刊にあたって

近年、経済のグローバル化やIT技術の進展などにより、経済をめぐる環境は大きく変化しています。中小企業にとっては、新たな環境に適応した対応を迫られる厳しい時代がありますが、一方では、技術力と柔軟な発想次第では大きく飛躍しうる時代でもあります。

経済の活性化に向けて活躍が期待できる中小企業にとって、経営の効率化を図るものの、なかでも資金の調達面で苦慮しています。

そこで、本会では、中小企業が当面の資金調達の円滑化と中長期の資金調達手段の多様化を促進するために、金融機関、国及び県、市町村、公的機関等の融資制度を取りまとめ、「金融の手引き（第25号）」を作成しましたので、中小企業の皆様にご活用していただくことを期待しております。

最後になりましたが、本書発刊にあたり、ご寄稿賜りました関係各位に対して深くお礼申し上げます。

平成15年8月

石川県中小企業団体中央会

目 次

政府系金融機関の融資制度

(1) 商工組合中央金庫	1
(2) 中小企業金融公庫	3
(3) 国民生活金融公庫	9
(4) 日本政策投資銀行	25
(5) 国際協力銀行	31
(6) 住宅金融公庫	33
(7) 農林漁業金融公庫	37

地方公共団体等の融資制度

(1) 石川県制度金融	45
(2) 各市の制度金融	53
(3) 各町村の制度金融	75
(4) 創造的中小企業支援融資制度	85
(5) 設備資金貸付制度	86
(6) 設備貸与制度	87
(7) 延払による機械設備貸与制度	89

中小企業高度化資金	91
-----------	----

事業団等による融資制度

(1) 年金資金運用基金	145
(2) 環境事業団	146
(3) 金属鉱業事業団	147
(4) 社会福祉・医療事業団	153
(5) 中小企業総合事業団	155
(6) 運輸施設整備事業団	159
(7) 生物系特定産業技術研究推進機構	160

信用保証制度	161
--------	-----

〔付 録〕

・関係機関所在地一覧表	172
-------------	-----

商工組合中央金庫

融 資 対 象 等	資金使途	利 率
中小企業等協同組合 協業組合 商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同小組合 生活衛生同業組合連合会 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合、輸入組合、市街地再開発組合 上記組合及びその組合員 以上のほか、中小企業者を主要構成メンバーとする共同出資会社、および所属団体とその構成員の海外現地法人などの皆さまのご相談にも応じています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金 ・ 運転資金 	所定の利率 窓口にお問い合わせください。

貸 付 期 間 等	貸 付 限 度	担保保証人	申 込 先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内 ・ 据置期間は原則として2年以内 	原則として <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合200億円以内 ・ 組合員20億円以内 ・ 代理貸付 1億円以内 	必要に応じて提供させていただきます。	商 工 組 合 中 央 金 庫 金 沢 支 店 金 沢 市 本 多 町 3 - 1 - 25 T E L (076) 221-6141

中小企業金融公庫 - 1

1. 融資制度の概要

中小企業金融公庫の融資の特長は、

- ・超長期（最長で20年）でご利用いただけます。
- ・固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ・長期資金のご融資のほか、一定の要件の下で、無担保の新株引受権（ワラント）付社債の取得による資金供給を行っています。
- ・比較的大きな設備資金ニーズにも対応できます。（一般貸付で最高4億8千万円まで、特別貸付を組み合わせると更に大きな金額をご利用いただけます。）
- ・融資に加えて、企業診断などの情報提供サービスが受けられます。

ご利用いただけるかた

幅広い業種の中小企業のかたにご利用いただけます。ご利用いただけるかたの範囲は、お客様の業種及び資本金・従業員数により定められておりますので、2. 融資対象をご覧ください。

融資制度の種類

一般貸付 事業に必要な、設備資金や長期運転資金に幅広い用途でご利用いただけます。

特別貸付 中小企業の皆様のニーズや国の政策に沿って設けられており、ご計画の内容に応じて、一般貸付より長期・低利でご利用いただけます。（制度により、直接貸付のみのお取扱いとなるものがあります）

お申し込み方法

融資をご利用いただくには、次の2つの方法があります。

直接貸付 中小公庫の本・支店の窓口¹に直接お申込みいただく方法です。比較的大きな金額のご利用が可能のほか、ご融資と合わせて「わかりやすい企業診断」や「ビジネスマッチング」など各種の情報提供サービスをご利用いただけます。

代理貸付 民間の金融機関を通じて中小公庫資金をご利用いただく方法です。すべての手続きを金融機関の窓口で行いますので、日頃、お取引のある金融機関にお申込みいただけるのが特長で、比較的、少額のご利用の際に適しています。

中小企業金融公庫 - 2

2. 融資対象

対象業種	対象規模
製造業*1、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
サービス業*2（一部、対象とならない業種があります）	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

*1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

*2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

次の業種のかたは、当公庫の融資等の対象になりません。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療業、社会保険及び社会福祉、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

中小企業金融公庫 - 3

3. 一般貸付

一般貸付の概要

貸付方式	直接貸付	代理貸付
資金使途	設備資金・長期運転資金	
融資限度額(注1)	4億8千万円(うち運転2億4千万円)	設備・運転あわせて1億2千万円
融資利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	設備：原則10年以内(原則1年以内) 運転：原則5年以内(1年以内)	設備：原則7年以内(原則1年以内) 運転：原則5年以内(6カ月以内)
ご返済方法	据置期間の後、原則として元金均等割賦返済	
担保	<ul style="list-style-type: none"> ご融資額相当の担保が必要です。 担保の種類はご相談の上決めさせていただきます。 担保余力があれば、順位は問いません。 	代理店の窓口でご相談ください。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は、社長などの経営責任者の方 個人事業者の場合は、経営に協力している方など 	

注1 次の業種または資金使途の場合は、直接貸付における融資限度額が7億2千万円となります。

業種：不動産賃貸業(特定のもの)、水運業、倉庫業、旅館業(特定のもの)、簡易ガス事業

使途：一定の要件を満たす、工場移転資金・土地高度化利用資金・立体駐車場整備資金

注2 融資期間について、特に必要とする場合、設備資金は15年以内(特定業種は18~20年以内)、運転資金は7年以内。

不動産賃貸業(特定のもの)、水運業、倉庫業、ガス業、旅館業(店舗の新設)のかたは、最長20年まで、旅館業(店舗の新設以外)のかたは最長18年までご利用いただけます。(直接貸付のみ)

5年経過ごと金利見直し制度

すべての融資制度において、最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

期限前弁済手数料制度

平成8年7月1日以降の契約による新規ご融資について、当公庫の承諾を受けて繰上償還をされる場合には、所定の算式による期限前弁済手数料をお支払いいただきます。(公庫の承諾がない場合や期限前弁済手数料をお支払いいただけない場合には、繰上償還はできませんので、ご注意ください)

中小企業金融公庫 - 4

4. 特別貸付

制度名 資金名	ご利用いただけるかた (概要)	融資限度 (特別利率適用限度)	融資期間 (最長)	主な利率
新事業育成等融資				
成長新事業育成特別融資	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円 (6億円)	設備15年 運転7年	特別利率 ただし、融資後 6年目以降は 基準利率+0.2%
中小企業経営革新等支援貸付				
経営革新資金	「経営革新計画」の承認を受けた方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転7年	特別利率 特別利率
戦略的情報技術活用促進資金	情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円 (2億7千万円)	設備15年 運転7年	特別利率 特別利率
海外展開資金	特定の業種に属し、海外展開を行う方	2億5千万円 (別枠)	設備15年	特別利率
中小企業事業展開支援資金	一定の雇用増を伴う設備投資により事業の拡大を図る方	2億7千万円 一定の条件を満たす場合は4億円	設備15年 運転7年	特別利率
事業環境整備促進貸付				
流通業強化資金	卸売業、小売業、特定のサービス業で特定の設備投資を行う方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備20年 運転7年	特別利率 特別利率 特別利率
地域産業振興資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備15年 運転7年	特別利率 特別利率 特別利率
環境エネルギー対策貸付				
省エネルギー資金	特定の省エネルギー設備を設置する方など	7億2千万円 (2億7千万円)	設備15年	特別利率
環境対策資金	特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円 (2億7千万円または4億円)	設備15年 運転7年	特別利率 特別利率 特別利率

中小企業金融公庫 - 5

緊急経営安定対応貸付

中小企業経営支援資金	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	一般貸付と合わせて、4億8千万円	運転7年	基準利率
中小企業運転資金円滑化資金	一時的な業況悪化により資金繰りが悪化している方	1億5千万円(別枠)	運転7年	基準利率 + 0.05%
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	2億円(別枠)	運転7年	基準利率
中小企業倒産対策資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	1億5千万円(別枠)	設備15年 運転7年	基準利率

複数の制度を併用される場合の融資限度額は、原則として1企業あたり12億円となります。

(別枠と表示のある制度は、別途ご利用いただけます。)

特別利率の適用限度額は各制度により異なりますので詳しくは窓口にお問い合わせください。

貸付利率の詳細は窓口へお問い合わせください。

上記の他にも、以下の特別貸付制度があります。

(新事業育成等融資) 革新技术導入促進資金 女性起業家、高齢者起業家支援資金 (中小企業経営革新等支援貸付) 経営基盤強化資金 (事業環境整備促進貸付) 物流近代化資金 下請中小企業対策資金 新産業地域活性化資金 地域産業集積活性化資金 団地資金 市街地等整備資金 高齢者・身体障害者対応施設整備資金	(環境エネルギー対策貸付) 石油代替エネルギー資金 (返済資金緊急特別貸付) (災害復旧貸付) 経済再生改革対応緊急貸付 (事業再生支援特別貸付) 事業再生支援資金 企業再建資金
--	--

貸付利率表

平成15年6月11日現在
(単位：%)

貸付期間	主な貸付利率	基準利率		特別利率	特別利率	特別利率
		一般貸付の長期 運転資金	一般貸付の長期 運転資金			
5年以内		1.25	1.25	0.85	0.60	0.35
5年超6年以内		1.25	1.35	0.85	0.60	0.35
6年超7年以内		1.25	1.35	0.85	0.60	0.35
7年超8年以内		1.25		0.95	0.70	0.45
8年超9年以内		1.25		0.95	0.70	0.45
9年超10年以内		1.25		0.95	0.70	0.45
10年超11年以内		1.35		1.05	0.80	0.55
11年超12年以内		1.35		1.05	0.80	0.55
12年超13年以内		1.35		1.05	0.80	0.55
13年超14年以内		1.45		1.15	0.90	0.65
14年超15年以内		1.45		1.15	0.90	0.65
15年超16年以内		1.55		1.15	0.90	0.65
16年超17年以内		1.55		1.25	1.00	0.75
17年超18年以内		1.55		1.25	1.00	0.75
18年超19年以内		1.55		1.25	1.00	0.75
19年超20年以内		1.55		1.35	1.10	0.85

上記は、主な貸付利率です。詳細は、窓口へお問い合わせください。

国民生活金融公庫 - 1

(平成15年6月6日現在)
 運 運 転 資 金 設 設 備 資 金

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
普通貸付	普通貸付	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	運 転 資 金 設 備 資 金
			特定設備資金
経営改善貸付	経営改善貸付 〔無担保〕 〔無保証人〕	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員が5人以下(商業・サービス業の場合2人以下)の方 常時使用する従業員が6人以上20人以下(商業・サービス業の場合3人以上5人以下)の方 であって、その経営内容が の方と同様の実態にある方	運 転 資 金 設 備 資 金
特別貸付	食品貸付	次の業種を営む方 食料品小売業 〔青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、茶、 パン・菓子、料理品〕 食品製造小売業 〔パン・菓子、めん類、豆腐、水産練製品、 漬物、乳酸菌飲料、こんにゃく、料理品〕 総合食料品小売業 花き小売業	設 備 資 金 共同購入運転資金
	新規開業・女性・中高年起業家貸付	新規開業支援資金 女性・中高年起業家支援資金	新たに事業を始められる方又は新規開業しておおむね5年以内の方 女性又は55歳以上の方であって、新たに事業を始められる方又は新規開業しておおむね5年以内の方
			設 備 資 金 運 転 資 金
			設 備 資 金 運 転 資 金

融資限度	利率(年) ^(注) <small>貸付期間に応じて異なる利率が摘要</small>	融資期間	据置期間
4,800万円	(基) 1.35% ただし、融資期間が 運転資金で5年を超 えるもの又は設備資 金で10年を超えるも のについては、次の 利率になります。 運 5年超13年以内 設 10年超13年以内	運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内 設 10年以内	運 6ヵ月以内 〔必要な場合〕 1年以内 設 2年以内
7,200万円	1.45% 13年超15年以内 1.55% 15年超 1.65%	20年以内	2年以内
550万円 そのほか別枠450万円 別枠のご融資の取扱期間は 平成16年3月31日までで す。	F 1.05%	運 4年以内 設 6年以内	6ヵ月以内 〔なお、平成16年3月 31日までは 運 5年以内 設 7年以内〕
7,200万円 〔事業協同組合等に限り〕 1億1,000万円	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.15% B 0.7% ~ 0.9% C 0.45% ~ 0.65%	設 原則13年以内 〔従業員宿舍の設置資 金等は原則15年以内〕 共同購入運転資金 原則10年以内	原則2年以内
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% C 0.45%	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 3年以内 運 6ヵ月以内 〔特に必要な場合〕 1年以内
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.25% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	設 15年以内 運 5年以内 (実情に応じ7年以内)	設 2年以内 運 1年以内

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
特 別 貸 付	中小企業経営革新等支援貸付 経営革新資金	中小企業経営革新支援法に基づき経営革新計画の承認を受けた方	〔経営革新資金〕 〔経営基盤強化資金〕
	経営基盤強化資金	中小企業経営革新支援法に規定する特定業種の事業を営む方 廃止前の中小企業新分野進出等円滑化法の規定に基づき都道府県知事等から新分野進出等計画又は事業開始計画の承認を受けた方 廃止前の中小企業近代化促進法に規定する特定業種又は関連業種を営む方であって、承認を受けた構造改善計画に従って構造改善事業を行う方 経営革新法に基づく中小企業者の経営革新に関する指針に定める新たな取組みを行う者であって経営の向上が認められるものとして2年間で4%以上の付加価値額の伸びが見込まれるもの 産業活力再生特別措置法の規定に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた方	設 備 資 金 運 転 資 金
	中小企業労働環境整備資金	週所定労働時間を2年以内に2時間以上短縮する計画に基づき労働時間短縮を実施する方 組合構成員の1/2以上が前と同程度の労働時間短縮を実施する旨を明記した計画を作成し、当該計画につき認定又は承認を受けた事業協同組合等及び当該計画に参加する方	設 備 資 金 運 転 資 金
		労働力確保法に基づき認定を受けた改善計画に従い改善事業を実施する方（事業協同組合等及びその構成員である中小企業者を含む。）	
		女性または高齢者（55歳以上）の方で新たに2人以上（従業員20人以下の企業にあっては1人以上）雇用される予定の方で、女性または高齢者の就職等を容易にするための労働環境整備計画をお持ちの方	

融資限度	利率(年)〔前ページに同じ〕	融資期間	据置期間
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.25% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	設 15年以内 (実情に応じ20年以内) 運 5年以内 (実情に応じ7年以内)	設 2年以内 運 1年以内 (実情に応じ3年以内)
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 3年以内 運 1年以内

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
特	情報技術導入促進資金	情報化投資を行う方であって、次のいずれかに該当する方 情報技術を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方 他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方 企業内業務の情報技術の水準を取引先等企業外の情報技術の水準に合わせようとする方 情報技術の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方 以上 から を組み合わせる等、情報技術を高度に活用する方	設 備 資 金 運 転 資 金
	中小企業事業展開支援資金	事業の拡大等を行うことにより従来に比べ事業所全体で新たに2人以上(特定業種は1人以上)(従業員20人以下の企業にあっては1人以上)の人材確保が見込まれる方	事業の拡大等のために必要な設備資金及び運転資金
別	事業環境・安全貸付	流通業強化資金	〔流通業強化資金〕 設 備 資 金 運 転 資 金
		物流近代化資金	〔物流近代化資金〕 設 備 資 金 設 備 資 金 運 転 資 金
貸	経営環境対応設備資金	収益力の向上又は高齢者等の雇用機会の維持・拡大に資することが見込まれる機械設備の導入を図る製造業、建設業、サービス業又は運輸・通信業のうち旅行業を営む方	収益力の向上又は高齢者等の雇用機会の維持・拡大に資する機械設備の取得に必要な設備資金
	地域産業振興資金	過疎地域、半島振興対策実施地域等において設備投資を行う方 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区において設備投資を行う方(製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を営む方に限る。)	〔地域産業振興資金〕 設 備 資 金 運 転 資 金

融資限度	利率(年)〔前ページに同じ〕	融資期間	据置期間
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 2年以内 運 1年以内
7,200万円 ただし 運 4800万円	C 0.45% ~ 0.75	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	2年以内
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.35% C 0.45% ~ 0.85%	設 20年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 2年以内 運 1年以内
	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.25% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 2年以内 運 1年以内
7,200万円	(基) 1.35%	15年以内	2年以内
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.25% B 0.7% ~ 1.0%	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 2年以内 運 1年以内

国民生活金融公庫 - 4

(平成15年6月6日現在)
 運 運 転 資 金 設 設 備 資 金

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
特 別 貸 付	新産業地域 活性化資金	新事業創出促進法により定められた高度産業集積 地域等において特定の業種を営む方	〔新産業地域活性化資金〕 設 備 資 金 運 転 資 金
		中心市街地活性化法に基づき定められた特定中心 市街地において都市型新事業を行う方	
		都市計画法に基づく市街化区域において、住工調 和型工場リニューアルを行う方	
		新産業都市の区域又は工業整備特別地域において 新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整 備基本計画に定める事業を営む方	
	市街地等整 備 資 金	市街地整備などの公共事業等の施行に伴い移転又 は改造等を必要とする方	〔市街地等設備資金〕 設 備 資 金
高齢者・身 体障害者対 応施設整備 資 金	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定 建築物の建築の促進に関する法律」第6条に基づ く認定建築物を建築する方	〔高齢者・身体障害者等対 応施設設備資金〕 設 備 資 金	

融 資 限 度	利率(年)	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35%	設 15年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	設 2年以内 運 1年以内
7,200万円	(基) 1.35%	15年以内	2年以内
7,200万円	B 0.7% ~ 1.0%	15年以内	2年以内

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
特	環境・エネルギー資金	石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する方(風力発電等により発電した電力を自社で使用せず、電力会社へ販売する事業を営む方を含む)	設備資金
	環境対策資金	事業活動に伴うばい煙、汚水、騒音、悪臭などの公害を発生している方、廃棄物の有効利用を図る方 特定物質の回収再利用型設備及び脱特定物質型設備等の導入を図る方 昭和54年度以降に登録した排出基準非適合車を排出基準適合車へ買換える方 ISO14001の第三者認証を取得した方または取得が見込まれる方	[公害防止資金] 設備資金 設備等取得資金 (リース資金を含む。) 設備資金
	省エネルギー資金	省エネルギーに資する施設を設置する方 省エネ・リサイクル支援法に基づく事業計画について都道府県知事の承認を受けた方 旧式の工業炉又はボイラーの更新等を行う方	[省エネルギー資金] 設備資金
別	緊急経営安定対応貸付	普通貸付の対象者で次のいずれかに該当する。	運 転 資 金
		中小企業経営支援資金	売上減少等の一定の要件を満たす方が、経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金
		中小企業運転資金円滑化資金	売上減少等の一定の要件を満たす方が、資金繰りを安定させるためなどに必要とする運転資金
		金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに影響を受けている方が必要とする運転資金
	中小企業倒産対策資金	関連企業の倒産により、経営に困難を来している方が、売掛金債権の回収困難などから必要とする運転資金(特別な場合は設備資金も対象となります)	
緊急返済特別貸付	現在年5.0%を超える利率で普通貸付等を借入中の方で、特定の要件に該当する方	現在5.0%を超える利率でご利用中の公庫からの借入金の返済に充当するための資金	
経済再生貸付	取引民間金融機関から貸し渋り、貸し剥がし等の取扱いを受け、資金繰りに困難を来している方が、当面の資金繰りを安定化させるため、緊急に必要とする運転資金	運 転 資 金	

融資限度	利率(年)〔前ページに同じ〕	融資期間	据置期間
7,200万円	(基) 1.35% B 0.7% ~ 1.0%	15年以内	2年以内
7,200万円 ただし 運 4,800万円	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.25% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	設 15年以内 運 5年以内 特に必要な場合 7年以内	設 2年以内 運 1年以内 特に必要な場合 2年以内
7,200万円	B 0.7% ~ 1.0% J 0.3% ~ 0.6%	15年以内	2年以内
普通貸付金とあわせて 4,800万円以内	(基) 1.35%	5年以内 (特に必要な場合は 7年以内)	1年以内 (特に必要な場合 2年以内)
別枠 4,000万円以内	S 1.4%		1年以内
別枠 3,000万円以内	(基) 1.35%		1年以内 (特に必要な場合 2年以内)
別枠 3,000万円以内	(基) 1.35% L 0.85% M 0.6%		1年以内
申込受付日から1年間に返済されるべき元利金の合計額に相当する金額	(基) 1.35%	5年以内 (実情に応じ7年以内)	1年以内
別枠 3,000万円	(基) 1.35%	5年以内 (特に必要な場合は 7年以内)	1年以内

国民生活金融公庫 - 6

(平成15年6月6日現在)

運転資金 設備資金

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
災害貸付	災害貸付	災害により被害を受けた方	設備資金 運転資金
	生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方 〔飲食店営業、喫茶店営業・食肉・食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業〕	設備資金
生活	振興事業貸付	振興計画を作成し厚生大臣の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
		運転資金	
衛生	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員が2人以下(クリーニング業の場合5人以下)の方 常時使用する従業員が3人以上5人以下(クリーニング業を除く。)の方であって、その経営内容が の方と同様の実態にある方	設備資金
	生活衛生返済緊急特別貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係事業者であって、現在、年5.0%を超える利率で環境衛生金融公庫の資金をご利用中で、かつ、所定の要件に該当する方	運転資金 〔現在、年5.0%を超える利率でご利用中の環境衛生金融公庫からの借入金の返済に充当するための資金〕
貸付	生活衛生災害貸付	生活衛生関係の事業を営む方で災害により被害を受けた方	設備資金
	生活衛生経済再生貸付	取引民間金融機関から貸し渋り、貸し剥がし等の取扱いを受け、資金繰りに困難を来している生活衛生関係の事業を営む方が、当面の資金繰りを安定化させるための、緊急に必要とする運転資金	運転資金

融資限度	利率(年)〔前ページに同じ〕	融資期間	据置期間
それぞれの融資制度の融資限度の額に、1災害につき3,000万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	それぞれの融資制度の利率 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	10年以内	2年以内
7,200万円 〔特別な場合は、7,200万円を超えることもできます。〕	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.15% B 0.7% ~ 0.9% C 0.45% ~ 0.65% E 0.45%	13年以内 〔特別な場合はこれを超えることもできます。〕	1年以内 (特別な場合2年以内) ただし、生衛労働環境整備施設の一部については3年以内
1億5,000万円 〔特別な場合は、1億5,000万円を超えることもできます。〕	(基) 1.35% A 0.95% ~ 1.25% B 0.7% ~ 1.0% C 0.45% ~ 0.75%	18年以内 〔店舗新設資金の一部については20年以内〕	2年以内
5,700万円	(基) 1.35%	5年以内 〔特に必要な場合7年以内〕	6ヵ月以内 〔特に必要な場合1年以内〕
550万円のほか別枠450万円別枠のご融資の取扱期間は平成16年3月31日までです。	1.05%	6年以内 (ただし、平成16年3月31日までは7年以内)	6ヵ月以内
現在、年5.0%を超える利率でご利用中の環境衛生金融公庫からの借入金残高のうち、借入申込日から1年間にお支払いいただく元金と利息の合計額に相当する金額(他の貸付とは別枠)	(基) 1.35%	5年以内 (実情に応じ7年以内)	1年以内
1災害当たり3,000万円に、業種ごとに定められた金額を上乗せした金額 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	22生活衛生貸付と同じ (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	10年以内 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)	2年以内 (ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。)
別枠 3000万	(基) 1.35%	5年以内 (特に必要な場合は7年以内)	1年以内

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
生活衛生	生活衛生経営定付貸	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者で次のいずれかの方	運転資金
		社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況悪化を来している方が経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	
		最近の経済環境の変化等を要因として、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方が経営を安定させるために必要な運転資金	
	取引金融機関の破綻等や金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りに困難を来している方が必要な運転資金		
生活	雇用安定貸付(事業展開資金)	振興計画に基づく事業を展開している生活衛生関係業者であって、事業の拡大等を行うことにより、従来に比べて事業所全体で新たに2人以上(従業員規模20人以下の生活衛生業者にあつては1人以上)の人材確保が見込まれる方	設備資金 運転資金
衛生	衛生環境激変貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であつて、食中毒の発生等による衛生環境の著しい変化に起因して、資金繰りに支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する方	運転資金
教育	教育貸付	学校教育法等に定める教育施設に入学・在学される方の親族又は学生ご本人で次に掲げる方 世帯の1年間の収入が990万円(事業所得者の方は所得金額が770万円)以内の方教育一般貸付	入学時に必要な費用 〔 入学金等学校納付金、 受験のための費用、 学生の国民年金保険料、 その他入学のために必要な費用 〕
		教育積立郵便貯金の預金者で郵政大臣のあつせんを受けた方郵貯貸付	
教育	年金教育貸付	厚生年金保険又は国民年金の加入期間が10年以上の被保険者で社会福祉・医療事業団のあつせんを受けた方(所得制限は教育一般貸付と同じ)年金教育貸付	在学中に必要な費用 〔 授業料等学校納付金、 下宿代等住居にかかる費用、 通学に要する交通費、 学生の国民年金保険料 〕

融資限度	利率(年) ^(前ページと同じ)	融資期間	据置期間
振興事業貸付(運転資金)と 合わせて 5,700万円	(基) 1.35%	7年以内	2年以内
別枠 4,000万円	S 1.4%	7年以内	1年以内
別枠 3,000万円	(基) 1.35%	7年以内	2年以内
振興事業貸付の業種ごとの 融資限度額に3,000万を加 えた金額	C 0.45% ~ 0.75%	設 18年以内 運 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内	2年以内
別枠 1,000万円	C 0.7%	5年以内 (実情に応じ7年以内)	6ヵ月以内 (実情に応じ1年以内)
教育一般貸付 学生・生徒お1人につき 200万円以内 郵貯貸付 教育積立郵便貯金の積立 額の範囲内で、学生・生 徒お1人につき200万円 以内 年金教育貸付 厚生年金保険の被保険者 は学生・生徒お1人につ き100万円以内、国民年 金の被保険者は学生・生 徒お1人につき50万円以 内。ただし同一学生・生 徒お1人につき100万円 以内	1.5%	10年以内 〔交通遺児家庭又は母 子家庭の方については 1年以内の延長が 可能〕	在学期間以内 〔ご融資期間に含まれ ます。〕

国民生活金融公庫 - 8

(平成15年6月6日現在)
 運転資金 設備資金

融資の種類		融資の対象者	資金の用途
恩給担保貸付 記名国債担保貸付 社会福祉・医療事業団からの受託業務 労働福祉事業団からの受託業務	恩給担保貸付	恩給、共済年金などの受給者	事業資金 消費資金 (住宅、レジャーなどの資金)
	記名国債担保貸付	国債の記名者	事業資金
	厚生年金等担保貸付	厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金の受給者	事業資金 消費資金 〔住宅、レジャーなどの〕 資金
	労災年金担保貸付	業務災害、通勤災害にかかる年金の受給者	事業資金 消費資金 〔住宅、レジャーなどの〕 資金

融資限度	利率(年) <small>(前ページに同じ)</small>	融資期間	据置期間
250万円 ただし、恩給などの支給金の3年分以内	0.45%	4年以内	_____
それぞれの国債によって融資限度が異なります。	0.45%	国債最終償還日までの期間	_____
250万円 ただし、年金の年額の1.5倍以内 (全額返済) 年金の年額の範囲内 (半額返済)	0.9%	4年以内	_____
250万円 ただし、年金の年額の1.5倍以内	0.2%	4年以内	_____

日本政策投資銀行 - 1

平成15年度融資制度一覧

融資制度		金利	融資比率()	対象事業	
自立型地域創造	地域社会基盤整備	公	30~50%	市街地再開発、高度利用・中心市街地活性化・豊かな住環境整備、大規模遊休地等有効利用促進	
	地域社会資本		30~50%	民間資金活用型社会資本整備、民活法特定施設関連、港湾機能総合整備、地域交通基盤整備、地域冷暖房、地域ガス事業基盤整備、地域情報化	
	創地域活力		40~50%	地域産業集積活性化等 地域振興施設整備 寒冷地産業活動活性化	
	地域連携・地域自立支援		40~50%	地域産業振興・雇用開発 地域自立支援	
豊かな生活創造	環境・エネルギー・福祉対策	環境対策		30~50%	環境配慮型企業活動支援、循環型社会形成推進、地球環境対策・公害防止、環境負荷低減型エネルギー供給
		エネルギー・セキュリティ対策		40~50%	エネルギー安定供給、原子力開発
		防災対策		35~50%	都市防災対策、被災市街地復興整備
		福祉・高齢化対策		30~40%	福祉・高齢化対策
	交通・物流	交通ネットワーク		30~50%	大都市圏・基幹交通整備、航空輸送体制整備
		物流ネットワーク		30~50%	貿易物資安定供給、流通効率化、生活関連物資安定供給対策等
	情報通信	情報通信ネットワーク		30~40%	情報通信網整備・利用高度化促進 高度情報化促進
	経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	事一般	20~50%
対日アクセス促進			輸	40~50%	対日アクセス促進
知的基盤整備		新技術開発	事技	50%	新技術開発
		新規事業育成	新 新	40~50%	新規事業育成
社会資本整備促進		無利子 低利	25~50%	第3セクターによる社会資本整備事業 民間事業者による社会資本整備事業	

日本政策投資銀行 - 2

自立型地域創造融資のご案内

(1) 地域経済等の活力の創造のために

融資制度	対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率	
地域産業集積活性化等	地域産業集積活性化	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域等の指定地域	政策金利 政策金利* *都道府県の承認を受けている事業	40%	
	地域産業立地促進事業	移転促進地域*以外の工業開発拠点・地域(工業団地等)	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の技術水準向上、企業体質改善に役立つ事業 ソフトウェア業、情報処理サービス業、産業用設備洗浄業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業の新規立地事業または事業拡充に役立つ事業 *工業再配置促進法に基づくもので、三大都市地域の一部	政策金利	50%
		新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の新規立地事業または事業拡充に役立つ事業 *工業再配置促進法に基づくもので、三大都市地域の一部	政策金利	50%
		農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の新規立地事業または事業拡充に役立つ事業 *農村地域工業等導入促進法に基づくもので、三大都市地域の一部	政策金利 政策金利* *農村地域工業等導入促進法に基づくもので、三大都市地域の一部	50%
		工業再配置促進法に基づく移転促進地域(および近接地域)から誘導地域(および近接地域)へ生産施設を移転する事業		政策金利	50% *一部例外あり
	一極集中是正	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画で定められた開発地区	各法律に基づく基本構想・計画等に基づき整備される中核的施設もしくは産業業務施設等	政策金利	40% 30%*1
		関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の区域			
		多極分散型国土形成促進法に基づく同意基本構想に定められた重点整備地区および業務施設集積地区			
		地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域			
	起業家支援施設整備事業	新事業創出促進法第2条第9項に基づく高度技術産業集積地域または同条第10項に基づく高度研究機能集積地区	起業家支援施設の整備事業	政策金利 政策金利* *当該起業家支援施設が、新事業創出促進法第2条第8項に規定する新事業支援機関に位置づけられる場合	40%

融資制度		対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地域振興施設整備	総合保養地域特定民間施設整備	総合保養地域整備法に基づく特定地域内の重点整備地区の整備に役立つ事業	スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、交通施設、販売施設等（但し、各府県承認基本構想に記載の特定民間施設に限る）	政策金利	40%
	宿泊施設整備	国際観光ホテル整備法に定める基準に合致する宿泊施設		政策金利 政策金利	50%
	観光レクリエーション施設整備	国、地方公共団体の観光または地域振興に関する計画に適合する観光レクリエーション施設		政策金利	40%
	生涯学習関連施設整備	博物館法に基づく博物館（法第10条の登録を受けているもの） 博物館法に基づく博物館相当施設整備（法第29条の指定を受けているもの）		政策金利	40%
寒冷地産業活動活性化	寒冷地産業活動活性化事業		政策金利 政策金利	50%	
地域交通基盤整備	地方私鉄	三大都市圏、福岡市地域以外の地域で、民鉄事業者により行われる事故防止工事、交通弱者対応工事、踏切保安設備整備等工事、近代化・合理化事業		政策金利 政策金利 政策金利	50%
	バス施設整備	三大都市圏における輸送力増強に必要なバス施設の整備		政策金利	30%
		三大都市圏以外におけるバス事業施設		政策金利 政策金利	40%
		バリアフリー施設（ノンステップバス、スロープ付きバス等）の整備		政策金利	50%
	地方航空ネットワーク	空港関連施設（空港ターミナル等）		政策金利 政策金利 政策金利	*2 50%
		通勤・通学航空事業関連施設		政策金利	*3 50%
駐車場等	自動車駐車場整備事業、自転車駐車場整備事業、民間IC等を活用した地域拠点整備事業		政策金利 政策金利	30% 40%	
地域冷暖房	熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設整備事業		政策金利 政策金利	40%	
地域ガス事業基盤整備	都市ガス整備事業、天然ガス化促進事業		政策金利 政策金利 *利子補給有り	50%	
地域情報化	放送型CATVシステム整備事業、コミュニティ放送施設整備事業、テレピア指定地域内事業		政策金利 政策金利 政策金利 *一部利子補給有り	40%	

*1 多極化分散型国土形成促進法に基づく同意基本構想に定められた重点整備地区
*2 離島の旅客ターミナルビル
*3 バリアフリー施設整備事業
地域振興整備公団から移管された融資制度です。

電源地利子補給

電源地域における雇用効果、投資規模が特に大きい設備投資について利子補給が受けられる場合があります。

地域活性化低利

地方自治体が推進するまたは地域住民等の支援参加を受ける等の公共性ある地域づくりプロジェクトについて上記適用金利より金利が引き下げられる場合があります。

出資のご案内

事業によっては出資による地域プロジェクト支援も行っています。

なお、出資対象となるプロジェクトは、その計画から完成まで長期間を要しますので、貴社の計画の前段階からご相談いただき、事業の採算の見直し、経営計画などについて総合的にアドバイスを行ってまいります。

(2) 地域の連携・自立のために

融資制度		対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地域産業振興・雇用開発	地域産業振興・雇用開発	下記の各地域に立地する事業、広域過疎事業*または隣接過疎事業であって雇用の確保・増大に役立つ事業 各法律に定められる過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯 総務省の定める新地域経済基盤強化対策推進地域	鉱業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業 * 過疎市町村を一定割合以上含む広域市町村圏内または過疎市町村に直接接する非過疎市町村で実施され、過疎市町村に対し一定の雇用効果を有する事業	政策金利 政策金利	*4 50%
		地域雇用開発促進法に基づく、雇用機会増大促進地域における地域雇用機会増大計画適合事業 能力開発就職促進地域における地域能力開発就職促進計画適合事業（人材定着事業）			
	大規模基地活性化	第3セクターが実施する土地造成事業 企業立地・基地関連施設整備促進（面積が5,000ha以上の大規模基地）		政策金利 政策金利	50% 50%
地域自立支援	自立型地域創造支援	地域の産業振興、都市基盤整備等地域経済の自立的発展に役立つ事業		政策金利	50%
	地域競争力強化支援	市区町村の特色を形成し明らかに集積が進んでいる業種に属し、地域の競争力強化に役立つ事業		政策金利	50%

4 新地域経済基盤強化対策推進地域において失業給付の基本受給率が3カ月連続して全国平均以上の場合

日本政策投資銀行 - 3

(3) 地域の街づくり、社会資本の整備のために

融資制度	対象事業	金利	融資比率
市街地再開発 高度利用	市街地再開発事業（保留床買い取り資金、テナントの負担する入居保証金も対象）等	政策金利 政策金利 政策金利	40% 50%
	特定街区内建築物、総合設計建築物、地区計画等区域内建築物、密集市街地整備事業	政策金利 政策金利	40%
	空間有効活用事業（総合計画に基づく大規模複合的建築物、地下街等）	政策金利 政策金利	40%
	高度情報化建築物整備事業	政策金利	40%
	特定民間都市基盤施設整備事業（公共施設を伴い都市機能の増進に資する建築物等の整備事業、都市計画施設特許事業、土地活用型民間都市開発事業、民間都市再生事業）	政策金利 政策金利 公共特利	40% 50%
中心市街地 活性化 豊かな住環境 整備	中心市街地における市街地の整備改善および商業等活性化の一体的推進に関する法律に基づき指定された特定中心市街地において行われる商業、サービス業、都市型新事業、建築物、交通施設、宿泊施設、電気通信システムの整備事業	政策金利 政策金利 政策金利	40% 50%
	市街地コミュニティ施設整備事業、歴史的建造物活用・整備事業	政策金利 政策金利	30% 40%
大規模遊休地等 有効利用促進	まちづくり総合支援・都市再生総合整備事業、日本鉄道建設公団特例業務用地処分活用促進事業、国有財産等有効活用事業	政策金利 政策金利	40%
民活法特定 施設関連	民活法特定施設並びにその関連施設の整備事業	政策金利 政策金利	50%
民間資金活用型 社会資本整備	PFI法に定められた公共施設等の整備事業	政策金利	50%
港湾機能 総合整備	港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業、小型船拠点（マリーナ）総合整備事業、臨海部土地利用高度化促進事業	政策金利	30%
		政策金利	40%
		政策金利	50%

日本政策投資銀行の貸出金利について

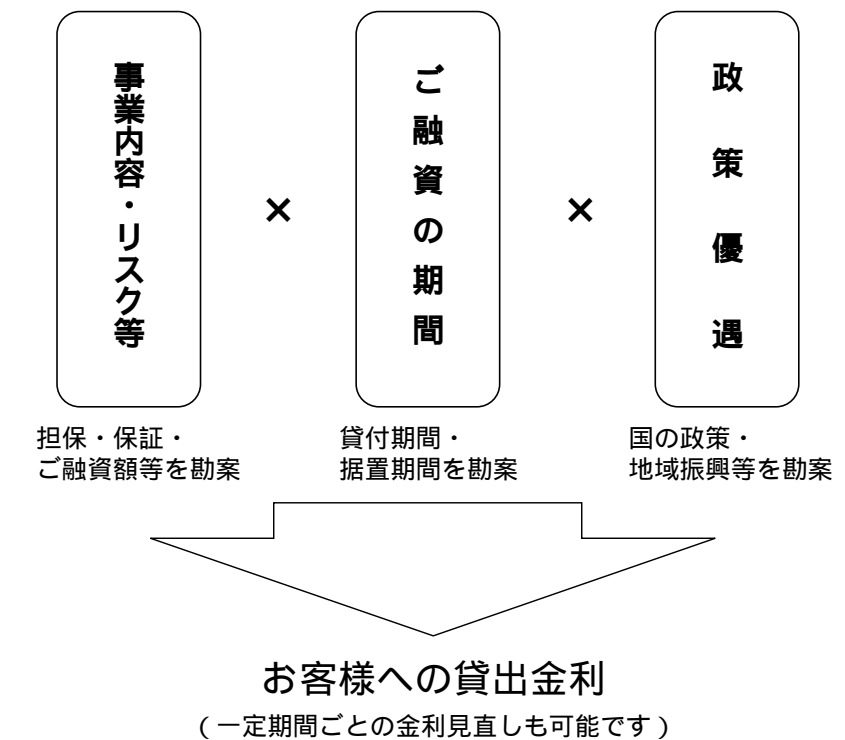
日本政策投資銀行の貸出金利は、市場との調和を図る観点から、期間及びリスクを踏まえた金利となっており、個別案件毎の事業内容・リスク・地域性等を踏まえ、貸付期間に応じた市場金利から、政策性に見合った政策優遇（政策金利・・・）を行うこととしています。

適用金利が5年又は10年毎に変わる金利見直し融資制度もございます。

（貸付期間が15年を超える場合には、原則として見直し金利融資制度のご利用をお願いしております。）

具体的な金利水準等、詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

【貸出金利の決まり方（イメージ）】



国際協力銀行 1

融資制度名	輸出金融（国内企業に対する貸付）	
融資対象	日本国内で生産された機械・設備等の輸出又は日本からの技術の提供に必要な資金	
融資条件	融資額	延払資金の6～7割限度
	融資期間	OECDガイドラインに準じて決定致します。（通常2～10年程度）
	利率	平成15年6月11日現在 輸出入契約時金利固定：1.12%（償還期間5年以下） 1.24%（償還期間5年超8.5年以下） 1.42%（償還期間8.5年超）
	担保・保証人	原則として、輸出代金債権の提供をお願いするとともに、経済産業省の輸出代金保険の保険金請求権に質権を設定させていただきます。
備考	（1）貸付は原則として申込企業の取引先金融機関と調整して行います。 （2）必要に応じ、外貨建（米ドル等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。	
照会先	国際協力銀行大阪支店 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F (06) 6346-4770	

国際協力銀行 2

融資制度名	海外投資金融（国内企業又は日系合弁企業に対する貸付）	
融資対象	（1）国内企業に対する貸付 日系合弁企業に対する出資、貸付などに要する資金 （2）日系合弁企業に対する貸付 日系合弁企業の必要とする長期借入金 なお、事業の内容については特段の制限はありませんが、詳細については下記にご照会下さい。	
融資条件	融資額	所要資金（長期）の6～7割限度
	融資期間	事業のキャッシュフロー等を勘案して決定致します。（通常5～10年程度）
	利率	投資仕向け国、案件の内容、意義等を勘案の上、財政投融資金利をベースに個別に決定します。 基準金利：1.10% 特別金利：0.50～0.80% （平成15年6月11日現在、但し10年（3年据置後7年均等半年賦返済の場合））
	担保・保証人	担保・保証については御相談の上決めさせていただきます。
備考	（1）上記利率は平成15年6月11日現在のものですが、財投金利の改定等によって同利率も改定されますので、詳細は下記までご照会下さい。 （2）必要に応じ、外貨建（米ドル・ユーロ等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。	
照会先	国際協力銀行大阪支店 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13F (06) 6346-4770	

住宅金融公庫 1

融資制度名	ファミリー賃貸住宅融資															
融資対象	土地について所有権又は借地権（地上権・賃借権）を持っている方															
融資の特長	比較的大きな敷地を利用して、世帯向けの賃貸マンションを建設する。															
敷地、建物の条件	敷地	建て方	構造	地上階数	建物 延べ面積	一戸当り の床面積										
	敷地面積が 500㎡(300㎡) 以上	一戸建以外 の建て方	耐 火 ・ 準 耐 火	制限なし	住宅部分が 500㎡(300㎡) 以上 一定要件にあてはまる場合	専有面積が 50㎡(40㎡) 以上 125㎡以下 一定要件にあてはまる場合										
融 資 条 件	限 度 額	工事毎に公庫が決められている単価×融資対象面積×融資率 融資率：99.45% 特別加算（一戸当たりの専有面積が65㎡以上の場合） （敷地内駐車場に住戸数以上の台数が駐車できる場合）														
	融 資 期 間	35年以内														
	利 率	当初10年間 2.00% 11年目以降 2.20% 特別加算分 3.00% （平成15年6月16日現在）														
	融 資 手 数 料	融資対象戸数 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>10戸未満</td> <td>242,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10戸以上50戸未満</td> <td>363,820円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50戸以上</td> <td>485,100円</td> </tr> </table>						{	10戸未満	242,550円		10戸以上50戸未満	363,820円		50戸以上	485,100円
	{	10戸未満	242,550円													
	10戸以上50戸未満	363,820円														
	50戸以上	485,100円														
担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証															
申 込 先	住宅金融公庫 北陸支店 事業融資課 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル3階 TEL (076) 233-4255															
備 考																

住宅金融公庫 2

融資制度名	単身・少人数世帯向け賃貸住宅融資															
融資対象	土地について所有権又は借地権（地上権・賃借権）を持っている方															
融資の特長	建物や1部屋当たりの面積が比較的小さい少人数世帯向けの賃貸マンションを建設する。															
敷地、建物の条件	敷地	建て方	構造	地上階数	建物 延べ面積	一戸当り の床面積										
	敷地面積が 300㎡以上 一定要件にあてはまる場合	一戸建以外 の建て方	耐 火 ・ 準 耐 火	制限なし	住宅戸数が 8戸以上 一定要件にあてはまる場合	専有面積が 30㎡(24㎡) 以上 125㎡以下 一定要件にあてはまる場合										
融 資 条 件	限 度 額	工事毎に公庫が決められている単価×融資対象面積×融資率 融資率：99.45%（中高層ビル融資も併せて受けるときは95%） 特別加算（敷地内駐車場に住戸数以上の台数が駐車できる場合）														
	融 資 期 間	35年以内														
	利 率	当初10年間 2.00% 11年目以降 2.20% 特別加算分 3.00% （平成15年6月16日現在）														
	融 資 手 数 料	融資対象戸数 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>10戸未満</td> <td>242,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10戸以上50戸未満</td> <td>363,820円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50戸以上</td> <td>485,100円</td> </tr> </table>						{	10戸未満	242,550円		10戸以上50戸未満	363,820円		50戸以上	485,100円
	{	10戸未満	242,550円													
	10戸以上50戸未満	363,820円														
	50戸以上	485,100円														
担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：免除されます。															
申 込 先	住宅金融公庫 北陸支店 事業融資課 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル3階 TEL (076) 233-4255															
備 考	(財)住宅改良開発公社と共同で事業を行っていただきます。 (財)住宅改良開発公社と連名でお申し込みいただきます。															

住宅金融公庫 3

融 資 制 度 名	賃貸住宅リフォームローン	
融 資 対 象	耐火構造又は準耐火構造の共同住宅（共同宿舍を含む。）である賃貸住宅を所有し、引き続き賃貸経営をする方	
融 資 対 象 と なる 工 事	<p>1. 修繕などの工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住性を良好にする工事 ・安全性を高める工事 ・耐久性を高める工事 <p>2. 改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良する賃貸マンションの一部を取りこわし、改めて住宅部分を建築する工事 ・特に水回り（浴室、トイレ、洗面所、台所など）の機能を高めるための住宅部品を設置する工事 <p>3. 増築工事</p> <p>4. その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物置、自転車置場、駐車施設の設置工事など 	
融 資 条 件	限 度 額	対象工事費の80%以内で 1.（修繕などの工事）と4.（その他工事）の場合240万円×改良する戸数 2.（改築工事）と3.（増築工事）の場合530万円×改良する戸数
	融 資 期 間	20年以内
	利 率	<p>・住宅の性能を向上させるための一定の工事を伴う住宅改良 当初10年間 2.00% 11年目以降 2.20%</p> <p>・その他の住宅改良 当初10年間 2.10% 11年目以降 2.30%</p> <p>（注）住宅の性能を向上させるための一定の工事とは、バリアフリー化工事又は省エネルギー工事又は耐震改修工事をいいます。 （平成15年6月16日現在）</p>
	融 資 手 数 料	36,380円
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証
申 込 先	住宅金融公庫 北陸支店 事業融資課 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル3階 TEL（076）233-4255	
備 考		

農林漁業金融公庫 1

(金利は平成15年6月18日現在)

融資制度名	食 品 流 通 改 善 資 金					
	卸売市場近代化資金		食品生産販売提携事業施設資金	食品生産製造提携事業施設資金	卸売市場機能高度化事業施設資金	
融資対象者	卸売市場（付設団 売り場を含む）の開 設者（地方公共団 体を除く）	卸売市場の卸売業者 又は仲卸業者 卸売市場の開設者、 卸売業者又は仲卸業 者が主たる構成員又 は出資者となっている 法人	・食品販売業者又は その組織する団体 ・農林業者又はその 組織する団体	・食品製造業者及び 農林漁業者	・卸売市場の開設者 " 卸売業者 " 仲卸業者 " 関連事業者 " 仲卸業者組合	
資金使途	卸売市場の業務に必 要な施設の改良、造 成又は取得	・卸売業者の業務に必 要な施設の改良、造 成又は取得 ・仲卸業者の業務に必 要な施設の改良、造 成又は取得	集出荷施設、処理加 工施設、保管配送施 設又は販売施設	食品製造業と農林漁業 者が提携して行う設備 資金 生産に必要な施設 生産に必要な共同利 用施設 生産法人への出資 関連事業を行う法人 への共同出資 加工に係る事業用資 産の取得 ～ と併せて行う 加工食品の製造・流 通・研究施設	品質データ処理施設、 品質管理保全施設、 定温輸送車、自動仕 分け、搬送保管施設、 営業権出資、事業の 多角化のための施設 の改良、造成又は取 得	
融 資 条 件	限度額	融資対象事業費の80%	融資対象事業費の80%	融資対象事業費の80%	・卸売市場施設 事業費の80% ・卸売業者施設 事業費の70%か次 の額のいずれか低 い額1億円 （特認3億3,000万円 ～6億8,000万円） ・仲卸業者施設 事業費の70%か次 の額のいずれか低 い額3,000万円 （特認7,000万円～ 4億5,000万円）	
	融資期間 (据置期間)	25年以内 (5年以内)	15年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)	卸売市場設備 15年以内（3年以内） 卸、仲卸業者施設 10年以内（2年以内）	
	利率	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 0.95 0.95 1.15	融資期間ごとに設定 6年 10年 15年 0.95 0.95 1.15	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 中小企業 0.45 0.45 0.65 大企業 0.95 0.95 1.15	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 中小企業 0.45 0.45 0.65 大企業 0.95 0.95 1.15	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 0.70 0.70 0.90
	担保・ 保証人	原則として必要（各資金共通）				
申込先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファール9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）					
備考						

農林漁業金融公庫 2

融資制度名	新 規 用 途 事 業 等 資 金	
融資対象者	特定農林畜水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を営む者	
資金使途	「特定農林畜水産物」について行う新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に係る事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得	
融 資 条 件	限度額	融資対象事業費の80%以内
	融資期間 (据置期間)	15年以内（3年以内）
	利率	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 0.95 0.95 1.15
	担保・保証人	原則として必要
申込先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファール9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）	
備考	「特定農林畜水産物」 米、麦、うんしゅうみかん、その他のかんきつ類、こんにゃく芋、りんご、トマト、たまねぎ、てん菜、さとうきび、小豆、いんげん、落花生、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン、生乳、鶏肉、鶏卵、豚肉、しろぎ、かつお、いか、間伐材、しいたけ	

農林漁業金融公庫 3

融 資 制 度 名	乳 業 施 設 資 金				
融 資 対 象 者	乳 業 を 営 む 者				
資 金 使 途	飲用牛乳用処理施設、クリーム製造施設、バター製造施設、チーズ製造施設、れん乳製造施設、粉乳製造施設、アイスクリーム類製造施設、発酵乳製造施設又は乳酸菌飲料製造施設又は牛乳若しくは乳製品の流通の合理化に資する事業に必要な施設の改良、造成又は取得				
融 資 条 件	限 度 額	乳業経営体質強化	融資対象事業費の80%以内		
		そ の 他	融資対象事業費の70%以内		
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	乳業経営体質強化	20年以内 (3年以内)		
		そ の 他	15年以内 (3年以内)		
利 率	融資期間ごとに設定		8年	10年	15年
	乳業経営体質強化	中小企業等	0.45	0.45	0.65
		大 企 業	0.60	0.60	0.80
	そ の 他		0.95	0.95	1.15
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要				
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2 (リファール9F) TEL (076) 263-6475 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)				
備 考	乳業経営体質強化とは 乳業工場の統廃合を推進し、牛乳乳製品の製造販売コストの低減を図るため、「乳業経営体質強化計画」に基づく事業を言います。				

農林漁業金融公庫 4

融 資 制 度 名	水 産 加 工 資 金					
融 資 対 象 者	水産加工業を営む者及び団体					
資 金 使 途	「指定魚種」を原材料とする食用水産加工品について行う次の事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 (1) 製造又は加工の共同化、原材料又は製品の転換、合併又は営業の譲受け (2) 新製品・新技術の開発又は導入					
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80%以内				
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3年以内)				
	利 率	融資期間ごとに設定		8年	10年	15年
		一般	0.60	0.60	0.80	
	特利	0.45	0.45	0.65		
	特利は融資額が1億2千万円までで、小型魚又は未利用部位を利用する事業の場合に適用されます (大企業は除く) 。					
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要					
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2 (リファール9F) TEL (076) 263-6475 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)					
備 考	「指定魚種」とは... あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとそうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、ほたてがい、及び海藻類					

農林漁業金融公庫 5

融 資 制 度 名	特定農産加工資金				
融 資 対 象 者	特定農産加工業を営む者及び特定農産加工業者と事業提携をする関連農産加工業者				
資 金 使 途	<p>果汁、アイスクリーム、牛肉調整品製造等、特定の食品加工業を営む者が行う次に掲げる事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 農産加工品の新商品・新技術の研究開発又は利用</p> <p>(2) 事業の転換</p> <p>(3) 生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備</p>				
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80%			
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3年以内)			
	利 率	融資期間ごとに設定	8 年	10年	15年
		・ 大企業以外の者			
		融資額 2 億7,000万円以下	0.45	0.45	0.65
		融資額 2 億7,000万円超	0.60	0.60	0.80
		・ 大企業	0.60	0.60	0.80
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要			
申 込 先	<p>農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2 (リファール9F) TEL (076) 263-6475 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)</p>				
備 考	<p>(税制上の優遇措置が受けられます)</p> <p>特定農産加工業 かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬れいしょでん粉製造業、牛肉調整品製造業、こんにやく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、豚肉調整品製造業</p> <p>関連農産加工業 果実加工食品製造業、こんにやく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬れいしょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、牛・豚肉以外の食肉調査品製造業</p>				

農林漁業金融公庫 6

融 資 制 度 名	中山間地域活性化資金 (加工流通施設)				
融 資 対 象 者	農林畜水産物の加工、流通、販売 (外食を含む) 業を営む者				
資 金 使 途	<p>国が指定した中山間地域で産出される農林畜水産物を利用した事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(1) 新商品又は新技術の研究開発又は利用</p> <p>(2) 需要の開拓 (アンテナショップ、展示場等)</p>				
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80%			
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内 (3年以内)			
	利 率	融資期間ごとに設定	8 年	10年	15年
		・ 大企業以外の者			
		融資額 2 億7,000万円以下	0.45	0.45	0.65
		融資額 2 億7,000万円超	0.70	0.70	0.90
		・ 大企業	0.95	0.95	1.15
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要			
申 込 先	<p>農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2 (リファール9F) TEL (076) 263-6475 又は農林公庫代理店 (銀行・信用金庫など)</p>				
備 考	<p>中山間地域 全国の市町村の54%が指定されている。 石川県では、能登は大半、加賀は白山麓を中心にして41市町村のうち24の市町村が指定されている。</p>				

農林漁業金融公庫 7

融 資 制 度 名	食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）				
融 資 対 象 者	食品の製造又は加工の事業を営む者				
資 金 使 途	HACCP手法の導入を図るため、指定認定機関（ ）の認定を受けた高度化計画に基づき実施する施設の改良、造成、取得又は当該施設の利用に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得				
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80%又は25億円のいずれか低い額			
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	15年以内（3年以内）			
	利 率	融資期間ごとに設定	8年	10年	15年
		中小企業等 2億7,000万円以下（HACCP手法に対応した建物、設備）	0.45	0.45	0.65
		そ の 他	0.60	0.60	0.80
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要			
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファール9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）				
備 考	指定認定機関とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、厚生大臣及び農林水産大臣の指定を受け、食品の種類ごとに高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行う事業者団体をいう。				

農林漁業金融公庫 8

融 資 制 度 名	食品安定供給施設整備資金				
融 資 対 象 者	食品・飼料の製造、加工、流通の事業を営む者				
資 金 使 途	次の事業を行うのに必要な施設の改良、造成、取得 (1) 基礎食料素材（穀粉、糖類、油脂、でんぷん、飼料）の製造・流通の合理化 (2) 食品の流通機能高度化・高品位流通（一般・高度化） (3) バイオテクノロジーを応用した食品製造 (4) 新規事業育成のための技術開発（一般・特定） (5) 食品残さの再資源化 (6) (1)~(5)の施設の整備に関連して必要となる費用				
融 資 条 件	限 度 額	(1) (2) (5) 融資対象事業費の40%			
		(3) 同	50%		
		(4) 同	40%又は50%		
		(6) 同	20%		
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	(1) ~ (5) 15年以内（3年以内）			
		(6) 5年以内（1年以内）			
	利 率	融資期間ごとに設定	8年	10年	15年
		(1) (2) 一般、(5)	0.95	0.95	1.15
		(2) 高度化、(3) (4) 一般	0.80	0.80	1.00
		(4) 特定	0.65	0.65	0.85
		(6)	1.25	-	-
			(5年以内)		
	担 保 ・ 保 証 人	原則として必要			
申 込 先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファール9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）				
備 考					

石川県制度金融 - 1

(H14年7月1日現在)

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融		
			限 度 額		
(基盤技術の高度化、経営革新、新分野進出、海外展開、設備投資、新規創業等に) 構造改革支援資金	経営革新等支援融資	[経営革新支援分] 中小企業経営革新支援法の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は大臣の承認を受けた者	事業資金	千円 200,000 [ただし、運転資金は50,000千円まで]	
		[海外展開企業支援分] 新たに海外展開を行う(既に実施含む)者で、県内における事業規模の縮小、雇用調整及び下請発注の減少を行わない者		100,000 [ただし、運転資金は50,000千円まで]	
	情報技術活用支援融資 (H.16.3.31まで)	[経営革新分] 中小企業経営革新支援法の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は大臣の承認を受けた者で、情報技術(IT)関連投資額が1,000万円以上であるもの	事業資金	300,000 [ただし、運転資金は30,000千円まで]	
		[一般分] 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術(IT)化投資で、その投資額が500万円以上であるもの		200,000 [ただし、運転資金は50,000千円まで]	
地域商工業活性化融資	[一般分] 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う中小企業者で商工会議所・商工会の認定を受けた者	設備資金	(特認)	50,000 200,000)	
	[アクセス分] 上記の設備投資を北陸自動車道インターチェンジから遠距離の市町村で行う者(対象市町村 羽咋郡以北の市町村と白山麓5村)				
	[モノづくり再生支援分] モノづくり再生支援プログラム対象事業により設備投資を行う中小企業者				
	[商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小商業者で上記の設備投資を行う者 大規模事業所の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小商業者で上記の設備投資を行う者	事業資金	(特認)	50,000 200,000) [ただし、運転資金は10,000千円まで]	
	[企業活性化支援分] 新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行う中小企業者受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行う中小企業者 企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行う中小企業者	運転資金		30,000 [ただし、一般分、アクセス分、モノづくり再生支援分、商工振興分と併用する場合は、合計で200,000千円の範囲内]	

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利 率 (年)	担 保	付保	保証料 (年)			
設備 10年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.50以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関 ただし、経営革新支援分については、経営革新計画の知事承認書を添えて取扱金融機関	経 営
設備 10年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.30以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	経営革新計画の知事(大臣)承認書を添えて取扱金融機関	
設備 10年以内 (2年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.50以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	支 援
10年以内 (2年以内)	1.70以内 (付保の場合 1.20) 1.60以内 (付保の場合 1.10)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	課
設備 10年以内 (2年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.50以内 (付保の場合 1.00)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	
5年以内 (1年以内)	1.70以内 (付保の場合 1.20)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	

融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

石川県制度金融 - 2

制度名	融資対象	資金使途	融	
			限度額	
(基盤技術の高度化、経営革新、新分野進出、海外展開、設備投資、新規創業等に) 構造改革支援資金	事業転換支援融資	「中小企業再生・事業転換支援プログラム」の支援チームの指導を受けている者で、現在行っている事業を廃止し、他業種への事業転換を行うもの 多角化を目的として他業種に属する事業を開始する場合において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの 多角化を目的として他業種に属する事業を行う会社を設立する場合において新会社により開始する事業に着手していることが明らかであり、かつ、新会社により開始する事業の売上高が開始から5年以内に現在の事業の売上高と新会社により開始する事業の売上高の合計額の20%以上に相当することが見込まれるもの	事業資金	千円 50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金は20,000千円まで
	創業者支援融資	〔一般分〕 法律に基づく資格を有する開業者 実用新案等の実用化を図る開業者 同一企業3年以上又は同一業種5年以上従事後の同一業種による独立開業者 女性であって、その感性・特性を活かして事業を開始しようとする者及び生活者を重視した社会性のある事業を開始しようとする者	事業資金	20,000 ただし、運転資金は10,000千円まで (事業費の4/5以内)
		〔特別分〕 個人で1ヵ月以内に事業を開始する具体的計画を有するもの 個人で2ヵ月以内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの 個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの 個人が新たに会社を設立し、その設立の日以後1年を経過していないもの 中小企業者である会社が、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 中小企業者である会社が、新たに会社を設立し、その設立の日以後1年を経過していないもの		20,000 ただし、運転資金は10,000千円まで、 については自己資金額の範囲内を限度とする
ゆとり創造・女性雇用促進融資	労働時間短縮のための投資を行う中小企業者又は組合 女性雇用促進のための投資を行う中小企業者又は組合	設備資金	50,000	

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期間 (うち据置期間)	利率(年)	担保	付保	保証料 (年)			
設備 10年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	% 1.50以内 (付保の場合 1.00)	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会又は(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関	経営支援課
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	1.60以内 〔中高年齢者 創業支援分〕 ただし、45歳以上の開業者については1.30以内	原則として 無担保	必須	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	
10年以内 (1年以内)	1.70以内 1.60以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 1.25 無担保 1.35	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	労働企画課

融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

石川県制度金融 - 3

制度名	融資対象	資金用途	融	
			限度額	
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	経営安定特別対策融資	商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けている中小企業者又は組合	運転資金	千円 80,000
	緊急経営支援融資 (H16.3.31まで)	〔一般分〕 売上減少率 最近3ヶ月10%以上 最近6ヶ月5%以上等 又は前期事業年度で税引後利益で欠損金が生じているか、今期事業年度で税引前利益で欠損金を生じることが見込まれること 〔特別分〕 親事業者の経営の合理化、天候不順等又は大規模事業所の移転による影響を受けている中小企業者又は組合	運転資金	80,000
	連鎖倒産防止・災害対策融資	国の指定する倒産事業者の関連中小企業者又は組合 以外の倒産事業者の関連中小企業者又は組合	運転資金	50,000
		地震、火災、風水害等により被害を受けた中小企業者又は組合	事業資金	1災害につき50,000
	金融円滑化特別融資	取引先金融機関の破綻等により、事業活動に必要な資金の調達に支障が生じている中小企業者	事業資金	50,000
	資金繰り支援融資	県制度金融の既往債務(保証協会の保証付き債務に限る。)の借換等により資金繰りの改善を図る者で、適切な事業計画を有し、かつ、経営安定関連保証を利用可能なもの(経営安定関連保証に係る市町村長の認定書を有しているもの)	事業資金	(特認) 80,000 280,000)
	小口融資	商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって、従業員40名以内(商業・サービス業10名以内)	事業資金	無保証人の場合 15,000 12,500
特別小口(無保証人)の場合 〔小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))等〕 季節資金は、小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))		季節資金(益・年末)	3,000	
(県外企業等の新規立地に) 企業立地促進融資	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	500,000 (投資額の2/3以内)	

期間(うち据置期間)	利率(年)	担保	信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
			付保	保証料(年)			
7年以内(1年6か月以内)	1.00以内	原則として無担保	必須	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、福邦銀行、信用組合、信用農業協同組合連合会	商工会議所、石川商工会連合会又は(財)石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関	経営支援課
7年以内(2年以内)	1.50以内(付保の場合1.00)	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.71 無担保 0.74	商工中金、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、福邦銀行、信用組合、信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会(特別分の下請企業関係については(財)石川県産業創出支援機構)の認定書を添えて取扱金融機関	
7年以内(2年以内)	1.50以内	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、福邦銀行、信用組合、信用農業協同組合連合会	市町村長の認定書を添えて取扱金融機関 取扱金融機関	
7年以内(2年以内)	1.60以内	原則として無担保	必須	0.70	破綻金融機関を除く取扱金融機関	市町村長の認定書を添えて取扱金融機関	
7年以内(2年以内)	1.75以内	保証協会所定の扱い	必須	0.80	商工中金、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、福邦銀行、信用組合、信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	
設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内)	1.60以内	原則として無担保	必須	有担保0.71 無担保0.74 無保証人の場合 0.50	原則として市町村の指定する金融機関	商工会議所又は商工会を経由のうえ取扱金融機関	
6か月以内	1.65以内	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、福邦銀行、信用組合	取扱金融機関	
10年以内(2年以内)	1.50以内	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、福邦銀行、信用組合、信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	産業立地課

融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

石川県制度金融 - 4

制度名	融資対象	資金用途	融	
			限度額	
(観光関係設備資金)	観光施設整備資金	〔一般分〕 旅館(ビジネスホテルを含む)業者を構成員とする組合	設備資金	千円 100,000 (特認 200,000)
	民宿整備資金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000
(労働関係)	勤労者育児・介護休業融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金	1,000

【健康福祉部関係】

(バリアフリー関係)	バリアフリー施設整備促進融資	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者	設備資金	新築等 30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000
	バリアフリー住宅リフォーム資金融資	既存住宅をバリアフリー住宅にリフォームしようとする者	住宅資金	7,000

【環境安全部関係】

(環境保全関係)	環境保全資金	環境保全のための施設の設置、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合	設備資金	50,000 (特認 100,000)
(産業廃棄物処理関係)	産業廃棄物処理施設整備資金	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	設備資金	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000

【問い合わせ先】 石川県商工労働部経営支援課(担当:金融係) [石川県庁: 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地]
TEL (076) 225-1522 (直通) TEL (076) 225-1111 (代表)

観光関係融資制度: 石川県商工労働部観光推進総室(担当:企画調整係)
TEL (076) 225-1538 (直通)

労働関係融資制度: 石川県商工労働部労働企画課(担当:労働福祉係)
TEL (076) 225-1532 (直通)

期間 (うち据置期間)	利率(年)	担保	信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
			付保	保証料(年)			
10年以内 (3年以内)	% 1.70以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 1.25 無担保 1.35	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	取扱金融機関 〔特認の場合は知事 の認定書を添えて〕	観光推進 総室
10年以内 (1年以内)	1.50以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	厚生政 策課
5年以内 (1年以内)	1.10	連帯保証人 1	必須	0.18	労働金庫	取扱金融機関	労働企画 課

10年以内 (3年以内)	1.00以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	厚生政 策課
10年以内	1.50以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合、労働金庫	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	環境政 策課

10年以内	一般分 1.50以内 特利分 1.50以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	知事の適格証明書を 添えて取扱金融機 関	環境政 策課
10年以内 (2年以内)	1.50以内	金融機関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	廃棄物 対策課

融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

企業立地促進融資制度: 石川県商工労働部産業立地課(担当:企業誘致担当)
TEL (076) 225-1517 (直通)

バリアフリー関係融資制度: 石川県健康福祉部厚生政策課(担当:バリアフリー社会推進係)
TEL (076) 225-1413 (直通)

環境保全関係融資制度: 石川県環境安全部環境政策課(担当:企画管理グループ)
TEL (076) 225-1461 (直通)

産業廃棄物処理施設整備関係融資制度: 石川県環境安全部廃棄物対策課(担当:一般廃棄物係)
TEL (076) 225-1471 (直通)

金沢市制度金融 - 1

平成15年6月1日現在

制度名	融資対象事業等	融資対象者	融	
			限度額	返済期間
産業振興資金	店舗、事務所、その他の事業所、従業員のための福利厚生施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者及び組合	1事業 100,000千円 (総事業費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 〔ほかに1年以内据置〕
	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者及び組合	1事業 100,000 特に必要と認められる場合は200,000 (同上)	13年以内 土地付15年以内 (同上)
	公害防除施設資金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置の事業	中小企業者	1事業 100,000 (総事業費の9/10以内)

企業立地促進資金	特定事業所、先端技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企業者(製造業など)	1事業 500,000 (総事業費の3/4以内)	15年以内 (同上)
中心市街地活性化事業資金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店のために必要な事業	事業認定を受けた中小企業者及び組合(小売業・一般飲食店など)	1事業 100,000	13年以内 土地付15年以内 (同上)
中小企業情報化推進資金	企業の情報化に必要な事業	事業認定を受けた中小企業者及び組合	1企業 1組合 20,000	10年以内 〔1年以内据置を含む〕
伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝統産業従事者	1事業 20,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (同上)
機械工業構造改善事業貸付金(機械貸与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中小企業者	1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (同上)
中小企業振興特別資金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中小企業者及び組合	1企業 1組合 40,000	7年以内 〔2年以内据置を含む〕
緊急経営安定特別資金(セーフティネット資金)	経営安定関連保証(信用保険法第2条第3項第1~8号)の信用保証を受けて経営の安定を図る	経営安定関連保証の信用保証を受ける中小企業者及び組合	1企業 1組合 50,000	運転5年以内 〔1年以内据置を含む〕 設備7年以内 〔1年以内据置を含む〕

利率	返済方法	内			取扱金融機関等	受付
		担保	連帯保証人	内容		
年1.7%	元金均等償還	金融機関の定めるところに よります	金融機関の定めるところに よります	商工中金 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 金沢信用金庫 共栄信用金庫 北陸信用金庫 興能信用金庫 鶴来信用金庫 能登信用金庫 石動信用金庫 福光信用金庫 金沢中央信用組合 三井住友銀行 大野信用組合 北國銀行 石川県医師信用組合 みずほ銀行	随時 金沢市商業振興課 TEL(220) 2204 〔公害防除施設資金については環境保全課で受付する〕 TEL(234) 5122	
年1.5%		同上	同上	同上	同上	

年1.5%	同上	同上	同上	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	随時 金沢市商業振興課 TEL(220)2204
年1.5%	同上	同上	同上	産業振興資金に同じ	同上
年1.3%	同上	同上	同上	同上	同上
年1.5%	同上	同上	同上	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	同上
年2.75%	元金18回均等償還(4ヶ月毎)	無担保機械の所有権は完済後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	鉄工機電協会 TEL(268) 0121
年1.5%	元金均等償還	金融機関の定めるところに よります	金融機関の定めるところに よります	産業振興資金に同じ	随時 取扱金融機関
年1.5%	同上	同上	同上	同上	同上

融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

金沢市制度金融 - 2

制度名	融資対象事業等	融資対象者	融		
			限度額	返済期間	
中小企業創業者支援資金	創業のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は創業して1年未満の中小企業者	1企業	20,000	6年以内 〔6か月以内 据置を含む〕
季節資金	季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中小企業者及び組合	1企業 1組合	6,000 10,000	6か月以内
追認小口事業資金	小規模事業者の融資の円滑化および迅速化を促進するため追認保証により融資する	従業員40名以内（商業・サービス業10名以内）の中小企業者	1企業	15,000	運転5年以内 〔1年以内 据置を含む〕 設備7年以内 〔1年以内 据置を含む〕

平成15年6月1日現在

利率	返済方法	内		取扱金融機関等	受付
		担保	連帯保証人		
年1.5%	同上	同上	同上	産業振興資金に同じ	随時 取扱金融機関
夏季1.65% 年末1.65%	分割または一括	同上	同上	同上	夏季：6月～8月 年末：11月～12月 取扱金融機関
年1.6%	元金均等償還	無担保	1名以上	産業振興資金に同じ ほか朝銀中部信用組合	随時 金沢商工会議所 TEL(263)1161 森本商工会 TEL(258)0276

融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

七尾市制度融資

平成15年5月1日現在

融資制度名	融資対象	資金使途	限度額	
追認保証小口事業資金 (県と協調)	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる小規模事業者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運転資金 設備資金	15,000千円	
特別小口			12,500千円	
店舗改装資金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	店舗増改築 店内の改装 駐車場設置	5,000千円	
観光施設整備資金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下)	観光施設の 整備改善		
機械設備近代化資金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む工業者。 (資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機械器具、 装置の購入		
経営安定資金	市内に住所、事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運転資金	5,000千円	
中小企業振興資金	共同施設設置資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合。	30,000千円	
	工場集団化 工場共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合。		
	店舗等集団化資金	事業協同組合、事業協同小組合。 (資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)		
	商店街近代化資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。		
	小売商業店舗 共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。		
辺地産業育成資金	市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。県信用保証協会の保証対象業種。	運転資金 設備資金	5,000千円	
観光施設整備資金	一般事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者。	設備資金	50,000千円
	特別事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者であって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受ける者。	設備資金	300,000千円
中小企業創業者支援資金	市内に事業所を開業する者で、原則として引き続き1年以上市内に居住する者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運転資金 設備資金	10,000千円	
延払機械設備貸与資金	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1企業 60,000千円 (特) 80,000千円	

融 資 内 容						
貸付期間	利 率	返済方法	担 保	保 証 人	取扱金融機関	申込み・問合せ
運転 5年以内 設備 7年以内	1.60% (保証料0.5%)	月賦償還 一括償還	要 せ ず	1名以上 要 せ ず	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富山第一銀行 能登信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
7年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月賦償還	要せず(付保 の場合は指定 金融機関の取 扱いによる)	1名以上		
5年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月賦償還 一括償還				
10年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月賦償還 半年賦償還	商工中金所定 の取扱いによ る	商工中金所 定の取扱い による	商 工 中 金	商工中金金沢支店 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
5年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月賦償還	要せず(付保の 場合は指定金融 機関の取扱い による)	1名以上	能登信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
10年以内 (3年据置)	1.70%	月賦償還	指定金融機関 所定の取扱い による	指定金融機 関所定の取 扱いによる	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富山第一銀行 能登信用金庫 興能信用金庫 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
15年以内 (3年据置)	1.50%以内	月賦償還				
運転5年以内 設備7年以内	1.60%	月賦償還 一括償還	指定金融機関 の取扱いによ る	指定金融機 関の取扱い による	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富山第一銀行 能登信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
7年以内 (12ヶ月限度据置)	0.90%	貸付の 翌年度から 均等償還	無担保機械の 所有権は完済 後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会

小松市制度金融 - 1

平成15年6月1日現在

制 度 名	融 資 対 象	資金用途	融	
			限 度 額 (千円)	
経 営 安 定 支 援	中 小 企 業 業 緊 急 支 援 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運 転 資 金	20,000
	中 小 企 業 業 振 興 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設 備 資 金	40,000
	中小企業季節資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏季・年末の運転資金	5,000
新 規 立 地 支 援	中 小 企 業 業 立 地 促 進 資 金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者(一部市外中小企業者の立地も可)	設 備 資 金	投資額の3分の2以内で 100,000
起 業 支 援	起 業 家 支 援 資 金	市内で新たに事業を開始しようとする者(開業後1年未満の者含む)	事 業 資 金	7,000
組 合 支 援	組 合 体 質 強 化 資 金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事 業 資 金	共同 50,000 転貸 10,000
	高度化事業助成資金	中小企業総合事業団の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設 備 資 金	(総事業費 - 中小企業総合事業団及び県融資額)の80%以内で 100,000
特 定 目 的 事 業 支 援	公 共 事 業 推 進 商 店 振 興 資 金	公共事業工事で影響のある商店	運 転 資 金	1,000
	都 市 計 画 事 業 設 備 資 金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建 築 取 得 資 金	費用の40%以内で 15,000
	公 害 防 止 施 設 整 備 資 金	公害の発生を防止するための施設を整備する中小企業者・組合	公 害 防 止 施 設 資 金	個人・会社 5,000 組 合 10,000
	防火設備等整備資金	防火区域内における消防用設備をする者	消 防 用 設 備 資 金	10,000 一定施設 20,000

資 条 件			取扱金融機関等	融資申込先	所轄課
期 間 内 据 置 期 間	利 率 (年) %	担 保 ・ 保 証 人			
6年以内 (6月以内)	1.50	金融機関所定の扱い	北 國 ・ 北 陸 ・ 福 井 ・ 富 山 第 一 ・ 福 邦 銀 行 ・ 北 陸 ・ 金 沢 ・ 鶴 来 信 用 金 庫 商 工 組 合 中 央 金 庫	市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
7年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
6月以内	1.65	金融機関所定の扱い		取扱金融機関 (夏季:6月15日~8月31日) (年末:11月1日~12月末日)	商 工 振 興 課
土地建物10年以内 (1年以内) 機械設備7年以内 (1年以内)	1.55	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
6年以内 (6月以内)	1.50	担 保 : 信用保証協会 所定の扱い 保証人: 1名以上 (法人の場合は代表者を含めて2名以上)		取扱金融機関	商 工 振 興 課
運 転 5年以内 (6月以内) 設 備 7年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		取扱金融機関	商 工 振 興 課
10年以内 (6月以内)	1.60	担 保 : 金融機関所 定の扱い 保証人: 組合の役員		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
3年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	下 水 道 普 及 促 進 課
耐火建築物15年以内 (6月以内) その他の建築物 12年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	都 市 計 画 課
5年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	環 境 企 画 課
5年以内 (6月以内) 一定施設10年 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い	市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	消 防 本 部 予 防 課	

小松市制度金融 - 2

平成15年6月1日現在

制度名	融資対象	融資対象	資金用途	融	
				限	度額(千円)
特定目的事業支援	下水道宅内工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金		1,600
	水洗便所改造資金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改造資金		700
労働関係	勤労者育児・介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者で育児・介護休業期間終了後復職することが確実な者	生活資金		1,000
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入している者	住宅・生活資金	住宅生活	100,000 5,000
	(労働者福利厚生資金)	上記を除く勤労者	住宅・生活資金	住宅生活	70,000 5,000
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務しており、扶養家族を有する勤労者	生活資金		1,000
経営安定支援	追認小口事業資金	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内	事業資金		15,000
		特別小口 小規模事業者(従業員20名以内 商業・サービス業5名以内)			12,500
県外企業等の新規立地支援	企業立地促進資金	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金		投資額の3分の2以内で500,000

融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

その他の団体に協調している制度

機械設備貸与支援	鉄工協会 延払機械設備貸与資金	中小企業者、協同組合等の共同事業施設。機械金属、電機電子工業等に使用する設備等	機械貸与資金	特認	60,000 80,000
----------	-----------------	---	--------	----	------------------

融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

資 条 件			取扱金融機関	受 付	受 付
期間(据置期間)	利率(%)	担 保			
5年以内	1.05	金融機関所定の扱い	小松市農業協同組合	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	農 務 課
4年以内	無利子	連帯保証人 1名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	1.00	連帯保証人 1名	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.275~2.375 固定1.50~2.70 その他1.30~1.40	担保:住宅資金-有担保:生活資金-無保証人:協会保証付により原則不要	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.275~2.375 固定1.50~2.70 その他1.30~1.40	担保:住宅資金-有担保:生活資金-無保証人:協会保証付(場合により保証人要)	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
3年以内 (6月以内)	2.50	担保:無 保証人:取扱金融機関所定の扱い	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
設備 7年以内	1.60	無担保、保証人:金融機関所定の扱い	原則として市指定の金融機関	商工会議所経由のうえ取扱金融機関	県経営支援課
運転 5年以内 (1年以内)		無担保・無保証			
10年以内 (2年以内)	1.50	金融機関所定の扱い	商工中金・北國・北陸・福井・富山第一・福邦銀行、信用金庫・みずほ・三井住友・UFJ・信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	県産業立地課

7年以内 (借入年度内)	2.75	頭金:10%、無担保保証人:2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会
-----------------	------	--------------------	-----------	-----------	-----------

輪 島 市 制 度 金 融

融資制度名	融資対象	資金用途	限度額
			追認保証小口事業資金
中小企業経営安定資金	輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又は経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納していない者	運 設 転 備	運転 20,000千円 特別融資枠 2,000千円 設備 10,000千円
石川県民宿整備資金	県民宿協会の会員 県内で民宿を営む者並びに民宿を営もうとする者で、県民宿協会の推薦を受けた者	設備施設	10,000千円
労働者生活資金	1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上雇用されている者	生 活	金融機関の定める 貸出限度額に同じ
		住 宅	
勤労者生活安定小口資金	輪島市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上雇用され扶養家族を有する者	生 活	同 上

利用促進策

輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度・15年度の新たな融資申込者（借替含む）に限り0.35%の利子補給を行っています。

平成14年7月1日現在

融 資 内 容				取扱金融機関
返済期間	利 率	担 保	保証人	
運 転 5年以内 (据置 1年以内) 設 備 7年以内 (据置 1年以内)	年 1.60%以内	原則として無担保	必 要	北 國 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 興 能 山 第 一 銀 組 富 登 信 用 組 合
運 転 5年以内 (据置 5ヶ月以内) (特別融資措置12ヶ月以内) 設 備 8年 (据置 8ヶ月)	年 1.60%以内	金融機関所定の扱い	金融機関 所定の扱い	同 上
10年以内 (据置 1年以内)	年 1.50%以内	金融機関所定の扱い	必 要	県 指 定 金 融 機 関
生 活 15年	金融機関所定の扱い	不 要	必要に応じて	北 陸 労 働 金 庫
住 宅 35年		有		
生 活 3年以内	年 2.50%以内	不 要	不 要	同 上

珠 洲 市 制 度 金 融

融 資 制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額	
商 工 関	追認保証小口 事業融資	商工会議所の会員又はそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者（従業員40人以内〔商業・サービス業10人以内〕）等	運 転 資 金 設 備 資 金	15,000千円 無保証人 12,500千円
	企業立地促進融資	県の指定する指定工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの（県外企業の立地に限る）	設 備 資 金	500,000千円
	鉄工機電協会延払 機械設備貸与資金	石川県鉄工機電協会会員	機 械 貸 与 資 金	60,000千円 特認 80,000千円
	企業経営安定資金		運 転 資 金	
観 光 関 係	観光施設整備資金	旅館業者 を構成員とする組合	設 備 資 金	100,000千円
	民宿整備資金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設 備 資 金	10,000千円
労 働 関 係	労働者福利厚生 貸付資金	未組織労働者	生 活 資 金 住 宅 資 金	金融機関の定める貸 出限度額に同じ
	勤労者貸付資金	組織労働者	同 上	同 上
	勤労者小口資金	市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上雇用されており、安定した収入のある勤労者	生 活 資 金	1,000千円

利率については、変動することがあります。

融 資 内 容	取 扱 金 融 機 関	申 込 み 先				
			期 間 (据 置 期 間)	利 率	担 保	保 証 人
運 転 5 年 以 内 (1 年 以 内) 設 備 7 年 以 内 (1 年 以 内)	1.60% 以 内	原 則 不 要	1 名 以 上	0.71%	指 定 金 融 機 関	商 工 会 議 所 を 経 由 の う え 取 扱 金 融 機 関
10 年 以 内 (2 年 以 内)	1.50% 以 内	金 融 機 関 所 定 の 扱 い		0.91%	指 定 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関
7 年 以 内 (借 入 年 度 内)	2.75% 以 内	保 証 金 10%	所 属 組 合 又 は 2 名 以 上 (内 1 名 取 扱 商 社)	—	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会
金 融 機 関 所 定 の 扱 い					商 工 中 金	商 工 中 金
10 年 以 内 (3 年 以 内)	1.70% 以 内	金 融 機 関 所 定 の 扱 い		1.25%	指 定 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関
10 年 以 内 (1 年 以 内)	1.50% 以 内	金 融 機 関 所 定 の 扱 い		1.25%	指 定 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関
10 年 ~ 35 年 以 内	金 融 機 関 所 定	生 活 資 金 無 担 保 住 宅 資 金 無 担 保	連 帯 保 証 人 1 名 以 上	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	労 働 金 庫	石 川 県 労 働 者 信 用 基 金 協 会
同 上	同 上	同 上	同 上	—	同 上	労 働 金 庫
3 年 以 内	2.0 ~ 4.0 台 % 以 内	金 融 機 関 所 定 の 扱 い			同 上	同 上

加賀市制度金融 - 1

商工業振興資金

平成15年5月1日現在

制度名	融資対象	資金用途	融	
			限度額	期間(うち据置期間)
小口事業資金 (県と協調)	商工会議所の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者(従業員40人以内(商業・サービス業10人以内))等	設備資金	15,000千円	設備7年以内 (1年以内)
		運転資金	12,500千円	運転5年以内 (1年以内)
新規開業事業 転業資金	1年以上市内に在住し、市内において新規に開業または、転業しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金	10,000千円 (事業費の2/3以内)	設備7年以内 (1年以内)
		運転資金		運転5年以内 (1年以内)
中小企業大学校、加賀商工会議所等が行う開業等に関する講座を修了した者のうち、県内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人		設備資金	20,000千円 (事業費の2/3以内)	設備10年以内 (1年以内)
		運転資金		運転7年以内 (1年以内)
組合強化 資金	市内に事業所を置く商工会議所の会員である組合、組合員	設備資金	50,000千円	設備7年以内 (1年以内)
		運転資金	20,000千円	運転5年以内 (1年以内)
振興 資金	加賀市産業条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資	ア 工場・物流加工施設 イ 研究所・ソフト		
		設備資金	500,000千円 (事業費の2/3以内)	15年以内 (3年以内)
		設備資金	300,000千円 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)
設備投資	500,000千円 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)		
商店街振興 資金	地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービス業を営むもの	設備資金	100,000千円 (投下固定資産額の2/3以内) 30,000千円 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)
		運転資金	30,000千円 10,000千円	5年以内 (1年以内)
製造加工業 振興資金	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者で、市内に事業所を有するもの	設備資金	30,000千円 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)
		運転資金	10,000千円	5年以内 (1年以内)

利率(%)	内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
	担 保	保 証 料			
1.600%以内	担保・保証人： 金融機関の所定の扱いによる	有担保 0.71% 無担保 0.74% 特別小口 0.50%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	商工会議所を 経由のうえ、 取扱金融機関 (随時)	観 光
1.714%以内	担 保： 県信用保証協会の所定の 扱いによる 保証人：1名以上 (法人の場合は代表者を含 め2名以上)	有担保 0.95% 無担保 1.05%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店	商工会議所を 経由のうえ、 取扱金融機関 (随時)	
1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる	・組合は県信用保証協会、 組合員はこれに加賀市転 貸保証協会加えたいずれ かの保証を付する。	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店、商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
ウェア業等の事業所 ウ 保養施設 エ 高度化事業を実施する組合 オ 産業振興に係る施設					
1.425%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店	市長の認定書 を添えて取扱 金融機関 (随時)	工 課
1.450%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	知事の認定書 を添えて取扱 金融機関 (随時)	
1.450%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店	市長の認定書 を添えて取扱 金融機関 (随時)	
1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店	市長の認定書 を添えて取扱 金融機関 (随時)	

加賀市制度金融 - 2

平成15年5月1日現在

制度名	融資対象	資金用途	融		
			限度額	期間(据置期間)	
商工業振興資金	中小企業 季節資金	市内の中小企業者	運転資金	5,000千円	6ヶ月以内
	観光振興 資金	旅館業者又は旅館業者を構成員とする 組合員	設備資金	30,000千円	10年以内 (2年以内)
			運転資金	15,000千円	5年以内 (1年以内)
民宿整備 資金 (県と協調)	県民宿協会の会員 県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000千円	10年以内 (1年以内)	
勤労者福祉向上資金	勤労者生活 安定小口 資金	市内に居住する勤労者	生活資金	1,000千円	3年以内
	育児・介護 休業資金	育児・介護休業取得者	生活資金	1,000千円	5年以内
	消費生活協 同組合資金	消費生活協同組合	設備資金	1,000千円	7年以内
			運転資金	9,000千円	1年以内
環境	公害防止施 設整備資金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000千円	10年以内 (1年以内)
他団体の 制度金融	延払いに よる機械設 備貸与資金	県鉄工機電協会の会員で中小企業者	設備資金	60,000千円 (特別枠80,000千円)	7年以内 (貸与年度内)
	労働者福利 厚生貸付資金	担保力の乏しい労働者 (未組織労働者)	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出 限度額に同じ	5～25年以下
	勤労者 貸付金	組織労働者	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出 限度額に同じ	5～25年以下

資 利率(%)	内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所 管 課
	担 保	保 証 料			
1.650%以内	金融機関の所定の扱いによる	—	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店	取扱金融機関 (盆6/15～8/31、 年末11/1～ 12/30)	観
1.600%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保 1.25% 無担保 1.35%	商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	光
1.500%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保 1.25% 無担保 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	取扱金融機関 (随時)	商
2.500%以内	金融機関の所定の扱いによる 保証人1名以上	未組織労働者 0.88%	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	工 課
1.000%以内	金融機関の所定の扱いによる 保証人1名以上	未組織労働者 0.88%	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
2.600%以内 1.900%以内	金融機関の所定の扱いによる	—	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	環 境 安 全 課
1.700%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書 を添えて取扱 金融機関 (随時)	
2.750%以内 (利子補給 0.5%)	連帯保証人2名以上	対象機械価格額の 10%相当額	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会 (協会で定める期間)	
生活 8.90% 住宅～2.53%	連帯保証人1名以上	無担保0.88%以内 有担保0.18%以内	労働者信用基金協会	北陸労働金庫 大聖寺支店	商 工 課
生活 8.90% 住宅～2.53%	金融機関の所定の扱いによる 連帯保証人1名以上	—	北陸労働金庫大聖寺支店	北陸労働金庫 大聖寺支店	課

加賀市役所 地域支援部観光商工課 TEL0761 - 72 - 7900
環境安全課 TEL0761 - 72 - 7890

羽 昨 市 制 度 金 融

平成15年6月1日現在

	制 度 名	融 資 対 象	資金使途	原資（予算額要求額） 千円
勤労者生活安定小口 資金融資貸付金	同一事業所に勤続1年以上かつ羽昨市在住1年以上で、扶養家族を有し、市税を滞納していないこと。	生活資金	利子補給	
勤労者育児休業・ 介護休業資金融資 貸付金	育児・介護休業の利用者に生活資金として低利な融資を行うことで、生活の安定を図る。	生活資金	利子補給	
中小企業経営 安定資金貸付金 協議 商工中金	商工中金に出資している事業協同組合、商店街振興組合等及びその組合員	運転資金 設備資金	20,000 (預託利率) 0.03%	
機械設備貸与資金 貸付金 鉄工機電協会	中小企業基本法に規定する中小企業者共同組合等の共同事業施設	機械設備 計測機器 購入資金	19,856 (預託利率) 0.90% 新規分は補正で対応	
羽昨市経営支援融資 貸付金	市内に住所、事業所を有し1年以上継続して同一の事業を営み、市税を滞納していない者。	運転資金 設備資金	利子補給	
小口事業融資制度	商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている者であって、従業員が40人以内（商業又はサービス業は10人以内）の小規模企業者であること。ただし、商工会が特に認めたものは対象とする。 特別小口（無保証人）	運転資金 設備資金	利子補給	
石川県企業立地促進 融資制度	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請けへの波及効果のあるもの	設備資金	利子補給	

融資期待額 (協調倍率) 千円	融 資 条 件						取扱金融機関
	限度額(千円)	返済期間 (措置期間)	利率(%)	返済方法	担保	保証人	
	10,000 100,000	15年以内 35年以内	2.0~8.0% 1.3~2.9%	均等分割	無し 有り	条件による	北陸労働金庫 羽昨支店
	1,000	3年以内	2.50%	均等分割	無し	原則的に 1名	北陸労働金庫 羽昨支店
	1,000	5年以内 融資額50万円以下は 3年以内	1.35%	均等分割	無し	1名以上	北陸労働金庫 羽昨支店
商工中金と羽昨市の中小企業者との 交渉成立内容による							商工中金金沢支店 076-221-6141
(2倍) 市:1 県:1	60,000 1年後には 80,000まで	7年 (1年以内)	中小企業近代 化資金等助成 法による2.75	均等分割		3名以上	石川県 鉄工機電協会
	10,000 15,000	5年以内 7年以内	1.60% 保証料1.0%	均等分割	取扱金融機関所 定の扱いによる		北國銀行羽昨支店 北陸銀行羽昨支店 能登信用金庫羽昨支店 興能信用金庫羽昨支店
	15,000 無保証人の場合 12,500	5年以内 (1年以内) 7年以内 (1年以内)	1.60%以内 保証料 有担保0.71% 無担保0.74%	均等分割	原則 無し	1名以上	北國銀行羽昨支店 北陸銀行羽昨支店 能登信用金庫羽昨支店 興能信用金庫羽昨支店
	500,000 (投資額の 2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.5%以内 保証料 有担保0.91% 無担保0.94%	均等分割	取扱金融機関所 定の扱いによる		北國銀行羽昨支店 北陸銀行羽昨支店 能登信用金庫羽昨支店 興能信用金庫羽昨支店 商工中金金沢支店

松任市制度金融

平成15年4月1日現在

制度名	融資対象	資金用途	融	
			限	度 額
中小企業経営安定資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者	〔事業資金〕 事業経営の安定及び合理化	1企業 1組合 (特認)	1,500万円以内 1,500万円以内 3,500万円以内
中小企業特別支援融資資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者で、最近3か月又は6か月の売上が前年又は、2、3年前の同期と比較して減少している者	〔運転資金〕 事業経営の安定及び合理化 代替は不可	1企業	1,500万円以内
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	〔運転資金〕 夏季及び年末年始の資金需要	1企業	500万円以内
店舗近代化資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者(卸売業、小売業及びサービス業を営んでいる者)	〔設備資金〕 店舗の新築、改築、増築及び店内施設の設置事業並びに顧客用駐車場(用地取得費を除く)の整備	1企業	1,000万円以内
企業体質改善資金	市内に事務所(製造業)を有し1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者	〔設備資金〕 機械設備の設置及び生産設備を建設するもの	1企業 1組合 (いずれも総事業費の3/4以内)	1,500万円以内 2,000万円以内
勤労者小口資金	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者で扶養家族を有すること	〔生活資金〕 生活の維持・向上に必要な資金全般	1人	70万円
育児・介護休業取得者融資資金	市内に居住し、育児介護休業を取得中又は取得しようとする者で、育児介護休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し育児介護休業に係る他の公的融資制度を利用していない者	〔生活資金〕 育児介護休業期間中に必要とする生活資金	1人	100万円
誘致工場建設資金(一般分)	松任市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	〔設備資金〕 基準内用地の取得費又は基準内工場の新設若しくは増設	1企業 (総事業費の2/3以内)	1億円以内
中小企業創業者支援融資資金	信用保証協会の保証の対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者中小企業を市内に創業して1年に満たない者	〔事業資金〕 開業に必要な資金	1企業	1,000万円以内

資	条 件			融資申込先
	返済期間	利率	返済方法 担保・保証人	
(運転資金) 5年以内(据置期間6か月以内) (設備資金) 7年以内(据置期間1年以内)	年1.60%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて 取扱金融機関	
7年以内(据置期間1年以内)	年1.20%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて 取扱金融機関	
6か月以内	年1.65%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏季 6/15~8/31 年末年始 11/1~12/30	
7年以内(据置期間1年以内)	年1.40%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて 取扱金融機関	
7年以内(据置期間1年以内)	年1.60%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関	
3年以内	年2.50%	元金又は元利均等月賦償還 金融機関の取扱い	(取扱金融機関)	
5年以内 (但し借入額が50万円以下の場合 は3年以内)	年1.00%	元利均等月賦償還 金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関	
10年以内(据置期間2年以内)	年1.70%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関	
10年以内(据置期間2年以内)	年1.40% 45歳以上の開業者 年1.20%	元金均等月賦償還 金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関	

各町村の制度金融 - 山中町・寺井町

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
山中町	観光施設整備資金	町内に事業所を有する旅館業者、又は旅館業者を構成員とする組合	設備資金	5,000万円
	寺井町観光施設整備資金	イ．町内に観光客を対象とした施設を有し、かつ原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる者 ロ．過去3ヶ年間税を滞滞なく納付している者 ハ．町の観光開発の施策に従って施設設備の整備を行う者	事業資金	25,000万円
	寺井町九谷焼業経営安定資金	イ．町内において1年以上引き続き九谷焼上給業を営み、かつ長期の不況により経営の安定に支障を生じている者 ロ．町税の滞納のない者	事業資金	一人 100万円 総枠 2,000万円
寺井町	寺井町中小企業季節資金	イ．町において1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者 ロ．町税の滞納のない者	運転資金	500万円

寺井町ホームページアドレス <http://www.town.terai.ishikawa.jp/>

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
10年以内 (1年以内)	年3.2%以内	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	商工中金金沢支店	取扱金融機関
5年以内 (1年以内)	5.0%以内	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	鶴来信用金庫	寺井町経由のうえ金融機関へ
5年以内 (2か月以内)	2.1%以内	同 上	組合役員全員	北 國 銀 行	同 上
6か月以内	1.65%	同 上	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 北 陸 銀 行	取扱期間 夏季 6月1日 ~8月31日 年末 11月1日 ~12月31日

各町村の制度金融 - 野々市町・鶴来町・美川町

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
野々市町	野々市町中小企業設備等近代化資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設備資金 運転資金	3,000万円 運転 1,500万円
		町外で同一事業2年以上、又は1年以上の町民で町内において新規事業開設者	設備資金	1,500万円
	野々市町中小商業者活性化資金	大型店の進出により影響を受ける中小商業者であり、商工会の会員または経営指導を受けている町税完納者	設備資金 運転資金	5,000万円 運転 3,000万円
野々市町中小企業季節資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	季節的な 運転資金	限度額 500万円	
鶴来町	鶴来町商工業近代化資金	イ．商工会の会員である商工業者及び観光業者で、商工会の実施する経営指導を6か月以上受けており、かつ、原則として、1年以上引き続き同一事業を営んでいること ロ．町税を完納していること ハ．運転資金については、追認小口との重複は認めない	設備資金	2,000万円
			運転資金	500万円
鶴来町	鶴来町産業振興等特別融資制度	イ．産業公園等、鶴来町が関与する事業並びに商工業の集団化事業を行うとする業者で、同町に概ね10年以上同一事業を営む者 ロ．町税を完納していること ハ．商工業近代化資金と重複は認めない	用地取得費 設備資金	1件 7,000万円以内 〔用地取得は建設費総額の3分の1を限度とする〕
美川町	商工振興対策資金	イ 町内に事業所、店舗を有する商工業者とする。	運転資金 設備資金	800万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
設備10年以内 (1年) 運転 6年以内 (1年)	年1.55%	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 鶴 来 栄 信 用 金 庫	野々市町役場 商工労働課
10年以内 (1年)	年1.50%	同 上	同 上		(商工会の証明を受けて) 野々市町役場 商工労働課
6か月以内	年1.65%	同 上	同 上		(夏季) 6月15日 ~ 8月31日 (年末) 11月1日 ~ 12月31日 取扱金融機関
5年以内 5年以上 10年以内 「設備」(1年)	年1.9% 年2.2%	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 鶴 来 支 店 鶴 来 信 用 金 庫 本 店 " 明 光 支 店	商工会を經由のうえ取扱金融機関
5年以内 「運転・設備」 (6か月)	年1.9%				
10年以内 〔据置12か月 含む〕	年2.2%	同 上	同 上	同 上	同 上
運転資金 5年 (据置は6ヶ月以内) 設備資金 7年 (据置は1年以内)	2.3%	金融機関の定めるところによる	左記と同じ	北 國 銀 行 美 川 支 店 北 陸 銀 行 美 川 支 店 北 陸 信 用 金 庫 美 川 支 店 鶴 来 信 用 金 庫 美 川 支 店	美川町商工会

各町村の制度金融 - 河内村・鳥越村・吉野谷村・尾口村・白峰村・内灘町

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
河内村	河内村商工業者育成資金	村内に住所又は主たる事務所を有する商工業者 これから商工業を営もうとする者	事業資金	運転 500万円 設備 1,000万円
鳥越村	商工業振興対策資金	鳥越村在住の商工業者	事業資金 (1)施設の設備及び施設改善等を行う事業 (2)経済変動等のため生じる運転資金	運転 1,000万円 設備 1,500万円
吉野谷村	商工業振興対策資金	吉野谷村在住の商工業者	運転資金 設備資金	運転資金 800万円 設備資金 1,500万円
尾口村	商工業振興対策資金	尾口村在住の商工会会員である商工業者	設備資金 運転資金	設備 2,000万円 運転 1,000万円
白峰村	産業振興対策資金	イ 村内において3年以上事業を営んでいる者及び法人 ロ 償還について十分な能力を有すること ハ 貸付の目的である事業の完遂能力を有すること ニ 経営の安定に支障を生じている者にあつては経営を安定させるために改善策を有すること	運転資金 設備資金 森林の整備に必要な資金(機械の取得等を含む)	運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円
内灘町	商工業緊急支援融資	イ 事業所並びに事務所又は住所を町内に有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者であること ロ 経済環境の変化の影響を受けて、最近3ヶ月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額と比して減少している者で、内灘町商工会会長が認定したもの ハ 町税を完納していること	運転資金	700万円

融資条件				取扱金融機関	申込先等
融資期間(据置期間)	利率	担保	保証人		
運転 5年以内(6か月以内) 設備 7年以内(6か月以内)	5年以内 2.1% 5年超は 2.4% 利子補給あり 0.5%	原則無担保	2名以上	北國銀行鶴来支店 鶴来信用金庫本店	河内村商工会
運転 5年以内 設備 10年以内	5年以内は 1.8% 5年超は 2.1% 利子補給あり 1.0%	金融機関所定	金融機関所定	北國銀行 手取農業協同組合	商工会を經由のうえ取扱金融機関
運転 5年以内 設備 10年以内	運転 年2.2% 設備 年2.5%	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北國銀行 鶴来信用金庫 手取農業協同組合	商工会を經由のうえ取扱金融機関
設備 10年以内 運転 7年以内	5年以内 1.8% 5年超 2.1% 利子補給あり 0.5%	金融機関所定の扱い	2名以内	北國銀行 手取農業協同組合	商工会を經由のうえ取扱金融機関
設備 7年以内(据置は1年以内) 運転 7年以内	5年以内は 2.2% 5年を超える場合は 2.5%	取扱金融機関が必要と認められた場合	500万円以内は 1人 500万円を超えるとき 2人以上	鶴来信用金庫白峰支店 手取農業協同組合 白峰支所	白峰村商工会
5年以内(据置期間は6ヶ月以内)	1.5% (H15.4.1より)	金融機関の定めるところによる	金融機関の定めるところによる	北國銀行 金沢信用金庫 興能信用金庫 福井銀行金沢医科大学病院支店 北陸銀行金沢問屋町支店 石川かほく農業協同組合 能登信用金庫	内灘町役場 産業経済課

各町村の制度金融 - 押水町・志賀町・鹿島町・鳥屋町

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
押水町	中小企業経営改善資金	イ．町内に住所、事務所を有する個人又は法人の中小企業者であって、1年以上同一事業を営んでいるもの ロ．町税を完納している者	運転資金	1,000万円
志賀町	商工観光業振興近代化資金	イ．1年以上町内に事業所を有し、引き続き事業を営む商工会の会員もしくは商工会が行う経営指導を6か月以上前から受けている事業者 ロ．町税を完納していること	設備資金	1,000万円 (組合 1,300万円)
	中小企業経営安定資金	イ．町内に住所、事業所を有する個人又は法人であって、原則として1年以上同一事業を営んでいる者 ロ．町税を完納していること	運転資金	500万円
	地域産業活性化資金	イ．1年以上町内に事業所を有し、引き続き事業を営む商工会の会員もしくは商工会が行う経営指導を6か月以上前から受けている事業者 ロ．町税を完納していること	一般事業事業所等の増設等	3,000万円 (特認 5,000万円)
鹿島町	中小企業振興対策資金	イ．町内に住所、事業所を有する個人又は法人であって、原則として1年以上同一事業を営んでいる者 ロ．町税を完納していること	設備資金 運転資金	設備 1,000万円 運転 500万円
鳥屋町	中小企業不況対策資金	イ 1年以上町内に住所又は事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者 ロ 町税を滞納していない者	設備資金 運転資金	500万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
5年以内 (1年以内)	小口融資制度 利率以内 利子補給を受けることができる	必要に応じて担保及び保証協会の保証を付する	500万円未満の場合 個人 1名以上 法人 代表者のほか1名以上 500万円以上の場合 個人 2名以上 法人 代表者のほか2名以上 (町内に在住するもの)	北國銀行押水支店 能登信用金庫押水支店	商工会金融審査委員会を経由したうえ取扱金融機関
7年以内 (6か月)	年1.4% (保証 1.0%)	原則として信用保証協会の信用保証を附するもの	・個人2名以上 組合・法人代表者の他2名以上 ・町税を完納していること	北國銀行高浜支店 能登信用金庫高浜支店 高浜信用組合	商工会を経由のうえ取扱金融機関
5年 (6か月)	年1.4%	必要に応じて担保及び保証協会の保証を付する	・個人2名以上 法人代表者の他2名以上	北國銀行高浜支店 能登信用金庫高浜支店 高浜信用組合	町を経由のうえ取扱金融機関
7年以内 (1年以内)	年1.4% (保証 1.0%)	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	高浜信用組合	商工会を経由のうえ取扱金融機関
設備10年以内 (1年以内) 運転5年以内 (1年以内)	小口事業融資 (追認) 利率に準ずる	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北國銀行 能登信用金庫 興能信用金庫 北陸銀行	商工会を経由のうえ取扱金融機関
設備7年以内 (1年以内) 運転5年以内 (1年以内)	小口事業融資 (追認) 利率に準ずる	金融機関所定の扱い	1名以上とし法人企業の場合は代表者の他、1名以上町内に在住し町税を滞納していないもの	北國銀行良川支店 能登信用金庫良川支店	鳥屋町商工会

各町村の制度金融 - 田鶴浜町・中島町・能都町

町村名	融資制度名	融資対象	資金使途	限度額
田鶴浜町	地域産業振興対策特別融資	イ 町内に住所、営業所を有する中小企業で同一営業を引き続き1年以上経営しているもの ロ 町税の滞納のないもの	運転資金	500万円
中島町	商工振興対策融資	イ 町内で1年以上引き続き同一の事業を営んでいる企業者及び小規模企業者とする ロ 中島町商工会の会員であること	事業資金	500万円
能都町	中小企業小口融資制度	商工会の会員である中小企業者又は商工会の実施する経営指導をおおむね6か月以前から受けている中小企業者で、原則として1年以上引き続き町内で同一の事業を営んでいる者とする	短期事業資金	3,000千円
	商工振興対策融資制度	商工会の会員である商工業者又は原則として1ヶ月以上引き続き町内で同一の事業を営んでいる中小企業者及び小規模企業者とする	短期事業資金	3,000千円

融資条件				取扱金融機関	申込先等
融資期間(据置期間)	利率	担保	保証人		
5年以内	小口追認に準ずる	—	2名	北國銀行田鶴浜支店 興能信用金庫田鶴浜支店 能登信用金庫鹿北支店	田鶴浜町商工会
5年以内	小口追認に準ずる	金融機関の定めるところによる	金融機関の定めるところによる	興能信用金庫中島支店 北國銀行中島支店 能登信用金庫鹿北支店	中島町商工会
1年以内	年1.4%以内	金融機関所定の扱い	—	興能信用金庫本店	取扱金融機関に申込み
1年以内	年1.4%以内	金融機関所定の扱い 原則無担保	—	興能信用金庫本店 興能信用金庫鶴川支店 北國銀行宇出津支店 北國銀行鶴川支店 石川銀行能都支店	商工会に申込み

創造的中小企業支援融資制度

融 資 制 度 名	石川県創造的中小企業支援融資	
融 資 対 象	創造活動促進法の規定に基づき研究開発等事業計画について石川県知事の認定を受け、かつ、(財)石川県産業創出支援機構の認定を受けたもの。	
資 金 使 途	著しい新規性を有する技術・ノウハウの研究開発及びその成果の事業化に必要な事業資金(設備資金、運転資金)	
融 資 条 件	限 度 額	無 担 保 融 資：7,000万円 無担保・無保証人融資：2,000万円
	融 資 期 間 (据 置 期 間)	10年以内(うち据置は、2年以内)
	利 率	年1.5% (平成15年5月1日現在)
	担 保 ・ 保 証 人	無 担 保 融 資：無担保・有保証人 無担保・無保証人融資：無担保・無保証人(法人代表者の保証は必須)
信 用 保 証	信用保証は必須 (保証料：無担保融資0.8%、無担保・無保証人融資1.3%)	
取 扱 金 融 機 関	所定の申込書に、(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添付し取扱金融機関へ申込み下さい。 商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合	
手 続	創造的中小企業者等 認定申請 県 研究開発等事業計画の知事認定(創造活動促進法に基づく) 認定申請(認定研究開発等事業計画書添付) 支援機構 審査会による認定 借入申込((財)石川県産業創出支援機構の認定書添付) 取扱金融機関	
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 新規事業支援部 起業推進課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地(石川県地場産業振興センター新館1階) TEL(076)267-1244(直通) FAX(076)268-4911	

設備資金貸付制度

	設備資金貸付制度(国の制度)
企 業 要 件	原則として指定なし ・県内に設置し、自己の企業で使用する設備(中古も可) ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外 ・本年度中(平成15年4月1日~平成16年3月31日)に設置する設備 (売買契約の締結または設備導入は原則として本会計年度に行われるものであること。ただし、支払いが完了しているものは除きます。) ・当該設備の導入により、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費の合計)が一定基準以上向上すると見込まれる設備
従 業 員 数	50人以下(但し 1を参照)
貸 付 限 度 額	・一般の企業 50~4,000万円 ・未操業または操業後1年未満の企業 25~4,000万円 ・操業後1~5年未満の企業 50~6,000万円 ・経営革新支援法等の認定計画による場合 66~6,000万円 設備貸付制度との併用もできますが、設備資金貸付限度額が下がります。
そ の 他	・事業税を滞納していないこと。
貸 付 割 合	設備購入代金の1/2以内
貸 付 利 息	無利子
貸 付 期 間	7年以内(うち据置期間半年または1年) 購入設備の耐用年数により3年から7年(公害防止設備は6年から12年)
償 還(返 済)方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還(返済)
連 帯 保 証 人	創業後1年未満(未操業者を含む) 法人：3名以上(うち第三者1名) 個人：2名以上(うち第三者1名) 創業1年以上 法人：2名以上(うち第三者1名) 個人：1名以上(うち第三者1名) 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。
担 保	貸付金額1,000万円以上(譲渡担保に適さないものは300万円以上) その他必要に応じて設定させていただきます。 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます。
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当機構に提出すること。
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります。
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地(石川県地場産業振興センター新館1階) TEL(076)267-1140(直通) FAX(076)267-3622

- 1 従業員21~50人(商業・サービス業は6~50人)の特認企業については次のいずれにも該当すること。
金融機関(金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。)からの借入残額(長期・短期合計)が、3億円以下であること。
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

設備貸与制度

1. 割賦

	設備貸与制度 (国の制度)	モノづくり等設備貸与制度 (県の制度)
企業要件	原則として指定なし ・県内に設置し、自己の企業で使用する設備(中古も可) ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外 ・本年度中(平成15年4月1日～平成16年3月31日)に設置する設備(事前設置は不可) (売買契約の締結または設備導入は原則として本会計年度に行われるものであること。ただし、支払いが完了しているものは除きます。) ・当該設備の導入により、付加価値額(営業利益+人権費+減価償却費の合計)が一定基準以上向上すると見込まれる設備	
従業員数	50人以下(但し 1を参照)	・モノづくり再生支援プログラム対象企業 ・経営革新支援法等承認企業 ・地域貢献型企業 中小企業 中小企業基本法に定義されたもの) ・製造業は300人以下 ・卸売業・サービス業は100人以下 ・小売業は50人以下
割賦限度額	100万円～6,000万円以下 (未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下) 限度額を超過する場合は概ね2割を限度として、その超過分を前納していただきます。 設備資金貸付制度との併用もできますが、設備貸与限度額が下がります。	
その他	・日々の取引を正確に記帳整理し、決算書等により経営内容が把握できること。 ・事業税を滞納していないこと。	
保証金	設備価格の10%	
割賦損料(利率)	年2.75%(実質金利2.0～2.25%) 利子補給(一般分0.5%、IT分0.75%)が受けられる	
貸与期間	7年以内(うち据置期間半年または1年) 購入設備の耐用年数により3年から7年(公害防止設備は6年から12年)	
償還(返済)方法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還(返済)	
連帯保証人	創業後1年未満(未操業者を含む) 法人:2名以上(うち第三者1名) 個人:1名以上(第三者1名) 創業1年以上 法人:2名以上 個人:1名以上 本年度で(貸付・割賦・リース)の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。	
担保	必要に応じて設定させていただきます。	
損害保険の付保	貸与期間中借受人は、当機構を受取人として指示する損害保険を付保し、保険証券を当機構に提出すること。	
固定資産税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません。	
設備の所有権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します。	
その他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。	
申込先	財団法人 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地(石川県地場産業振興センター新館1階) TEL(076)267-1140(直通) FAX(076)267-3622	

- 1 従業員21～50人(商業・サービス業は6～50人)の特認企業については次のいずれにも該当すること。
 金融機関(金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。)からの借入残額(長期・短期合計)が、3億円以下であること。
 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業所が所有していないこと。

2. リース

	リース制度 (国の制度)
企業要件	原則として指定なし ・県内に設置し、自己の企業で使用する設備(中古も可) ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外 ・本年度中(平成15年4月1日～平成16年3月31日)に設置する設備(事前設置は不可) (売買契約の締結または設備導入は原則として本会計年度に行われるものであること。ただし、支払いが完了しているものは除きます。) ・当該設備の導入により、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費の合計)が一定基準以上向上すると見込まれる設備
従業員数	50人以下(但し 1を参照)
リース限度額(消費税込み)	100万円～6,000万円以下 (未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下) 設備資金貸付制度との併用もできますが、設備貸与限度額が下がります。
その他	・事業税を滞納していないこと。
リース期間	3～7年(下記別表のとおり)
月額リース料率	3.006[3年]～1.408[7年](下記別表のとおり)
償還(返済)方法	・前払リース料なし。 ・リース料は、毎月定額支払。
連帯保証人	創業1年未満(未操業者を含む) 法人:2名以上(うち第三者1名) 個人:1名以上(第三者1名) 創業1年以上 法人:2名以上 個人:1名以上 本年度で(貸付・割賦・リース)の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。
担保	必要に応じて設定させていただきます。
その他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。 固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどろな手続が不要であり、リース料は税法上経費(損金)として処理できます。
申込先	財団法人 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地(石川県地場産業振興センター新館1階) TEL(076)267-1140(直通) FAX(076)267-3622

別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率
4～5年	3年(36ヵ月)	3.006%
5～7年	4年(48ヵ月)	2.312%
6～8年	5年(60ヵ月)	1.886%
7～11年	6年(72ヵ月)	1.609%
8～13年	7年(84ヵ月)	1.408%

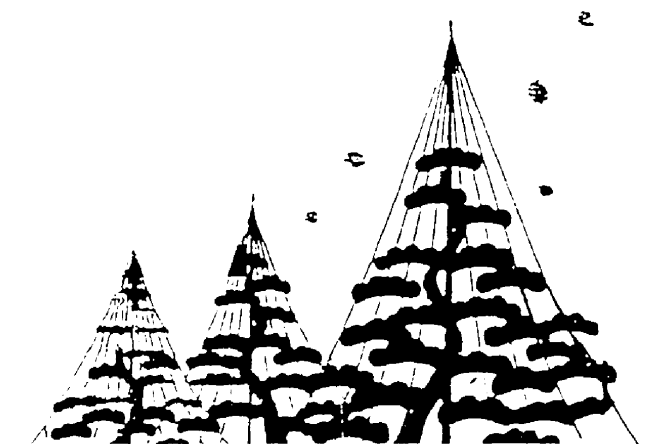
月額リース料は、リース設備購入価格(消費税を含む)に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。

リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、左表のとおりとなります。

- 1 従業員21～50人(商業・サービス業は6～50人)の特認企業については次のいずれにも該当すること。
 金融機関(金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。)からの借入残額(長期・短期合計)が、3億円以下であること。
 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業所が所有していないこと。

延払による機械設備貸与制度

申込受付期間	平成15年4月1日(火)より随時受付
募集枠	18億円
貸与対象企業	1. 中小企業基本法に規定する中小企業者 2. 協同組合等の共同事業施設
貸与対象機械設備	平成15年度中に石川県内に設置されるもので、機械金属、電機電子工業等に使用する設備および生産品の品質向上のための試験・計測機器
貸与の限度額	一般枠 6,000万円まで 特認枠 1台の価格が6,000万円を超えるものは、8,000万円まで
連帯保証人	1. 個人企業の場合... 2名以上。原則として、うち1名は同居親族以外の者 2. 法人企業の場合... 代表者を含め2名以上。原則として、うち1名は同居親族以外の者 3. 協同組合の場合... 協同組合の全理事
保証金(頭金)	貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金(頭金)として貸与契約締結時に納入していただきます。
担保	不要
貸与期間および償還方法	1. 貸与期間 原則として7年以内 2. 償還方法 1年以内据置で、原則として4カ月毎(7月1日、11月1日、3月1日)の元金18回均等償還
貸与利率	年2.75% 県から一般分は0.50%、IT分及びモノづくり再生支援分は0.75%の利子補給が受けられます。 詳しくは下記までお問い合わせください。
申込方法先	申込書に必要事項をご記入の上、下記までお申し込み下さい。 社団法人石川県鉄工機電協会 担当: 振興課 〒920 8203 金沢市鞍月2丁目3番地 TEL (076) 268 0121 FAX (076) 268 3577



中小企業高度化資金 - 1

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集 団 化 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>計画作成主体 計画作成主体は、事業協同組合・協同組合連合会です。</p> <p>参加者数 参加する中小企業者（特定中小事業者、企業組合又は協業組合をいいます。）は、原則として10名以上必要です。 ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施可能です。 特別の法律に基づく高度化事業については、当該法律の要件が別途課せられます。</p> <p>施設の設置 すべての組合員は、事業協同組合等の組合員たる資格（協同組合連合会にあっては、その会員たる組合員の組合員たる資格）に係る事業を行うために必要な団地内に以下の施設を設置する必要があります。</p> <p>ア 製造業、ソフトウェア業及び情報サービス業又はその他の業種に属する事業者：工場、事業場又は研究施設 イ 貨物自動車運送業者：貨物自動車ターミナル又は車庫 ウ 倉庫業者：倉庫 エ 商業又はサービス業者：店舗、事業場又は倉庫（ただし、倉庫のみの設置を行うことはできません）</p> <p>組合員の3分の2以上が従来の施設の全部又は一部を廃止し、団地内に移転する必要があります。</p> <p>団地の設置地域 団地を設置する場所は、都市計画などから適当な地域（都市計画法上の工業地域、準工業地域、近隣商業地域など）でなければなりません。</p> <p>共同事業の実施 組合は、参加する中小企業者のために、団地内で中小企業等協同組合法第9条の2第1号、第4号、第5号に基づく共同事業を行う必要があります。</p> <p>なお、中小企業等協同組合法第9条の2第2号に基づく共同金融事業、第9条の2第3号に基づく組合員のための福利厚生事業については、高度化制度の貸付対象とはなりません。</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
<p>計画作成主体 計画の作成主体は、以下の組合又は連合会です。 事業協同組合 協同組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会</p> <p>集積区域 本事業は、組合員の2分の1以上が集積している区域（これを集積区域といいます）内で行うものであり、組合員が利用している工場、店舗や事業場などの施設の敷地面積が集積区域全体の面積の2分の1以上の場合に実施することができます。</p> <p>組合員数 組合員の数は、原則として10人以上必要です。ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施することができます。</p> <p>中小企業者の割合 組合員の3分の2以上が、特定中小事業者、企業組合、協業組合である必要があります。</p> <p>施設の設置</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金 - 2

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集積区域整備事業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る主要要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業業者である会社（出資会社）	<p>共通要件に適合するものであって、次に掲げる施設とします。</p> <p>ア「施設集約化組合又は施設集約化出資会社」が取得し、造成し、又は設置する次の施設です。</p> <p>(ア) 組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設</p> <p>(イ) 組合員又は出資者の経営の近代化・合理化を図るための、教育・情報提供事業、共同販売促進事業、共同研究開発事業等の共同事業を実施するための共同施設（顧客の利便に供する附帯施設を含みます。以下同じです。）であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、設置する施設は、当該施設集約化組合又は施設集約化出資会社が一括所有するものであることが必要です。</p> <p>(ウ) 入居する者が占有利用する設備は、貸付対象としません。</p> <p>(エ) 入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者の行う事業に利用する床面積の合計が、「組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設」の建物延べ床面積の3分の2以上であることが必要です。 ただし、この利用床面積の割合を計算する場合に当たっては、「入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者」にみなし大企業は含まれません。</p> <p>(オ) 「入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者」1人当たりの利用する床面積は、原則として、共同店舗、共同工場等その他施設の建物延べ床面積の2分の1以内であることが必要です。</p> <p>(カ) 入居する組合員又は出資者である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定中小事業者等以外の者 ・みなし大企業たる組合員 ・みなし大企業たる出資者である特定中小事業者

施設集約化に係る事業

事業計画の基準	金利	償還期限（据置期間）	貸付限度
<p>組合員の2分の1以上が、組合の定款で定める資格事業を行う施設を設置（改造又は新設）する必要があります。 ただし、特別の理由がある場合は、5人以上で実施することができます。</p> <p>計画地域 集積区域を整備する本計画は、都市計画などに照らし、適当な地域でなければなりません。 共同事業の実施 組合は、組合員のために適切な共同事業を行って下さい。</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
<p>施設集約化組合又は施設集約化出資会社であって、次に該当するもの。</p> <p>ア 施設集約化組合にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 組合員は、その事業者としての地位を保持し、当該施設集約化組合の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく組合員資格事業を行うものであること。</p> <p>(イ) 組合員の数が4人以上であること。</p> <p>(ウ) 組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること。</p> <p>(エ) 入居する組合員の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p> <p>イ 施設集約化出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>(ア) 出資者は、その事業者の地位を保持し、当該施設集約化出資会社の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく事業を行うものであること。</p> <p>(イ) 出資者が4人以上であるもの。</p> <p>(ウ) 出資者の3分の2以上が特定中小事業者であること。</p> <p>(エ) 当該施設集約化出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。</p> <p>(オ) 出資者たる事業者の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金 - 3

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
施設集約化 (特定中小企業団体 又は出資会社の行う 事業)に係る主要 要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業者である会社(出資会社)	<p>の行う事業に利用する床面積の合計は、「組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設」の建物延べ床面積の3分の1以内とします。</p> <p>イ 施設集約化組合又は施設集約化出資会社が、原則として、同一敷地内に当該組合員又は出資者たる事業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設たる「一棟の建物」を設置し、かつ、所有・管理して当該組合員又は出資者のすべてを入居させ共同利用させるのをいう。</p> <p>ウ 中小小売商業者又は中小小売商業者若しくは中小サービス業者が、当該組合員又は出資者たる特定中小事業者等の3分の2以上を占める当該施設集約化(特定中小企業団体又は出資会社の行う事業)に係る共同化計画の場合にあっては、小売商業者の経営形態の近代化に寄与すると認められる「ショッピングセンター、スーパーマーケット、寄合百貨店形式」の共同店舗を設置して、当該共同店舗が一つの小売店舗として機能する一体的店舗運営が行われるものであって、入居する組合員又は出資者たる特定中小事業者等の経営実態、環境条件の変化等に対応して売場レイアウト、取扱商品等の変更又は改善が機動的かつ弾力的に行いよう運営するものであること。</p> <p>エ 組合員又は出資者たる特定中小事業者等が製造業、建設業等を行う者の施設集約化に係る共同化計画の場合にあっては、当該業種に係る従来の事業用施設が住居系地域又は商業系地域内にあって、騒音、ばい煙、汚水等の公害を発生するものと認められる場合は、従来の事業用施設における操業を廃止して当該施設集約化(特定中小企業団体又は出資会社の行う事業)に係る共同化計画に基づいて設置する施設内に移転するよう指導すること。</p> <p>オ 当該共同化計画の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。</p>
施設集約化 (協業組合又は合併・ 出資会社の行う事業) に係る主要要件	協業組合、中小企業者である会社 合併会社又は出資会社)	ア 「協業組合又は合併・出資会社」が取得し、造成し、又は設置する共同工場、共同店舗等であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。

施設集約化に係る事業

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>施設の集約化組合又は施設集約化出資会社であって、次に該当するもの。</p> <p>ア 施設集約化組合にあっては、次の要件に該当するものとする。 (ア) 組合員は、その事業者としての地位を保持し、当該施設集約化組合の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく組合員資格事業を行うものであること。 (イ) 組合員の数が4人以上であること。 (ウ) 組合員の3分の2以上が特定中小企業者等であること。 (エ) 入居する組合員の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p> <p>イ 施設集約化出資会社にあっては、次の要件に該当するものとする。 (ア) 出資者は、その事業者の地位を保持し、当該施設集約化出資会社の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく事業を行うものであること。 (イ) 出資者が4人以上であるもの。 (ウ) 出資者の3分の2以上が特定中小事業者であること。 (エ) 当該施設集約化出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。 (オ) 出資者たる事業者の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>共通要件に適合する協業組合又は合併・出資会社であって、次の要件に該当するものとする。</p> <p>ア 協業組合にあっては、次の要件に該当するものとする。 (ア) 協業組合は、組合員が4人以上</p>			

中小企業高度化資金 - 4

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
施設集約化 (協業組合又は合併・出資会社の行う事業)に係る主要要件	協業組合、中小企業者である会社(合併会社又は出資会社)	ただし、当該協業組合の組合事務所又は合併・出資会社の事務所のみ設置は、貸付対象としない。 イ 当該協業化計画の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであることが必要です。
施設集約化に係る事業		
連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)	事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社(出資会社)	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のみ設置は貸付けの対象となりません。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
(イ) 組合員の3分の2が特定中小事業者であること。 (ウ) 組合員は、その行っている事業活動の全部又は一部を当該協業組合の協業事業として統合した場合は、その統合する事業活動部門を廃止するものであること。この場合において、組合員の行う事業活動の全部をできる限り協業するよう検討すること。 イ 合併・出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。 (ア) 合併又は出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上 (イ) 合併又は出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者 (ウ) 当該合併・出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること (エ) その他共通要件に定めるほか次の要件があります。 a 合併の直前において、被合併法人たる特定中小事業者と合併法人たる特定中小事業者との間(新設合併の場合は、当該合併により消滅する法人たる特定中小事業者の相互間。)において、いずれかの一の法人たる特定中小事業者又はその役員が所有する他の法人たる特定中小事業者(新設合併の場合は、他のすべての法人たる特定中小事業者。)の株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人たる特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上である場合には、当該他の法人たる特定中小事業者は、基準人数である特定中小事業者の数に含めないものであること。 b 合併の直前において、被合併法人たる特定中小事業者と合併法人たる特定中小事業者(新設合併の場合は、当該合併により消滅するすべての法人たる特定中小事業者。)の発行済株式の総数又は出資総額の50%以上をともに同一の株主、社員若しくは出資者又はそれらの役員が所有している場合には、当該特定中小事業者が複数であっても、基準人数である特定中小事業者の数は1人とする。	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
共通要件に適合する連鎖化に係る事業を行う連鎖化組合又は出資会社であつて、次に該当するものとする。 連鎖化組合にあつては、次の要件に該当するものとする。 ア 組合員の数が4人以上であること イ 組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。 ウ 小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてが、それぞれ当該連鎖化組合との間に当該連鎖化組合が行う連鎖化に係る事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該連鎖化組合が行う連鎖化事業が小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。 エ 当該連鎖化組合は、その組合員たる小売商業者又はサービス業者の経営の近代化・合理化を図るために、当該組合員の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、組合員及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金 - 5

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)	事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社(出資会社)	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のみは貸付けの対象となりません。
共同施設 に係る事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合事務所のみは貸付けの対象となりません。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>切に実施するものであること。 出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。</p> <p>ア 出資者が4人以上であるもの イ 出資者の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者であること。 ウ 当該出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。 エ 連鎖化(連鎖化組合又は出資会社の行う事業)を実施するに当たっては、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてが、それぞれ当該出資会社との間に当該出資会社が行う連鎖化事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該共同出資会社が行う連鎖化事業が、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。 オ 当該出資会社は、その出資者たる小売商業者又はサービス業の経営の近代化・合理化を図るために、当該出資者の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、出資者及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適切に実施するものであること。 当該連鎖化組合又は出資会社は、店舗経営やチェーン活動のために必要な経験、知識又は技術をもつ専門的職員の配置に努め、参加組合員又は出資者に対して、メリットある品揃え企画、商品開発、販売計画の立案、経営に関する指導・教育等の機能を提供できる本部機構の整備に努めること。</p>	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限(3年以内)	80%以内
<p>特定中小企業団体が、その組合員の経営の近代化・合理化を図るために行う共同事業の用に供する施設又は組合員の共同利用に供する施設を設置するもの。 貸付けの対象となる事業 次のアからエに掲げる特定中小企業団体が、組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な事業として、次のアからエに掲げるいずれかの共同事業を行い、その事業の用に供する共同施設を設置・所有して、その組合員に共同利用させるもの(以下「共同施設(特定中小企業団体の行う事業)」という。)をいいます。 ア 事業協同組合、事業協同小組合又は事業協同組合連合会が、その組合員の事業に関して行う次に掲げるいずれかの事業の用に供する共同施設を設置する事業 (ア) 中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)第9条の2第1項第1号又は第9条の9第1項第4号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業 (イ) 協同組合法第9条の2第1項第4号又は第9条の9第1項第6号に規定する教育・情報提供共同事業 (ウ) 協同組合法第9条の2第1項第5号又は第9条の9第1項第7号に規定する新商品・新技術の研究開発共同事業又は需要開拓共同事業(創造活動促進法第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に定める同法第2条第4項に規定する研究開発</p>	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限(3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金 - 6

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
共同施設 (特定中小企業団体の行う事業)に係る 主要要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、組合事務所のみは貸付けの対象となりません。
共同施設 (協業組合又は企業組合の行う事業)に係る 主要要件	協業組合、企業組合	
設備リースに係る事業	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	一台又は一基あたりの取得金額が140万円以上の設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>等事業を含む。)</p> <p>イ 商工組合又は商工組合連合会が、その組合員の事業に関して行う次に掲げるいずれかの事業の用に供する共同施設を設置する事業</p> <p>(ア) 中小企業団体の組織に関する法律(以下「団体法」という。)第17条第2項第1号又は第33条において準用する第17条第2項第1号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業及び教育・情報提供共同事業</p> <p>(イ) 団体法第17条第2項第4号又は第33条において準用する第17条第2項第4号に規定する新商品・新技術の研究開発共同事業又は需要開拓共同事業</p> <p>ウ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(組合員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。)が、その組合員の事業に関して行う次のaに掲げる事業の用に供する共同施設又は組合員若しくは一般公衆の利便を図るための次のbに掲げる共同施設を設置する事業</p> <p>(ア) 商店街振興組合第13条第1項第1号、第4号若しくは第5号又は第19条第1項第2号、第6号若しくは第7号に規定する販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業、共同福利厚生事業(従業員に関するものに限る。)又は教育・情報提供共同事業</p> <p>(イ) 商店街振興組合法第13条第1項第8号に規定する街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等の共同施設</p> <p>エ 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合又は環境衛生同業組合連合会(組合員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。)が行う、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(以下「環衛法」という。)第8条第1項第6号、第52条の5第1号又は第54条第4号に規定する組合員の営業に関する共同施設を設置する事業</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>協業組合又は企業組合の作成する協業化計画に基づいて設置される施設</p> <p>貸付けの対象となる事業</p> <p>協業組合又は企業組合の行う事業は、中小企業者が、他の中小企業者と互いに結束して、新しい事態に即応した生産(工場)規模、販売規模又は資本規模等の企業規模の適正化を実現し、付加価値生産性の強化を図るため、従来の事業の全部又は一部を共同化若しくは協業化する企業組合若しくは協業組合を設立して共同経営する事業又は既に設立されて事業活動を行っている企業組合若しくは協業組合が、その行っている事業の付加価値生産性の強化を図るための事業に供する施設を設置するものをいう。</p>			
<p>貸付けの対象となる事業は、以下の要件のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>他の高度化事業を実施する又は、実施している組合の行う設備リース事業</p> <p>次の法律の認定を受けて行う設備リース事業</p> <p>ア 中小企業近代化促進法</p> <p>イ 沖縄振興開発特別措置法</p>	1.05%	設備の法定耐用年数を勘案して都道府県が定める期限 (1年以内)	80%以内

中小企業高度化資金 - 7

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
設備リースに係る事業	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	一台又は一基あたりの取得金額が140万円以上の設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ウ 下請中小企業振興法 エ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 オ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用のための雇用管理の改善の促進に関する法律 カ 中小企業流通業務効率化促進法 キ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 ク 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法 ケ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 コ 地域産業集積活性化法 サ 中心市街地整備改善活性化法 シ その他中小企業の振興を図ることを目的とした法律</p> <p>組合員の3分の2以上が同一業種又はこれと密接に関連する業種に属する事業を行う事業者である組合（その地区が都道府県の区域又はその区域を越える区域であり、かつ、その組合員の数が当該地区におけるこれらの事業を行う事業者の数の2分の1以上を占めているものに限る。）が実施する事業であって、当該組合員の2分の1以上が参加するもの</p> <p>組合員の2分の1以上が公害防止に関する法令等により規制の対象とされる公害発生対象施設を持ち、又は持つ見込みであるもの</p> <p>組合員の2分の1以上が安全衛生に関する法令等により規制の対象とされる安全衛生施設を持ち、又は持つ見込みであるもの</p> <p>買取予約付き賃貸借契約の締結</p> <p>設備リース事業の実施に当たっては、当該組合又は連合会とリースを受ける組合員又は所属員（以下この項において「借受者」という。）の間において、次の内容による買取予約付き賃貸借契約を締結するものとする。</p> <p>貸借料の支払いが終わるまでの間は、当該リース設備の所有権は、借受者に移転しないこと。</p> <p>賃貸期間は、原則として、当該リース設備に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一期間であること。</p> <p>リース設備の賃貸料は、当該組合又は連合会が当該設備を取得した価額及び当該設備の取得のために当該組合又は連合会が借り入れた借入金の利子を基準として算定した金額とする。</p> <p>当該組合又は連合会は、借受者から保証金としてリース設備の取得価額の10%程度の金額を契約締結と同時に徴するものであること。</p> <p>ただし、土地等不動産又は有価証券（リース設備の取得価額の10%以上の価値を有するものに限る。）を担保として徴する場合は、この限りではない。</p> <p>その他リース設備の善管義務等に関する規定が含まれていること。</p>	1.05%	設備の法定耐用年数を勘案して都道府県が定める期限（1年以内）	80%以内

中小企業高度化資金 - 8

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
<p>新商品・新技術等の開発を共同して行う事業</p> <p>経営改革に係る事業</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）、経営革新計画承認グループ（経営革新計画承認グループについては、承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上かつ3分の2以上が中小企業経営革新支援法第4条第1項に規定する中小企業者等であること）</p>	<p>貸付けの対象となる施設は、次の施設（附帯する施設を含みます。）に係る建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備です。</p> <p>商品開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設</p> <p>技術開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設</p> <p>デザイン開発又はシステム開発事業に必要な施設</p> <p>試験及び検査事業に必要な施設</p> <p>上記の事業及びこれらに準ずる事業に係る教育・研修事業に必要な施設</p> <p>需要の開拓その他上記に準ずる事業に必要な施設</p>
<p>情報の収集・処理又は提供を共同して行う事業</p>		
<p>企業合同に係る事業</p>	<p>中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）</p>	<p>建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ア 中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置するものであること。</p> <p>イ 当該事業が、その組合員の相当数によって十分に利用されることとなっているものであること。</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	貸付対象施設の設置資金の80%以内
<p>運転資金の貸付けについて</p> <p>新商品・新技術等の開発を共同して行う事業の実施に必要な附帯運転資金の貸付けは、上記の貸付対象施設の設置に附帯する資金であって、当該経営改革計画に記載されている次に掲げる費用とします。なお、当該費用に係る収支については、他の事業に係る経費と区分して経理するものであることが必要です。</p> <p>ア 新商品・新技術等の開発を共同して行う事業の用に供する施設の操業に要する費用（これに附帯する費用を含む。）</p> <p>イ 商品開発、技術開発、デザイン開発その他の開発研究及び試作に要する費用（これに附帯する費用を含む。）</p> <p>ウ 市場調査、需要調査、情報提供等に要する費用（これに附帯する費用を含む。）</p> <p>エ 上記ア～ウに準ずる費用（これに附帯する費用を含む。）</p>		10年以内であって、都道府県が適当と認める期限（1年以内）	新商品・新技術等の開発を共同して行う事業に係るもの長期運転資金の80%以内
<p>中小企業者の財務管理、販売管理又は在庫管理等経営の合理化を図るための情報の収集・処理又は提供その他の事業の用に供する電子計算機、事務所その他の施設を設置するもの（特定中小企業団体が実施する場合においては、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を取得し、組合員に買取予約付で賃貸するもの（以下「情報処理設備リース」という。）を含む。）</p>			
<p>中小企業近代化促進法に基づき実施するものであって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、承認計画に記載される指定事業若しくは特定事業等を行うもの</p> <p>イ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、当該承認計画に記載された指定事業又は特定事業を行う法人たる中小企業者の所有であること</p> <p>沖縄振興開発特別措置法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、承認計画に記載される指定事業若しくは特定事業等を行うもの</p> <p>イ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、当該承認計画に記載された指定事業又は特定事業を行う法人たる中小企業者の所有であること</p> <p>中小企業流通業務効率化促進法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、認定効率化計画に記載される流通業務効率化事業を行うもの</p> <p>イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定効率化計画に記載されている認定特定中小企業者であること</p>	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金 - 9

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
企業合同に係る事業	中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ウ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>エ 出資会社にあつては、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者としての記載された構成員たる中小企業者の80%以上が出資していること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、当該承認計画に記載されている認定特定中小事業者の所有であること</p> <p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき実施する事業であつて、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、認定活用計画に記載される伝統的工芸品等活用事業を行うもの</p> <p>イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定活用計画に記載されている認定製造事業者であること</p> <p>ウ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>エ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定活用計画に記載されている認定製造事業者の所有であること</p> <p>創造活動促進法に基づき実施する事業であつて、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、認定研究開発等事業計画に基づく研究開発の成果の利用に係る事業を行うもの</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加者たる特定中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定研究開発等事業計画に記載されている認定中小企業者の所有であること</p> <p>特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき実施する事業であつて、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 合併・出資会社が、承認高度化等計画又は承認進出計画に基づく特定基盤的技術の高度化等のための措置又は特定分野への進出を実施する事業を行うもの</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加する中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が承認中小企業者であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、承認高度化等計画又は承認進出計画に記載されている承認中小企業者の所有であること</p> <p>本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づき実施する事業であつて、以下の要件に該当するもの</p>	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金 - 10

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
企業合同に係る事業	中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ア 合併・出資会社が、認定実施計画に基づいて事業規模縮小等を実施する事業を行うもの</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加者たる認定中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている認定中小企業者の所有であること</p> <p>経営革新支援法の規定による承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 当該承認経営革新計画又は当該承認経営基盤強化計画に基づき経営の相当部分の向上又は経営基盤の強化を円滑かつ適切に実施する事業を行うもの(承認経営革新計画に基づく事業にあつては、同法第15条第1項に規定する調査の結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していることが確認されるものに限る。)</p> <p>イ 当該事業の規模は、参加者たる中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの</p> <p>ウ 合併又は出資する企業の2分の1以上が当該承認中小企業者等であること</p> <p>エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること</p> <p>オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている承認中小企業者等の所有であること</p>	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限(3年以内)	80%以内
<p>[構造改善高度化事業の適用についての要件]</p> <p>「施設集約化に係る事業」のうち、特定中小企業団体又は出資会社の行う事業又は協業組合又は合併・出資会社の行う事業を実施する事業協同組合若しくは協業組合の組合員、合併会社又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者である事業協同組合等若しくは事業協同小組合又は協業組合にあつては、次の要件に該当するものであること。</p> <p>ア 組合員のすべてが特定中小事業者等であること。</p> <p>イ 組合員の5分の4以上が次のいずれかに掲げる小規模事業者であること。</p> <p>(ア) 特定中小事業者にあつては、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)以下の者であること。</p> <p>(イ) 企業組合にあつては、当該組合の事業に常時従事する組合員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。))を行う者については、5人)以下の者</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。(それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 11

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>であること。</p> <p>(ウ) 協業組合にあっては、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)以下の者(協業組合の組合員にあっては、当該協業組合への加入に際し常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)を越えていた者を除く。)であること。</p> <p>貸付けの対象者である合併会社又は出資会社にあっては、次の要件に該当するものであること。</p> <p>ア 合併又は出資しようとする者のすべてが特定中小事業者であること。</p> <p>イ 合併又は出資しようとする者の5分の4以上が常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)以下の特定中小事業者であること。</p> <p>当該事業を事業協同組合等又は事業協同小組合が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 組合員たる特定中小事業者等のすべてが、その事業の用に供する工場又は事業場の全部若しくは一部を当該事業により設置される共同工場たる一棟の建物に移転するものであって、次の要件に該当すること。</p> <p>(ア) 上記のイの組合員たる特定中小事業者等である小規模事業者については、その操業の全部を移転するものであること。</p> <p>ただし、小規模事業者が当該共同工場において行おうとする事業以外の事業を兼業している場合であって、当該兼業部門を移転せず、旧事業所等において事業を存続させても当該事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときは、当該兼業部門を移転しないことができる。</p> <p>(イ) 小規模事業者を除く組合員たる特定中小事業者等については、当該共同工場内において、生産、販売その他経営面において中核的な役割を果たしうる者又は生産工程上、当該事業の運営に必要な者であること。</p> <p>(ウ) 当該事業協同組合等又は事業協同小組合の組合員が製造業又は情報サービス業以外の事業を行う特定中小事業者等である場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる者であること。</p> <p>(エ) 当該事業協同組合等又は事業協同小組合は、当該事業計画に係る組合員の業種、業態及び事業規模に応じて当該事業の効果が十分に発揮されると認められる製造加工部門等の共同化施設の設置及びその他の共同事業を必ず行うものであること。</p> <p>イ 当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該新規組合員の事業の用に供する共同工場又は拡充する共同事業の用に供する共同施設を設置することができる。</p> <p>この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 12

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて共同工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。</p> <p>当該事業を協業組合又は合併会社若しくは出資会社が実施する場合にあつては、次の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 当該協業組合の組合員又は合併若しくは出資しようとする特定中小事業者は、従来の工場、事業場その他の施設における操業のうち、協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に該当する操業のすべてを廃止して、当該共同工場において当該操業を協業化又は集約化するものであつて、次の要件に該当すること。</p> <p>（ア）協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業は、主として製造業又は情報サービス業であること。</p> <p>（イ）当該協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に製造業又は情報サービス業以外の事業を含む場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる事業であること。</p> <p>イ 協業組合が当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であつて、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該協業事業に係る工場その他の施設を設置することができる。</p> <p>この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて協業事業に係る工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。</p> <p>当該事業により設置される共同工場等の施設は、主として製造業又は情報サービス業の事業の用に供するものであること。</p> <p>当該事業により設置される共同工場等の施設は、都市計画その他市街地の整備の見地から適当であると認められる地域内にあること。</p> <p>「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設の設置に係る事業（以下「共同公害防止等施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者は、「集団化事業」、「共同施設に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は中小企業たる環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合若しくは環境衛生同業組合連合会とする。</p> <p>貸付けの対象施設は、次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア 共同公害防止施設は、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>（ア）排水処理又は汚泥処理のための設備及びその設置に係る施設</p> <p>（イ）ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその施</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 13

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>設に係る施設</p> <p>(ウ) 産業廃棄物を処理するための設備及びその施設に係る施設</p> <p>(エ) 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>(オ) その他公害防止関連法令等により規制の対象となっている公害若しくはこれに準ずるものの発生を防止するため特に必要と認められる設備又は省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する公害防止用設備及びその設置に係る施設</p> <p>イ 省資源・省エネルギー共同施設は、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する施設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 資源有効利用設備及びその設置に係る施設</p> <p>a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその設置に係る施設</p> <p>(イ) エネルギー有効利用設備及びその設置に係る施設</p> <p>a 省エネルギー型製造設備であってエネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその設置に係る施設</p> <p>b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>c 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその設置に係る施設</p> <p>d 高温又は低温のエネルギー放射を防止するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその設置に係る施設</p> <p>f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその設置に係る施設</p> <p>貸付けの対象施設が、生産関連施設等(本事業に係る貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。)と一体的に設置される場合における共同公害防止等施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。</p> <p>ア 設備については、公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の設置金額が明確である場合に限り、当該設備を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>イ 建物については、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 建物が騒音等の公害防止又は省資源・省エネルギー転換のための特殊な構造になっている場合には、その特殊な構造とするために必要となる部分を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>(イ) 建物が、生産関連施設等及びそれと一体的に設置される公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の上屋として設置されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 14

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>なお、この規定は、一棟の建物の内部に生産関連施設等と公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備が併設される場合における建物に準用される。</p> <p>ウ 構築物については、公害防止又は省資源・省エネルギー転換のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同公害防止等施設事業の対象とする。</p> <p>エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に設置される公害防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設を設置されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。</p> <p>「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち沖振法第20条第1項又は第2項の承認を受けた構造改善計画に基づき実施する事業、下請振興法第5条第1項の承認を受けた振興事業計画に基づき実施する事業、伝産法第4条第1項若しくは第2項の承認を受けた振興計画若しくは同法第6条第1項の認定を受けた共同振興計画又は同法第7条第1項の認定を受けた活用計画に基づき実施する事業、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づき実施する事業又は施行規則第11条第1項第3号の規定に適合する出資会社が実施する事業</p> <p>「集団化事業」又は「集積区域整備事業」のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の設置に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者は、集団化事業又は集積区域整備事業を実施する事業協同組合又は事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会とする。</p> <p>貸付けの対象施設は、地域環境の保全に資する次の施設とする。</p> <p>ア 緑地、公園、その他工場立地法（昭和34年法律第24号）施行規則第4条（ただし、第4号及び第5号を除く。）に掲げる施設</p> <p>イ 地域住民の用にも供され、公共的道路として利用されると認められる幅員9m以上の団地内主要道路</p> <p>ウ その他地域環境の保全に資すると認められる施設</p> <p>「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の設置に係る事業（以下「共同防災施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者は、「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業者たる環境衛生同業組合・環境衛生同業小組合若しくは環境衛生同業組合連合会、企業組合若しくは協業組合又は合併会社若しくは出資会社であること。</p> <p>貸付けの対象施設は、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、特に必要と認められる施設であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ア 消融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーター等）</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 15

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。 ただし、「集団化事業」のうち小売振興法第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づくものは、組合員たる特定中小企業者等の事業の用に供する施設のうち、小規模事業者の事業の用に供する施設、又は共同施設のうち、環境施設(アーケード、カラー舗装、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等の組合員及び一般公衆の利便に供する施設をいう。以下同じ。)又は非収益施設(環境施設を除くものうち、ゴミ処理施設、組合事務所等の非収益施設であって、当該共同施設を利用する組合員の割合がおおむね2分の1以上であり、かつ、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めないものをいう。以下同じ。)であること。 「集積区域整備事業」または「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体が行う事業」のうち小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づくものは、組合員たる特定中小企業者等の事業の用に供する施設のうち小規模事業者の事業の用に供する施設、又は共同施設のうち、環境施設又は非収益施設であること。

事業計画の基準	金利	償還期限(据置期間)	貸付限度
<p>イ 集中災害検知装置 ウ 消防・消火施設 エ 防風・防砂林 オ その他災害の防止に特に資すると認められる施設</p> <p>貸付けの対象施設が、生産関連施設等(本事業に係る貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。)と一体的に設置される場合における共同防災施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。</p> <p>ア 設備については、共同防災設備の設置金額が明確である場合に限り、当該設備を共同防災施設事業の対象とする。</p> <p>イ 建物については、生産関連施設等及びそれと一体的に設置される共同防災設備の上屋として設置されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。</p> <p>ただし、共同防災設備だけを設置するために必要な最小限の建物は、貸付対象とすることができる。</p> <p>ウ 構築物については、共同防災のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同防災施設事業の対象とする。</p> <p>エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に設置される共同防災施設を設置されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。</p> <p>小売振興法第4条第1項から第5項までの規定に基づき認定を受けた事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>「集団化事業」のうち、小売振興法第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業</p> <p>ただし、都市再開発法に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として当該事業が行われる場合を除き、組合員の2分の1以上が、当該事業を実施する市町村の区域において当該計画の作成前から事業を行っていた特定中小事業者等であること。</p> <p>「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体が行う事業」のうち、小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業</p> <p>ただし、都市再開発法に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として当該事業が行われる場合を除き、組合員の2分の1以上が、当該事業を実施する市町村の区域において当該計画の作成前から事業を行っていた特定中小事業者等であること。</p> <p>「施設集約化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第3項の規定に基づく認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業</p> <p>ただし、都市再開発法に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として当該事業が行われる場合を除き、組合員の2分の1以上が、当該事業を実施する市町村の区域において当該計画の作成前から事業を行っていた特定中小事業者等であること。</p> <p>組合員の2分の1以上が小規模事業者であること。</p> <p>「連鎖化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第5項の規定に基づく認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>「経営改革(特定中小企業団体又は出資会社の行う事業)に係る事業」のうち、小売振興法第4条第4項の規定に基づく認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業</p> <p>「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」のうち、労働力確保法第4条第1項の規定</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 16

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>に基づく認定を受けた改善計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、当該改善計画に記載されている事業の用に供する研修施設、従業員共同宿舎、食堂又は託児施設であって、各高度化事業の実施主体たる組合又は連合会が設置する共同施設とする。</p> <p>「集団化事業」、「集積区域整備事業」又は「施設集約化に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」若しくは「共同施設に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」のうち、物流効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>貸付けの対象者は、物流効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下この号において「認定組合」という。）であって、次の要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>ア 認定組合が実施する流通業務効率化事業は、当該認定組合の組合員又は所属員（以下「組合員」という。）たる特定中小事業者等の3分の1以上かつ4人以上が参加するものであること。</p> <p>イ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること。</p> <p>ウ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員たる特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えるものであること。</p> <p>エ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。</p> <p>貸付けの対象施設は、当該認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する共同施設であって、次に掲げる設備のすべてを備えるものに限る。</p> <p>ア 流通加工設備（商品のためのラベル貼り、値札付け、詰め合わせ、梱包、裁断、組立その他流通加工のための設備で、自動梱包装置、自動ラベラー、デジタルピッキングシステム、オートピッキングシステム、ピッキングカート等をいう。）</p> <p>イ 情報処理設備（入庫情報、在庫情報その他物流関連情報を電子計算機で処理し、効率的な作業管理を行うための設備で、電子計算機及びその端末機器、バーコードリーダー等をいう。）</p> <p>ウ 流通効率化設備（荷さばき、配送その他流通業務の効率化に著しく資する設備で、立体自動倉庫、電動式移動ラック、自動仕分けコンベア、自動搬送システム、パレタイザー、デパレタイザー、プラコンディスペンサー、プラコンオープナー等をいう。）</p> <p>創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」若しくは「設備リースに係る事業」のうち、創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次のア又はイの要件に該当し、かつ、ウに該当するものに対し行うものとする。</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が認定中小企業者であること。</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 17

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>イ 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が認定を受けた研究開発等計画に記載された組合員又は所属員であること。</p> <p>ウ 当該事業に参加する事業者の新たな事業分野の開拓を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。</p> <p>「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認特定中小企業者であるものとする。</p> <p>「企業合同に係る事業」のうち、創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、「企業合同に係る事業」の要件に適合する合併会社又は出資会社に対して行うものとする。</p> <p>地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画、同法第9条第1項の承認を受けた高度化等円滑化計画、同法第23条第1項の承認を受けた進出計画又は同法第25条第1項の承認を受けた進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画、同法第9条第1項の承認を受けた高度化等円滑化計画、同法第23条第1項の承認を受けた進出計画又は同法第25条第1項の承認を受けた進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次のア及びイの要件に該当するものに対して行うものとする。</p> <p>ただし、集団化事業にあつては、次のア及びイの要件に該当し、かつ、ウの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 該当事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認中小企業者であること。</p> <p>イ 当該事業に参加する事業者の特定基盤的技術の高度化等のための措置又は特定分野への進出を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。</p> <p>ウ 当該事業を実施する事業協同組合等の組合員若しくは所属員の数が30人以上の大規模な事業であること。</p> <p>「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画又は同法第23条第1項の承認を受けた進出計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）需要開拓その他これに準ずる事</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 18

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認中小企業者であるものとする。</p> <p>「企業合同に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画又は同法第23条第1項の承認を受けた進出計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、「企業合同に係る事業」の要件に適合する合併会社又は出資会社に対して行うものとする。</p> <p>中心市街地整備改善活性化法第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のすべてが、中心市街地整備改善活性化法第6条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている都市型新事業を行う特定中小企業者等であること。</p> <p>イ 当該事業に参加する事業者の都市型新事業を円滑に推進するための共同事業(新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。)を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。</p> <p>「経営改革(特定中小企業団体又は出資会社の行う事業)に係る事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発(当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。)需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のすべてが、同法第6条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている都市型新事業を行う特定中小企業者等であるものとする。</p> <p>中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。</p> <p>「集団化事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業(特定中小企業団体の行う事業に限る。)」のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>「施設集約化に係る事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業</p> <p>経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付は、次に掲げる事業であるものとする。</p>	無 利 子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金 - 19

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
構造改善高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。
地域産業創造基盤整備事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限（据置期間）	貸付限度
<p>「集団化事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設事業」、「連鎖化に係る事業」、「設備リースに係る事業」、又は「経営改革（特定中小企業団体の行う事業に限る）」のうち、経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業（同法第15条第1項に規定する調査結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していると確認されるものに限る。）であって、次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が経営革新支援法第4条第1項の承認を受けた中小企業者であること</p> <p>イ 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること</p> <p>「経営改革（経営革新承認グループの行う事業）」のうち、経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業（同法第15条第1項に規定する調査の結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していることが確認されるものに限る。）であって、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された中小企業であるもの</p> <p>経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する「企業合同に係る事業」</p>	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。（それぞれの高度化事業ごとに定める年数）	80%以内
<p>〔市街化区域地域産業創造基盤整備事業について〕</p> <p>地域産業創造基盤整備事業のうち、市街化区域地域産業創造基盤整備事業に係る資金の貸付けについては、次に定める要件を満たすことが必要です。</p> <p>上記1の要件に適合するものであること。</p> <p>土地については、当該事業により施設を設置する特定会社、公益法人又は商工会等は、原則として、すべて地方公共団体又は土地開発公社（以下「地方公共団体等」という。）が所有している都市計画法第7条に規定する市街化区域の遊休土地を無償又は極めて低廉な料金で借り受けること。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、除かれます。</p> <p>当該事業により施設を設置する特定会社、公益法人又は商工会等が、従前から所有している遊休土地を活用する場合</p> <p>地方公共団体等、特定会社、公益法人又は商工会等が所有する土地の形状の問題、面積不足その他のやむを得ない事情があると認められるため、一部の土地を取得する場合にあって、その面積が土地の総面積の20%以内である場合</p> <p>〔集積活性化地域産業創造基盤整備事業について〕</p> <p>地域産業創造基盤整備事業の特例のうち、集積活性化地域産業創造基盤整備事業に係る資金の貸付けについては、次に定める要件を満たすことが必要です。</p> <p>上記1の要件に適合するものであること。</p> <p>当該事業が地域産業集積活性化法第5条第1項の承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画又は同法第21条第1項の承認を受けた特定中小企業集積活性化計画において位置付けられており、かつ、当該計画に定められた地域内又はその近傍（当該地域の周囲概ね3kmの範囲内の区域をいう。）に施設を設置すること。</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）ただし、長期運転資金の場合は10年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	貸付対象施設の設置資金（特定会社が行う事業の場合、貸付けの対象となる施設設置資金のうち、次のものは控除されます。） ・事業の施設の設置に対して、事業団から出資がある場合にあっては、その出資額 ・地域産業集積創造基盤施設整備事業費補助金の交付がある場合にあっては、その交付額の80%以内（市街化区域地域産業創造基盤整備事業、集積活性化地域産業創造基盤整備事業、について、貸付割合が貸付対象施設の設置資金の90%以内、据置期間が4年以内に優遇されます。）

中小企業高度化資金 - 20

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	<p>貸付けの対象施設について 特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。 ただし、次の に掲げる商業活性化施設にあっては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。</p> <p>商業活性化施設</p> <p>ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設</p> <p>イ スポーツ施設</p> <p>ウ 駐車場、駐輪場施設 ただし、次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 主として顧客に利用させるために設置するものであること。 (イ) 当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。 (ウ) 上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。</p> <p>エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設</p> <p>オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設</p> <p>カ 上記に附帯するもの 店舗又は空き店舗等 店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、 に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。 ただし、上記の に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあっては、この限りでない。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>〔商業活性化施設の基準〕 当該施設で支援しようとする特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等は、主として一の商店街の区域において事業を行っている者又は一の団地若しくは主として一の建物の内部に集団して事業を行う、又は行っている者であること。 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設以外の商業活性化施設については、当該施設で支援する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上であること。 ただし、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に係る「集団化事業」、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に係る「施設集約化に係る事業」を実施した若しくは実施しようとする事業協同組合等又は共同店舗において事業を行う者のみを支援しようとする場合にあっては、それぞれの要件に係る人数以上であること。 商業活性化施設については、次のいずれかに該当するものであること。 ア 当該施設を利用する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が10人以上であること。 イ 共同店舗において事業を行う者が利用するための当該施設にあっては、その5分の4以上が当該施設を利用するものであること。</p> <p>〔共同店舗の基準〕 共同店舗において事業を行う者の数が、次のいずれかに該当するものであること。 ア 一の商店街の区域内に共同店舗を設置する場合（当該商店街区域内において特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上である場合又は地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画に記載されている商店街の活性化に資すると認められる場合に限る。）にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上であること。 イ ア以外の場合にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人（地方公共団体等が作成する特定中小小売商業の振興に関する計画があつて、当該計画に基づいて新たな商業集積が形成される場合の当該地域内に共同店舗を設置する場合にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上。）以上であること。 共同店舗を利用する者の3分の2以上が特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者（小規模事業者支援促進法に基づく認定基盤施設計画に基づいて行う場合は、特定小規模事業者が3分の2以上）であり、かつ、特定中小小売商業者等の数が特定中小サービス業者等の数以上であること。 店舗面積のうち、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の利用する部分の床面積（床面積には売場間通路を含む。以下同じ。）が3分の2（中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づく事業の場合は、4分の1）以上であり、かつ、特定中小小売商業者等の利用する部分が特定中小サービス業者等の利用する部分以上であること。</p>	無 利 子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金 - 21

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	<p>貸付けの対象施設について 特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ただし、次に掲げる商業活性化施設にあつては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。</p> <p>商業活性化施設</p> <p>ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設</p> <p>イ スポーツ施設</p> <p>ウ 駐車場、駐輪場施設</p> <p>ただし、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 主として顧客に利用させるために設置するものであること。</p> <p>(イ) 当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。</p> <p>(ウ) 上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。</p> <p>エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設</p> <p>オ 特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設</p> <p>カ 上記に附帯するもの 店舗又は空き店舗等 店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、次に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。</p> <p>ただし、上記に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあつては、この限りでない。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>ただし、中小企業者以外の小売商業又はサービス業を行う会社及びみなし大企業に対し共同店舗を利用させる場合にあつては、店舗面積の3分の1以内とする。この場合、当該大企業及びみなし大企業が特定会社若しくは公益法人に対して出資若しくは拠出している者又は商工会等の会員である場合に限られます。</p> <p>中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて共同店舗を設置する場合であつて、その共同店舗を大企業者に利用させるときは、次の各要件を満たすことが必要です。</p> <p>ア 当該大企業者に共同店舗を利用させることが、中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域内の特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の振興に資すると認められるものであること。</p> <p>イ 当該大企業者が契約期間の途中で当該大企業者側の事情により利用を中止しようとするときは、当該大企業者が利用する部分に係る高度化資金の返済額の残額すべてを支払い、又は新たな入居者を誘導して当該入居者に対して契約の地位を譲渡するとともに、当該入居者の保証人となる旨の契約を、当該大企業者との間で締結すること。</p> <p>店舗面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。</p> <p>ただし、中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて共同店舗を設置する場合であつて、次のいずれの要件にも該当するときは、小売商業又はサービス業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。</p> <p>ア 当該店舗内に設置する映画館、劇場又はアミューズメント施設（ゲームセンター、ビリヤード等）を利用して事業を行う者の床面積が4分の1以上であること。</p> <p>イ 中小小売商業に属する事業の用に供する部分の床面積が4分の1以上であること。</p> <p>共同店舗のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が200㎡以上であること。</p> <p>共同店舗の利用に当たっては、特定の一事業者の利用割合が過大なものとならないこと。</p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者が合併・出資会社を設立して当該会社が利用する場合</p> <p>イ 中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化等事業計画に基づいて事業を実施する場合</p> <p>〔空き店舗の基準〕 空き店舗等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>商店街の区域の活性化を図り、もって当該商店街の区域に存する特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の経営の向上を支援するために当該施設を取得（必要最小限の改築を含む。以下同じ。）するものであること。</p> <p>当該施設は、特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等に利用させるものであること。</p> <p>なお、当該施設を取得するものが中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工</p>	無 利 子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金 - 22

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	<p>貸付けの対象施設について 特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。</p> <p>ただし、次に掲げる商業活性化施設にあつては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。</p> <p>商業活性化施設</p> <p>ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設</p> <p>イ スポーツ施設</p> <p>ウ 駐車場、駐輪場施設</p> <p>ただし、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>（ア）主として顧客に利用させるために設置するものであること。</p> <p>（イ）当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。</p> <p>（ウ）上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。</p> <p>エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設</p> <p>オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設</p> <p>カ 上記に附帯するもの 店舗又は空き店舗等 店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、次に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。</p> <p>ただし、上記に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあつては、この限りでない。</p>

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>会、商工会議所、特定会社又は公益法人であつて、かつ、中心市街地整備改善活性化法に基づく認定構想推進事業者である場合には、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に対して買取予約付貸貸を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者。</p> <p>買取予約付貸貸を行う場合には、次の各要件を満たすものであること。</p> <p>ア 中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて行う同法第4条第5項第1号から第6号までに定める事業を併せて実施すること。</p> <p>イ 中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人と買取予約付貸貸を受ける者（以下この項において「借受者」という。）の間において、次の内容による買取予約付貸貸借契約を締結すること。</p> <p>（ア）賃借料の支払が終わるまでの間は、当該施設の所有権は借受者に移転しないこと。</p> <p>（イ）貸貸期間は、原則として、当該施設に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一の期間であること。</p> <p>（ウ）当該施設の賃貸料は、中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人が当該施設を取得した価格及びその取得のために借り入れた借入金の利子を基準として算定した金額とすること。</p> <p>（エ）中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人は、借受者から保証金として当該施設を取得した価額の10%程度の金額を契約締結時に徴するものであること。</p> <p>（オ）その他当該施設の善管義務等に関する規定が見込まれているものであること。</p> <p>当該施設の利用者又は借受者が確実に見込まれているものであること。</p>	無利子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金 - 23

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
輸入品卸売等 経営合理化支援事業	第3セクター（会社）	<p>貸付けの対象施設の範囲は、特定中小事業者等が主として一の建物の内部に集団して輸入に係る物品の卸売又は加工の事業を行うための次のに掲げる卸売・加工施設及びこれを支援するための次のに掲げる支援施設であって、特定会社が取得し、造成し、又は設置する卸売、加工施設又は支援施設であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。</p> <p>卸売、加工施設</p> <p>ア 店舗、加工施設、事務所</p> <p>イ 倉庫（集団して卸売又は加工の事業を行う特定中小事業者等が占有使用するもの。）</p> <p>ウ 駐車場（集団して卸売又は加工の事業を行う特定中小事業者等が占有使用するもの。）</p> <p>エ 上記に附帯する施設 支援施設</p> <p>ア 情報収集・処理・提供施設</p> <p>イ 研修施設・相談・指導施設、行政手続関係施設、会議室等</p> <p>ウ 展示場、催事場等</p> <p>エ 駐車場（顧客又は会社が使用するもの。）</p> <p>オ 共同流通加工施設（値札付け、小分け、パッケージング、商品に付加価値を持たせるためのその他の簡単な加工・補修等を行うための施設。）</p> <p>カ 共同配送施設、共同倉庫、共同試験・検査施設等</p> <p>キ 上記アからカまでに準ずる施設であって、輸入に係る物品の卸売の事業の円滑化を図るために共同の用に供される施設</p> <p>ク 上記に附帯する施設</p>
先行取得事業	都道府県 都道府県以外の地方公共団体 土地開発公社 地方公共団体が2分の1以上を拠出している公益法人	用地先行取得事業に必要な資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>第三セクター（会社） 〔会社の要件〕</p> <p>ア 地方公共団体が出資していること。</p> <p>イ 出資者2/3以上が中小企業者であること。</p> <p>ウ 大企業が最大株主でないこと。</p> <p>エ 1大企業の出資額が出資総額の1/3未満であること。</p> <p>オ 大企業の出資額の合計額が出資総額の1/2未満であること。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>輸入品卸売等経営合理化支援計画に基づき、国際化の進展、消費者ニーズの多様化等に対応した中小流通業者の商品調達力の強化を進め、海外の安価で良質な輸入製品を取扱えるよう当該中小流通業者の活性化を図るために、地方公共団体と産業界等が相協力して、輸入品を取扱う卸売業者等が入居し、輸入、取引、流通、情報提供等が積極的に行われる基盤施設を設置する事業</p> <p>〔施設利用についての主な要件〕</p> <p>利用者及び利用量の3分の2以上が特定中小事業者等であること。</p> <p>特定の一事業者の利用割合が過大なものとならないこと。</p> <p>大企業及び次に掲げる者の利用にあつては、3分の1以上であること。</p> <p>ア 1社の大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている特定中小事業者</p> <p>イ 大企業又はその役員から100%の出資を受けている特定中小事業者</p>	卸売・加工施設については1.05%、支援施設については無利子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
<p>〔事業の要件〕</p> <p>イ 計画作成主体 本事業は、都道府県の作成する集団化事業用地取得計画等に基づいていること。</p> <p>ロ 適正な用地 本事業で取得する用地は、集団化事業の用に供する適正な用地であつて、5年以内に活用されることが確実なものであること。</p> <p>ハ 事前の調査研究 当該用地を活用して適正な高度化事業を推進するため、研究会等を設置することにより、事前の調査研究が十分に行う必要があること。</p> <p>ニ 分譲価格 当該用地について、原則として原価で組合に分譲されるものであること。</p>	1.9% (平成15年4月1日現在)	5年以内 (5年以内)	用地先行取得事業に必要な資金の100%以内

中小企業高度化資金 - 24

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
倒産等企業施設 先行取得事業	都道府県 都道府県以外の地方公共 団体 土地開発公社 地方公共団体が2分の1 以上を拠出している公益法 人 集団化事業を行う事業協 同組合又は協同組合連合会	倒産等企業施設先行取得事業に必要な資金。
空き店舗等 先行取得事業	高度化融資を受けて商店 街の区域内において行う集 積区域整備事業又は中小小 売商業振興法第4条第1項 の認定を受けて共同施設事 業を実施した又は実施して いる事業協同組合、事業協 同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、 商店街振興組合、商店街振 興組合連合会 高度化融資を受けて商店 街整備等支援事業を実施し た又は実施している特定会 社（街づくり会社）	空き店舗等先行取得事業に必要な資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>〔事業の要件〕</p> <p>イ 取得対象施設 事業実施機関の取得対象となるものは、集団化事業の用に供している施設であって、倒産又はこれに準ずる事態にあると認められる組合員の所有等（組合から使用貸借している場合を含む。）に係るものであること。</p> <p>ロ 取得施設の分譲 事業実施機関の取得した施設は、5年以内に他の適当と認められる中小企業者に譲渡することが確実なものであること。</p> <p>ハ 施設の取得価格 事業実施機関が取得する施設の価格は、近傍類地の取引価格、地価公示法の規定による公示価格、不動産鑑定士等の鑑定評価等のいずれかの方法により算定等を行ったものであって、妥当と認められる範囲内の額であること。</p> <p>ニ 施設の分譲価格 当該施設は取得に要した費用を勘案した妥当な価格で中小企業者に譲渡するものであること。</p> <p>ホ 施設の保全措置 他の適当と認められる中小企業者に譲渡されるまでの間、組合が当該施設の保全措置を図るとともに、事業目的に反しないよう維持、管理に努めること。</p>	4.3%	5年以内 (5年以内)	倒産等企業施設先行取得事業に必要な資金の100%以内
<p>〔事業の要件〕</p> <p>イ 取得対象施設 事業実施機関の取得対象となるものは、商店街の区域内の空き店舗等であって、事業活動の場として再生可能であること。</p> <p>ロ 取得施設の分譲 事業実施機関の取得する施設は、5年以内に他の適当と認められる中小小売商業者又は中小サービス業者に譲渡することが確実なものであること。</p> <p>ハ 施設の取得価格 事業実施機関が取得する施設の価格は、近傍類地の取引価格、地価公示法の規定による公示価格、不動産鑑定士等の鑑定評価等のいずれかの方法により算定等を行ったものであって、妥当と認められる範囲内の額であること。</p> <p>ニ 施設の分譲価格 当該施設は取得に要した費用を勘案した妥当な価格で中小企業者に譲渡するものであること。</p> <p>ホ 施設の保全措置 他の適当と認められる中小企業者に譲渡されるまでの間、組合又は特定会社が当該施設の保全措置を図るとともに、事業目的に反しないよう維持、管理に努めること。</p>	4.3%	5年以内 (5年以内)	空き店舗等先行取得事業に必要な資金の100%以内

中小企業高度化資金 - 25

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
地域振興基盤整備事業	市町村又は東京都の特別区	地域振興基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物、設備

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>〔事業の要件〕</p> <p>イ 市町村又は東京都の特別区が、起業化支援センター（インキュベーター）、技術開発センター、研修センター等を設置して、次の事業を行うものです。</p> <p>研究開発又はデザイン開発 開発技術の商品化のための生産等 研修又は訓練・教育 調査又は情報の収集・処理・提供 経営相談 試験・検査 展示 上記～に附帯するもの（短期利用するオフィスサービス施設の提供を含む。） 一の団地又は主として一の建物の内部に集団して利用させるための工場・事業場・事務所の提供及びこれらに入居する者を支援するために実施する上記～の事業</p> <p>〔利用にあたっての要件〕</p> <p>貸付対象施設のうち、個別に入居する者が利用する施設部分については、当該施設の3分の2以上が特定中小事業者等が利用するものであること。 特定の一事業者の利用割合が過大なものとならないこと。 中小企業者以外（大企業のダミー会社を含む。）の者の利用が3分の1以内であること。</p> <p>〔入居する者の要件〕</p> <p>技術革新、販売革新、情報化の進展、市場ニーズの多様化等の環境変化に対応する上で、新商品・新技術開発、需要開拓、情報の収集・処理、提供その他の事業を行うために支援を必要としているもの 当該施設に入居する時点において事業開始後3年以内の中小企業者又は当該施設において新分野進出を行う中小企業者（ただし入居できる期間は原則として5年以内とし、かつ、入居期間が通算して10年を超えないものであること）</p> <p>〔貸付割合の優遇〕</p> <p>都市計画法に基づく市街化区域内の遊休土地を活用して行う事業 遊休土地については、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 当該事業を行う市町村が従前から所有している都市計画法第7条に規定する市街化区域内の遊休土地であること。 当該事業を行う市町村以外の地方公共団体又は土地開発公社が所有している遊休土地を無償又は著しく低廉な料金を借り受けること 地域産業集積活性化法第7条第1項に規定する基盤的技術集積活性化促進地域又はその近傍において行う事業 地域産業集積活性化法第23条第1項に規定する特定中小企業集積活性化促進地域又はその近傍において行う事業 〔近傍とは、当該地域の周囲概ね3kmの範囲の区域内〕</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	地域振興基盤整備事業の用に供する施設の設置に必要な資金の80%以内
			20年以内（4年以内）

中小企業高度化資金 - 26

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧に関する高度化事業	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図る事業（以下「災害復旧高度化事業」という。）に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>災害復旧高度化事業における災害とは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含む。）又は相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難となっていると都道府県知事が認める事態をいう。</p> <p>災害復旧高度化事業に係る資金の貸付を受けて行う事業は、原則として、実施するそれぞれの高度化事業ごとに定める要件を備えなければならない。</p> <p>災害復旧高度化事業は、災害の発生による施設の被害について、当該施設の所在地を管轄する市町村長等の発行する証明書（以下「罹災証明書」という。）又は都道府県知事による罹災の認定により施設の罹災が確認され、当該被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められるものであること。</p> <p>災害復旧高度化事業の貸付けは、次のいずれかに該当するものに限るものとする。</p> <p>ただし、貸付けの対象施設については、それぞれの施設のうち、当該事業活動の運営上必要不可欠であると認められるものに限る。</p> <p>次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの</p> <p>ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が罹災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含む。以下同じ。）を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>（ア）罹災前に高度化事業を実施していた組合、連合会若しくは会社（以下この号において「実施組合等」という。）の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者又は実施主体たる特定中小事業者等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合</p> <p>（イ）既往の高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合</p> <p>イ 中小企業者が罹災した施設の復旧に当たって、新たに高度化事業を行う場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>（ア）組合若しくは連合会（以下この号において「組合等」という。）又は当該組合等の組合員若しくは所属員が、罹災した施設の復旧を図るために災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあっては、当該組合等の組合員若しくは所属員の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合</p> <p>（イ）中小企業者が罹災後、新たに組合、連合会若しくは会社（以下この号において「新設組合等」という。）を設立し、又は実施主体たる特定中小事業者として罹災した施設の復旧を図るため、災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあっては、当該新設組合等の組合員、所属員若しくは出</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	90%以内

中小企業高度化資金 - 27

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧に関する高度化事業	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図る事業（以下「災害復旧高度化事業」という。）に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
<p>資特定中小事業者又は当該特定中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合</p> <p>ウ 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>(ア) 実施組合等の組合員若しくは所属員又は出資特定中小事業者（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合</p> <p>(イ) 高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合</p> <p>次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの</p> <p>ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会、商工連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。なお、特定会社、公益法人又は商工会等については罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>イ 特定会社、公益法人又は商工会等が、罹災した中小企業者を支援するため、災害復旧高度化事業資金を利用して新たに高度化事業を実施する場合については、特定会社、公益法人又は商工会等の支援対象中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合又はこれに準ずるものであると都道府県知事が認める場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>ウ 既往の高度化資金により取得し、造成し、又は設置した施設が著しい地盤沈下により被害を受けて、当該施設の復旧を図る場合については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合に限り貸付けを行うものとする。</p> <p>災害復旧高度化事業に係る資金の貸付けの適用期間は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書の提出が行われたものを適用するものとする。</p> <p>ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合等都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。</p>	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	90%以内

年金資金運用基金

融資制度名	分譲住宅融資
融資対象	厚生年金保険の適用事業所の事業主 消費生活協同組合・消費生活協同組合連合会・中小企業等協同組合・厚生年金基金・厚生年金基金連合会・民法第34条法人で特に厚生労働大臣の承認を受けたもの・商工会議所等厚生労働大臣が指定した法人・日本勤労者住宅協会
資金使用および対象施設	新築資金・増改築資金……住宅の新築・増改築に要する建築費および設計監理費 新築・既存住宅購入資金…新築・既存住宅の購入資金 土地取得資金……土地取得、整備に必要な資金（施設を新築、増築する場合には限ります。） 厚生年金保険の被保険者に分譲する住宅
融資限度	次により計算した額を限度として借りられます。 建物新築……〔建築費（構造別1㎡当たり標準価格×標準面積）+設計監理費〕×融資率 建物購入……（1戸当たり標準価格×購入建物の戸数）×融資率 土地取得……（1㎡当たり標準価格×標準面積）×融資率 融 資 率 ・大企業の事業主………80% ・中小企業の事業主・その他法人………90%
利 率	大企業の事業主………年1.25% 中小企業の事業主・その他の法人………年0.80% 消費生活協同組合等の分譲住宅………年2.00%（10年経過後は年3.50%） （金利については平成15年6月16日現在）
融資期間	35年以内 元金均等償還、元利均等償還のいずれかを選択できます。
担保および保証人	担 保 融資で取得した物件と建設敷地 保証人 原則として連帯保証人が1名以上
申 込 先	「年金資金運用基金代理店」と表示の金融機関
備 考	年金資金運用基金 〒100-8985 東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル） TEL 03-3502-2493 ホームページアドレス http://www.gpif.go.jp/

環境事業団

建設譲渡事業

建設施設名	対象者	頭金割合	返済期間 (含む据置期間)	据置期間	利率 (年利)	
集 団 設 置 建 物	地方公共団体	10%以上	15年以内	2年以内	0.60%	
	中小企業者	10%以上			0.75%	
	上記 及び 以外の者	20%以上			0.90%	
共 同 福 利 施 設	地方公共団体	10%以上	20年以内	2年以内	0.70%	
	中小企業者	5%以上			0.85%	
	上記 及び 以外の者	15%以上			1.00%	
大 気 汚 染 対 策 緑 地	地方公共団体	10%以上	20年以内	2年以内	0.70%	
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地	地方公共団体	10%以上	20年以内	2年以内	0.70%	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 ・ 一 体 緑 地	特 定 最 終 処 分 場	地方公共団体 又は廃棄物処理センター	10%以上	機械又は装置 15年以内 その他のもの 20年以内	2年以内	0.60%
						0.70%
						0.75%
	特 定 焼 却 施 設	地方公共団体 又は廃棄物処理センター 第1セクター 又は第3セクター	10%以上	15年以内	2年以内	0.60%
						0.75%
	特 定 建 設 廃 棄 物 処 理 施 設	地方公共団体又は 廃棄物処理センター 第1セクター又は 第3セクター	10%以上	15年以内	2年以内	0.60%
						0.75%
		中小企業者	20%以上			0.75%
	上記 及び 以外の者				0.90%	
特 定 ポリ塩化 ビフェニル廃 棄物処理施設	地方公共団体 又は廃棄物処理センター 第1セクター 又は第3セクター	10%以上	15年以内	2年以内	0.60%	
					0.75%	
最 終 処 分 場 一 体 緑 地	地方公共団体	10%以上	20年以内	2年以内	0.70%	

注) 利率(年利)は、平成15年5月16日現在のものです。

参 考

財 投 金 利 (15年)	0.60%
財 投 金 利 (20年)	0.70%

金属鉱業事業団 1

融資制度名	鉱害防止資金（使用済特定施設分）	
融資対象	金属鉱業等（金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、ひ鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、いおう及びほたる石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。以下同じ。）において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（特定施設）に係る鉱害を防止するための事業（鉱害防止事業）を行う法人又は個人	
資金使途	上記の事業に必要な資金	
融 資 条 件	限度額	中小企業者 所要資金の80%以内 中小企業者以外の者 所要資金の70%以内
	融資期間 （据置期間）	15年以内（2年以内）
	利率	中小企業者 0.95% 中小企業者以外の者 0.95%（平成15年6月20日現在）
	担保・保証人	担保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申込先	金属鉱業事業団 融資部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-24-14（常盤ビル） TEL（03）5512-1302（融資部ダイヤルイン） FAX（03）5512-1425	
備考	年2回償還	

金属鉱業事業団 2

融資制度名	鉱害防止資金（坑廃水処理事業分）	
融資対象	金属鉱業等において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（特定施設）に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するための処理事業（坑廃水処理事業）を行う法人又は個人	
資金使途	上記の事業に必要な資金（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を除く。）	
融 資 条 件	限度額	中小企業者 所要資金の80%以内 中小企業者以外の者 所要資金の70%以内
	融資期間 （据置期間）	5年以内（2年以内）
	利率	中小企業者 0.95% 中小企業者以外の者 0.95%（平成15年6月20日現在）
	担保・保証人	担保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申込先	金属鉱業事業団 融資部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-24-14（常盤ビル） TEL（03）5512-1302（融資部ダイヤルイン） FAX（03）5512-1425	
備考	年2回償還	

金属鉱業事業団 3

融資制度名	鉱害防止資金（鉱害防止事業基金拠出分）	
融資対象	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）第12条に規定される鉱害防止事業基金に拠出する法人又は個人	
資金使途	上記の基金に拠出するために必要な資金	
融 資 条 件	限度額	中小企業者 年間拠出額の80%以内 中小企業者以外の者 年間拠出額の70%以内
	融資期間 （据置期間）	15年以内（2年以内）
	利率	0.80% （平成15年6月20日現在）
	担保・保証人	担保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申込先	金属鉱業事業団 融資部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-24-14（常盤ビル） TEL（03）5512-1302（融資部ダイヤルイン） FAX（03）5512-1425	
備考	年2回償還	

金属鉱業事業団 4

融資制度名	鉱害負担金資金	
融資対象	金属鉱業等に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質（カドミウム、銅、ヒ素）により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する公害防止事業（公害防止事業費事業者負担法〔昭和45年法律第133号〕第2条第2項第3号に規定するものに限る。）に要する費用として同法第9条又は第13条により定められた事業者負担金（鉱害負担金）を負担する法人又は個人	
資金使途	上記の負担金を負担するために必要な資金	
融 資 条 件	限度額	中小企業 所要資金の80%以内 中小企業者以外の者 所要資金の70%以内
	融資期間 （据置期間）	15年以内（2年以内）
	利率	0.80% （平成15年6月20日現在）
	担保・保証人	担保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申込先	金属鉱業事業団 融資部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-24-14（常盤ビル） TEL（03）5512-1302（融資部ダイヤルイン） FAX（03）5512-1425	
備考	年2回償還	

金属鉱業事業団 5

融 資 制 度 名	国 内 探 鉱 資 金	
融 資 対 象	<p>新鉱床探鉱</p> <p>1. 資 格</p> <p>(1) 金属鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者</p> <p>(2) 資本金1億円を超え、かつ常時使用する従業員1千人を超える会社、当該会社の子会社及び常時使用する従業員1千人を超える個人</p> <p>2. 鉱 種</p> <p>銅、鉛、亜鉛、マンガン、金及びタングステンの6鉱種</p>	
資 金 使 途	上記の探鉱に係る必要な資金	
融 資 条 件	限 度 額	<p>所要資金の70%以内</p> <p>特に必要があると認められた場合は、所要資金の80%以内</p>
	融 資 期 間 (据置期間)	<p>7年以内(2年以内)</p> <p>特に必要があると認められた場合は、12年以内(3年以内)</p>
	利 率	<p>0.90%</p> <p>(平成15年6月20日現在)</p>
	担 保 ・ 保 証 人	<p>担 保 : 原則として必要</p> <p>保 証 人 : 原則として連帯保証人2名以上</p>
申 込 先	<p>金属鉱業事業団 融資部</p> <p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-24-14(常盤ビル)</p> <p>TEL(03)5512-1302(融資部ダイヤルイン)</p> <p>FAX(03)5512-1425</p>	
備 考	年4回償還	



社会福祉・医療事業団

社会福祉・医療事業団は、平成15年10月1日から「独立行政法人福祉医療機構」に移行します。

	融資対象	資金用途	限度額	
			一般薬局	調剤専門薬局
医療貸付 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 個人 医療法人 民法第34条の規定に基づき設立した法人 営利法人(その経営を主たる事業とするもの) 	薬局		
		新築資金	500万円	1,350万円
		増築資金	500万円	1,350万円
		機械購入資金 (新設に伴い必要な場合)	200万円	400万円
		長期運転資金 (災害復旧のために必要な場合)	60万円	60万円
		施術所 〔あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の施術所〕	あん摩等の施術所	柔道整復師の施術所
		新築資金	750万円	1,400万円
		増築資金	750万円	1,400万円
		機械購入資金 (新設に伴い必要な場合)	150万円	250万円
		長期運転資金 (新設に伴い必要な場合)	50万円	50万円
		クアハウス、アスレチック・ヘルスクラブ		
		建築資金 (特定民間施設整備法に基づいて整備されているものについては7億2千万円)	6億円	
		土地取得資金		3億円
機械購入資金 (新設に伴い必要な場合)		7,500万円		
長期運転資金 (新設に伴い必要な場合、災害復旧のために必要な場合)		1,500万円		
福祉貸付 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 民法第34条の規定に基づき設立した法人 営利法人(当初から要介護老人を20%以上受け入れられる等の要件を必要とする) 	一般有料老人ホーム 建築資金	事業団の定めた基準事業費の70%(特定民間施設整備法に基づいて整備されているものについては90%)	
		設備備品整備資金		
		土地取得資金		
	<ul style="list-style-type: none"> 営利法人(当初から要介護老人を20%以上受け入れられる等の要件を必要とする) 	高齢者総合福祉センター 住宅介護サービスセンター 建築資金	事業団の定めた基準事業費の90%	
		設備備品整備資金		
		土地取得資金		
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅サービス事業を行う者 	住宅サービス事業 建築資金		
		設備備品整備資金		
		土地取得資金		
		経営資金		
	<ul style="list-style-type: none"> 営利法人等 	老人デイサービス事業 老人短期入所事業 設備備品整備資金	事業団の定めた基準事業費の70%	
		経営資金		
		老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 痴呆対応型老人共同生活援助事業 建築資金		
設備備品整備資金				
土地取得資金				
経営資金				

利率 (平成15年6月11日現在)	融資期間(据置期間)	担保・保証人	申込先	備考			
1.2%	耐火構造 10年以内(1年以内) 耐火構造以外 7年以内(1年以内)	原則として必要	社会福祉・医療事業団 東京都港区虎ノ門 4-3-13 秀和神谷町ビル9F TEL(03)3438-0211	〔中小企業向けのみ記載〕 限度額は資金の種類ごとに所要額の70%以内(調剤専門薬局、主として調剤を行う薬局については80%以内)			
	1.25%				5年以内(6ヵ月以内)		
	1.25%				3年以内(6ヵ月以内)		
	1.2%				耐火構造 10年以内(1年以内) 耐火構造以外 7年以内(1年以内)	限度額は資金の種類ごとに所要額の80%以内	
1.25%	5年以内(6ヵ月以内)						
1.25%	3年以内(6ヵ月以内)						
1.25%	耐火構造 25年以内(2年以内) 耐火構造以外 20年以内(2年以内)			限度額は資金の種類ごとに所要額の70%以内(特定民間施設整備法に基づいて整備されるものについては90%以内)			
1.25%	5年以内(6ヵ月以内)						
	3年以内(6ヵ月以内)						
1.2%	耐火構造 20年以内(2年以内) 耐火構造以外 15年以内(2年以内)				原則として必要	社会福祉・医療事業団 東京都港区虎ノ門 4-3-13 秀和神谷町ビル9F TEL(03)3438-0211	
	1.2%			5年以内(6ヵ月以内)			
				20年以内(2年以内)			
1.25%	15年以内(3年以内)						
	5年以内(6ヵ月以内)						
	15年以内(3年以内)						
	5年以内(6ヵ月以内)						
	15年以内(3年以内)						
	5年以内(6ヵ月以内)						

中小企業総合事業団 1

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（一般貸付け）	
融 資 対 象	小規模企業共済制度の共済契約者で次の要件を全て満たしている方 共済契約成立後、貸付資格判定基準日（ ）までの掛金納付月数が12か月以上であること。ただし、前納掛金は含みません。 掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定基準日において10万円以上に達していること。 貸付資格判定基準日において掛金を6か月分以上滞納していないこと。	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備） 事業関連資金	
融 資 条 件	限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と700万円のいずれか少ない額から一般貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で10万円以上5万円の倍数となる額。 (注)ただし、一般貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額（ ）と1,200万円のいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額と700万円から一般貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額とのいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間 及 び 償 還 方 法	イ 貸付金額が100万円以下の場合：6か月又は12か月（期限一括償還） ロ 貸付金額が105万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月（半年割賦の元金均等割賦償還） ハ 貸付金額が305万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月（半年割賦の元金均等割賦償還） ニ 貸付金額が505万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月、60か月（半年割賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（平成15年3月現在 年3.0% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 ただし、貸付金等を完済しないで共済金等を請求したときは、当該共済金等から貸付額が控除されます。また、貸付金の返済期日後12ヶ月を経過してなお、貸付金が返済されないときは、納付掛金から貸付額が控除されます。
申 込 先	共済契約者が借入窓口として登録申出した金融機関（登録申出がない場合は、商工組合中央金庫本・支店）	
備 考	（ ）貸付資格判定基準日：貸付資格及び限度額は、借入申込み時期が4月1日～9月30日までであれば、前年の10月末日を、10月1日～3月31日までであれば、当年4月末日を基準日として判定されます。 制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 中小企業総合事業団 共済相談室 TEL (03) 3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/	

中小企業総合事業団 2

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（傷病災害時貸付け）	
融 資 対 象	小規模企業共済契約者貸付け（一般貸付け前ページ）の融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次の 又は のいずれかに該当する方。ただし、 の場合はそのことの証明を、市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のいずれかの団体から受けた方。 疾病又は負傷により10日以上入院を要したため事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること（医師の診断書が必要） 災害対策基本法に定める災害又はこれに準ずる災害であって、激甚なものとして中小企業庁長官が指定するものの被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により直接（事務所又は主要な資産について全壊、流出、半壊等）又は間接（取引額の減少等）に被害を受けたため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要とすること。	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）	
融 資 条 件	限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と原則として500万円のいずれか少ない額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 (注)ただし、傷病災害時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,200万円とのいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額を、原則として500万円から傷病災害時貸付金のうち返還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（平成15年3月現在 年1.6% 前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	商工組合中央金庫本・支店又は中小企業総合事業団への郵送	
備 考	制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 中小企業総合事業団 共済相談室 TEL (03) 3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/	

中小企業総合事業団 3

融 資 制 度 名	小規模企業共済契約者貸付制度（新規事業展開等貸付け）	
融 資 対 象	小規模企業共済契約者貸付け（一般貸付け前々ページ）の融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方 現在の事業に加え、新たな事業の分野に進出する意思をもっていること。 共済契約者（会社等の役員の場合は除きます。）の後継者が、新たに事業を開始する意思をもっていること。 後継者が現在の事業に加え、新たな事業分野に進出する意思をもっていること。	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）・事業関連資金	
融 資 条 件	限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、新規事業展開等貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,200万円とのいずれか少ない額と、1,000万円から新規事業展開等貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	イ 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月） （半年賦の元金均等割賦償還） ロ 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月） （半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（平成15年3月現在 年2.1%、前払い）
	担 保 ・ 保 証 人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先	商工組合中央金庫本・支店又は中小企業総合事業団への郵送	
備 考	制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 中小企業総合事業団 共済相談室 TEL (03) 3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/	

中小企業総合事業団 4

融 資 制 度 名	中小企業倒産防止共済制度	
加 入 対 象 者	引き続き1年以上事業を行っている中小企業者で次のいずれかに該当する方 ・従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業・建設業・運輸業その他の業種の会社及び個人 ・従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人 ・従業員50人以下または資本金5千万円以下の小売業の会社及び個人 ・従業員100人以下または資本金5千万円以下のサービス業の会社及び個人 ・従業員900人以下または資本金3億円以下のゴム製品製造業の会社及び個人 ・従業員300人以下または資本金3億円以下の会社及び個人 ・従業員200人以下または資本金5千万円以下の旅館業の会社及び個人 ・企業組合及び協業組合 ・事業協同組合、同小組合または商工組合で、共同生産、共同販売等共同事業を行っている組合	
融 資 対 象	加入後6か月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合 （注）・倒産とは、（1）破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別清算開始の申立てがなされた場合、（2）手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合のいずれかを言います。 ・共済金の請求時に加入者自らが倒産しているとき、あるいは共済金の貸付の請求が取引先事業者の倒産の日から6か月を経過した後になされたものであるなどの場合には、共済金の貸付が受けられません。	
融 資 条 件	限 度 額	共済金の貸付額は、共済契約に基づき払い込んだ掛金総額の10倍に相当する額と回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります。また、共済金の貸付限度額は、すでに貸付けを受けている共済金の貸付残高を含めて3,200万円となります。（原則50万円以上で5万円の整数倍）
	融 資 機 関 （ 据 置 期 間 ）	5年（据置期間6か月を含む毎月均等償還） （注）償還期日後3か月を経過して、なお共済金の償還のない時は、償還額（違約金を含む）を掛金総額から取りくずし償還に充当することになります。
	利 率	無 利 子 （注）ただし、貸付けを受けた共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、共済制度を運営する財源にあてられます。
	担 保 ・ 保 証 人	担保、保証人は必要ありません。
申 込 先	加入の申込手続きを行った商工会議所、商工会連合会、市町村の商工会、中小企業団体中央会、または事業団が事務を委託している中小企業の組合、お取引の金融機関本・支店	
備 考	・一時貸付金制度 中小企業倒産防止共済制度加入者は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。 制度についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 中小企業総合事業団 共済相談室 TEL (03) 3433-7171	

運輸施設整備事業団

運輸施設整備事業団は、平成15年10月1日、日本鉄道建設公団と統合し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構となります。

融資制度名	船舶共有建造				
融資対象	海上運送事業者及び船舶貸渡業者				
資金使途	国内旅客船・内航船の建造資金				
共有条件	限度額	建造費の70%～90%			
	共有期間 (据置期間)	7年～15年(1年以内)			
	利率	共有期間ごとに下記の金利を適用致します。			
	担保・保証人	担保不要、用船保証・積荷保証(内航船) 保証人(代表権を有する役員等)			
申込先	運輸施設整備事業団 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー TEL(045)222-9138(旅客船) TEL(045)222-9139(貨物船)				
備考	船舶の竣工後、建造費の分担割合に応じて事業者と事業団が船舶を共有し、当該割合に応じて所有権保存登記をいたします。 http://www.catt.go.jp				

生物系特定産業技術研究推進機構

融資制度名	一般融資制度 及び 研究開発型企業特別融資制度
融資対象等	民間企業 農林漁業団体 公益法人
資金使途	試験研究に必要な費用。ただし土地取得費、一般土地造成費は除く。
利率	0.8%(H15.3.20現在) 制度特典 ・一般融資：試験研究の成功度合いに応じて利率を減免 ・特別融資：試験研究の成功度合いに応じて、元本の1/2を上限に減免
貸付期間等	15年 研究期間は据置期間とし、5年以内。研究終了後10年以内で分割償還。
貸付限度	研究期間中の各年度ごとに対象試験研究費の7割以内。
担保・保証人	原則として必要。
申込先	生物系特定産業技術研究推進機構(生研機構)融資課 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリビル10F TEL 03-3459-6565 FAX 03-3459-6566 E-mail: yushi@tokyo.brain.go.jp ホームページ http://tokyo.brain.go.jp

信用保証制度 - 1

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
普通保証	一般保証	事業資金	
	無担保保証		
普通保証の内枠	長期経営資金保証	長期経営事業資金（組合を除く）	業態申告書
	当座貸越（貸付専用型）根保保証	反復継続事業資金	資格要件確認書
	事業者カードローン当座貸越根保証	反復継続事業資金（カード借入）	誓約書 業態申告書
	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	金融機関推薦書
	無担保クイック保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	風俗営業飲食業保証	1) 風俗営業飲食業の設備資金・運転資金 2) 特例風俗営業飲食業の設備資金・運転資金	1) 国民生活金融公庫の融資証明書 2) 生活衛生同業組合の資金証明書
	手形割引保証	手形割引による運転資金	手形割引支払人調
	協会追認保証	従業員40人（商業・サービス業10人）以下の企業者の事業資金	誓約書、信用調査書
季節融資保証	季節運転資金	取扱期間： 盆資金6月15日～8月31日 年末資金11月1日～12月29日	
特別保証	公害防止対策保証	公害防止資金 （中小企業信用保険法の公害防止保険に該当するもの）	経済産業局長又は知事の認定書
	エネルギー対策保証	1) 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設を設置する事業資金 2) 工場等の省エネ措置に関する事業資金	1) 省・石油代替エネルギーの施設の設置に関する計画書、補足説明書、見積書及びカタログ等 2) 知事の承認書
	海外投資関係保証	海外での直接投資及び合併事業の事業資金	海外直接投資に関する計画書
保証	新事業開拓保証	1) 新事業開拓事業資金（新商品・新技術の研究開発、企業化、需要の開拓） 2) 研究開発等事業関連保証（研究開発等事業計画に必要な資金） 3) 特定新技術事業活動関連保証（特定補助金等の成果を利用した事業活動に必要な資金） 4) 経営革新関連保証（承認経営革新計画に基づく経営革新のための事業に必要な資金） 5) 経営資源活用関連保証（産生法に規定する経営資源活用新事業に必要な資金） 6) 新事業分野開拓保証（新事業創出促進法の一部を改正する法律に規定する実施計画の事業に必要な資金） 7) 経営資源再活用関連保証（産生法に規定する経営資源再活用計画に必要な資金）	1) 新事業の開拓に関する計画書 2) 上記1)の計画書及び知事の認定書 3) 上記1)の計画書及び特定補助金等の交付を証する書面 4) 上記1)の計画書及び行政庁の承認通知書 5) 上記1)の計画書及び認定経営資源活用新事業計画 6) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書 7) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書

普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
保証料率欄の*印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

（平成15年4月9日現在）

保証限度	貸付利率（年率）	保証料率（年率）	保証期間（ ）は据置期間	担保	取扱金融機関	
組合 2億円 4億円		100万円未満 * 0.95%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）	必要	約定締結金融機関	
		100万円以上 * 1.25%				
8,000万円		100万円未満 * 1.05% 100万円以上 * 1.35%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）	不要		
2億円 1申込 2,000万円以上 100万円単位	金融機関 所定の利率	1.05%	運転 3年以上15年以内 （6ヵ月以内） 設備 3年以上20年以内 （6ヵ月以内）	必要	約定締結金融機関 但し、政府系（中公、国金） 及び代理貸は除く。	
2億円		0.90%	2年以内〔更新可〕	原則必要	約定締結金融機関 但し、覚書締結金融機関に 限る。	
有担保 100万円以上 1,000万円まで		有担保 0.90%	1年又は2年〔更新可〕	必要		
無担保 100万円以上 500万円まで		無担保 1.00%		不要		
1申込 3,000万円 1,000万円以上 100万円単位		1.00%	2年以内〔更新可〕	不要		
3,000万円		* 1.35%	5年以内	不要	約定締結金融機関 但し、協会追認保証につい ては、覚書締結金融機関に 限る。	
2,000万円		有担保 * 1.25% 無担保 * 1.35%	7年以内（1年以内）	必要に応じ 徴		
3,000万円		* 1.10%	1年以内	不要		
1,300万円			無担保 * 0.74% （有担保0.71%）	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）	原則不要	
7,000万円 組合 1億4,000万円			有担保 * 0.95% 無担保 * 1.05%	6ヵ月以内	必要に応じ 徴	
組合 5,000万円 1億円	金融機関 所定の利率	* 0.95%	10年以内（1年以内）	原則必要	約定締結金融機関	
1) 組合 2億円 4億円 2) 組合 4億円 8億円		* 0.95%	10年以内（1年以内）			
組合 2億円 4億円		* 1.05%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）			
1) 組合 2) 組合 3) 組合 4) 組合 5) 組合 6) 組合 7) 組合		* 1.05%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）			
2) 3) 無保証人の場合 1.30%						

信用保証制度 - 2

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に係る経営の安定に必要な事業資金	市町村長の認定書
災害関係保証	激甚災害法に定める事業の再建資金	市町村長の罹災証明書
労働力確保関連保証	労働力確保法に定める改善事業の事業資金	知事の認定通知書
中小小売商業関連保証	小振法に基づく高度化事業並びに連鎖化事業の事業資金	知事又は経産大臣等の認定書
商店街整備等支援関連保証	小振法に定める公益法人で、商店街整備等支援計画の高度化事業資金（公益法人のみ）	知事の認定書
特定商業集積整備関連保証	小振法に定める特定会社並びに公益法人で、商店街整備等支援計画に基づき特定商業集積を構成する施設の設置事業資金	知事の認定書
伝統的工芸品振興保証	（伝産法に係る保証） 1)活用計画の事業資金（特定会社を含む） 2)支援計画の事業資金（公益法人）	経済産業大臣の認定書
輸入・対内投資融資保証	（輸入・対内投資法に係る保証） 1)輸入貨物流通促進事業の事業資金 2)特定製品輸入事業の事業資金 3)特定対内投資事業の事業資金	市町村長の認定書
地域伝統芸能等保証	（地域伝統芸能等活用法に係る保証） 地域伝統芸能等の特定事業の事業資金	市町村長の認定書
基盤的技術産業集積関連保証	（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る保証） 1)特定基盤的技術の高度化等の措置を行うための資金 2)高度化等円滑化事業を実施するための資金 3)基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）	1) 2)知事の承認書 3)主務大臣の承認書
中小企業集積関連保証	（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る保証） 1)特定分野への進出を行うための資金 2)進出円滑化事業を実施するための資金 3)中小企業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）	1) 2)知事の承認書 3)経済産業大臣の承認書
流通業務効率化保証	（流通業務効率化法に係る保証） 効率化計画をする事業協同組合等及びその構成員の計画事業の事業資金	知事及び地方運輸局長の認定書
省エネ・リサイクル支援保証	（特定事業活動促進法に係る保証） 1)特定事業活動の事業資金 2)特定設備の設置・改善の事業資金	1)知事の承認書
中心市街地商業等活性化関連保証	1)特定事業計画に従って、中心市街地で都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設を整備する事業に必要な資金 2)中小企業商業高度化事業計画に従って、中心市街地整備改善活性化法に掲げる中小小売商業高度化事業に必要な資金	1)主務大臣等の認定書 2)経済産業大臣の認定書
中心市街地商業等活性化支援関連保証	認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金	主務大臣の認定書
新事業創出関連保証	創業者である期間内に、新事業創出法第2条第1項に掲げる創業又は創業等により行う事業の実施のために必要な設備及び運転資金	創業計画書

普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
保証料率欄の*印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

（平成15年4月9日現在）

保証限度	貸付利率（年率）	保証料率（年率）	保証期間（ ）は据置期間	担保	取扱金融機関
第6号 2億8,000万円 3億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.70%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）	必要に応じ 徴 求	約定締結金融機関
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.70%	15年以内（2年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
2億8,000万円		有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
5億6,000万円		0.80%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
1) 2億8,000万円 2) 4億8,000万円 3) 2億8,000万円 組合		1) 0.80% 2) 有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
1) 2) 3) 2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合	金融機関 所定の利率	0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
1) 2) 2億8,000万円 4億8,000万円 3) 2億8,000万円 組合		1) 2) 0.80% 3) 有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 7年以内（2年以内） 設備 15年以内（3年以内）		
1) 2) 2億8,000万円 4億8,000万円 3) 2億8,000万円 組合		1) 2) 0.80% 3) 有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 7年以内（2年以内） 設備 15年以内（3年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		有担保*1.05% 無担保*1.15% 無保証人0.80%	10年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 公益法人 2億8,000万円 組合		0.80%	15年以内（1年以内）		
特定会社、公益法人 5億6,000万円		0.80%	15年以内（1年以内）		
1,500万円 （無担保保険8,000万円の内枠とする。）		0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）	不 要	

信用保証制度 - 3

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
地域新事業創出関連保証	同意集積地域において、高度技術の開発、利用を図り新たな事業の創出に寄与する業種として政令に定めるものに属する事業を行うのに必要な事業資金	市町村長の認定書
経営革新関連保証	(中小企業経営革新支援法に係る保証) 経営革新計画に従って行われる事業に必要な資金	行政庁の承認書
経営基盤強化関連保証	(中小企業経営革新支援法に係る保証) 経営基盤強化計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の承認書
新事業分野開拓関連保証	主務大臣の認定を受けた実施計画に従って新事業分野開拓のための事業に必要な資金	主務大臣の認定書
創業関連保証	産生法第2条第4項各号に掲げる創業者の事業の実施のために必要な資金	創業計画書
経営資源活用関連保証	産生法第23条第2項及び27条に規定する経営資源活用新事業の実施に必要な資金	認定経営資源活用新事業計画
別売掛債権担保保証	売掛債権担保による事業資金	<ul style="list-style-type: none"> 債権譲渡担保対象売掛先一覧表 債権譲渡担保対象売掛先明細書 第三債務者との取引基本契約書(写) 過去の取引実績を証する書類(写) 担保として徴求する売掛債権の拳証資料(写)〔個別保証の場合〕
保事業再生保証	法的な再建手続を行う中小企業者の事業資金	<ul style="list-style-type: none"> 月次資金繰り表 過去3年分の決算書、付属明細書 民事再生法等の再生計画認可決定書 他、事務取扱要領に定める書類
証資金繰り円滑化借換保証	保証付き既往借入金の借換え資金 借換えに伴う新たな事業資金	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 経営安定関連保証利用の場合は中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に基づいた市町村長の認定書
経営資源再活用関連保証	(産業活力再生特別措置法に係る保証) 経営資源再活用計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の認定書
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)の引き受けに係る債務の保証	特定社債保証資格要件申告書他
中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者の事業経営に必要な資金	知事の認定書

普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証(貸し渋り関係)の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
保証料率欄の*印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

(平成15年4月9日現在)

保証限度	貸付利率(年率)	保証料率(年率)	保証期間()は据置期間	担保	取扱金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定の利率	0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求	約定締結金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(2年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(2年以内)			
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)			
1,000万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)		0.80%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)			不 要
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(2年以内)	必要に応じ 徴求		
1億円 (保証割合90%)		0.85%	1年間 (個別保証の場合は6ヶ月) 〔更新可〕	必要 (売掛債権担保)		銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関
普通保険 2億円 売掛金債権担保保険 1億円 無担保保険 8,000万円 他 (保証割合80%)		1.80%	1年以内	原則必要		
特別保証に係る 既往借入金残高 経営安定関連保証 第6号 2億8,000万円 組合 3億8,000万円 4億8,000万円		普通保証 有担保 * 1.25% 無担保 * 1.35% 経営安定関連保証 0.80%	10年以内(1年以内)	既往借入金 の保証条件 に準ずる		約定締結金融機関
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求		
4億5,000万円	発行体 所定の利率	有担保 0.75% 無担保 0.85%	7年以内	2億円超 原則有担保	中小企業信用保険法施行令第1条の4に規定する金融機関	
普通保証 5億円 無担保保証 1億円	金融機関 所定の利率	普通保証 0.7% 無担保保証 0.65%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	1億円超 原則有担保	約定締結金融機関	

信用保証制度 - 4

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県 改 革 支 援 保 証	経営革新等支援融資保証	1)経営革新支援法承認企業の事業資金 2)新たに海外展開を行うもの(既に実施しているものを含む)の事業資金	1)知事又は大臣の承認書 2)知事の認定書
	情報技術活用支援融資保証	1)経営革新支援法承認企業であって、ITを活用し、経営革新に取り組むために必要な事業資金 2)ITを活用し、業務の効率化又は生産工程の自動化等に取り組むために必要な事業資金	1)知事又は大臣の承認書 2)商工会議所又は商工会の認定書
	地域商工業活性化融資保証	1)一般分 工場、店舗、事業所等の新・増設又は移転の資金 2)アクセス分 北陸自動車道インターチェンジから遠距離の市町村での上記資金(対象市町村:羽咋郡以北の市町村と白山麓5村) 3)モノづくり再生支援分 モノづくり再生支援プログラム対象事業により設備投資を行う中小企業者 4)商業振興分 大型店の進出又は大規模事業所の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小企業者が行う上記の設備投資に係る資金 5)企業活性化事業を行うための運転資金	商工会議所又は商工会の認定書
	事業転換支援融資保証	1)中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けている者で、他業種への事業転換資金 2)他業種への多角化に必要な事業資金 3)多角化を目的として分社化し、他業種への多角化に必要な事業資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
	創業者支援融資保証	1)一般分 ア 法律に基づく資格・実務経験での開業資金 イ 特許、実用新案等を受けた技術等での開業資金 ウ 同一企業に3年以上又は同一業種に5年以上勤務している者の、同一業種での開業資金 エ 女性が感性、特性を生かし事業を開始する者及び社会性のある事業を開始する者の開業資金 2)特別分 県内で新たに事業を開始する者で商工会議所・商工会が認定したもの 3)中高年齢者創業支援分	1)商工会議所・商工会の認定書 2)、3)商工会議所・商工会の認定書及び創業計画書(特別分)
	経営安定特別対策融資保証	経営安定に支障を生じ商工調停士又は再生支援協議会の指導を受けている者の運転資金	商工会議所、石川県商工会連合会又は再生支援協議会の推薦書
経営安定支援	緊急経営支援融資保証	1)一般分 一時的に売上減少等業況悪化をきたしている者の運転資金 2)特別分 親事業者の経営合理化、天候不順又は大規模事業所移転により事業活動に影響を受けている者の運転資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書 (ただし、2)の親事業者の経営合理化については支援機構の認定書)

県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

保証限度	貸付利率(年率)	保証料率(年率)	保証期間()は据置期間	担保	取扱金融機関		
1) 2億円 (運転 5,000万円) 2) 1億円 (運転 5,000万円)	1)、2) 1.5%以内	1) 0.70% 2) 有担保 0.91% 無担保 0.94%	1) 2) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(3年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連		
1) 2億5,000万円 (運転 5,000万円) 2) 2億円 (運転 3,000万円)	1) 1.3%以内 2) 1.5%以内	1) 0.70% 2) 有担保 0.91% 無担保 0.94%	1) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(3年以内) 2) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(2年以内)				
1) 2) 3) 5,000万円 (特認 2億円) 4) 5,000万円 (運転 1,000万円) (特認 2億円) 5) 3,000万円	1) 5) 1.2%以内 2) 1.1%以内 3) 4) 1.0%以内	有担保 1.01% 無担保 1.04%	1) 2) 3) 設備 10年以内(2年以内) 4) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(2年以内) 5) 運転 5年以内(1年以内)				
5,000万円 (運転 2,000万円) (特認 2億円)	1.0%以内	有担保 1.01% 無担保 1.04%	運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(3年以内)			商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連	
2,000万円 (運転 1,000万円)	1) 2) 1.6%以内 3) 1.3%以内	無担保 1.04% (有担保 1.01%)	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)			原則不要	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
8,000万円	1.0%以内	無担保 0.94% (有担保 0.91%)	7年以内(1年6ヵ月以内)			原則不要	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
8,000万円	1.0%以内	有担保 0.71% 無担保 0.74% 経営安定関連 0.50%	1) 2) 7年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連		

信用保証制度 - 5

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等	
県 定 支 援 度	連鎖倒産防止・災害対策融資保証	1)取引先事業者の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となったための運転資金 2)地震、火災、風水害等による被害の復旧資金	1)売掛金債権等の確認書類(写)(市町村長の認定書(原本)) 2)市町村長等の被災証明書
	金融円滑化特別融資保証	取引先金融機関の破綻等により、資金の調達に支障が生じている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第3項第6号に係る事業活動に必要な設備資金及び運転資金	市町村長の認定書(原本)
	資金繰り支援融資保証	1)県制度融資に係る既往債務(保証付債務に限る)の借換資金 2)1)の借換と併せて行う事業計画に必要な事業資金	市町村長の認定書(原本)
	追認小口保証	従業員40人(商業・サービス業10人)以下の企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書
	追認特別小口保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書、納税証明書
	季節融資保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者の季節運転資金	益資金 6月15日～8月31日 年末資金 11月1日～12月29日
保 証	企業立地促進融資保証	県外企業の本県における新規企業立地又は知事が別に定めた用地への県内企業への立地のための設備資金	知事の認定書 認定書に添付した書類(写) 独立採算計画書 移転前の財務諸表(3期分)
	バリアフリー施設整備促進融資保証	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づき公益的施設の整備を行うための資金	知事の認定書
	環境保全資金融資保証	1)環境保全資金分 公害防止設備資金 産業廃棄物処理施設資金 循環型社会づくりのための施設整備資金 地球環境保全のための施設整備資金 2)産業廃棄物処理施設整備資金分 産業廃棄物最終処分場整備事業 産業廃棄物焼却施設整備事業	1)知事の適格証明書 2)知事の認定書
	中小企業再生・事業転換支援保証	中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けているもので、経営再生のために必要となる設備及び運転資金	1)商工会議所会頭・商工会連合会会長・支援機構理事長の確認書(写) 2)経営改善計画書
	創造的中小企業支援融資保証	(中小企業創造活動促進法に係る保証) 研究開発等事業計画の実施に必要な事業資金	知事及び支援機構の認定書

県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

保証限度	貸付利率(年率)	保証料率(年率)	保証期間()は据置期間	担保	取扱金融機関
1) 5,000万円 2) 一災害につき 5,000万円	1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94% 経営安定関連 0.70%	7年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
5,000万円	1.6%以内	0.70%	7年以内(2年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連(破綻金融機関を除く。)
8,000万円 (特認2億8,000万円)	1.75%以内	0.80%	7年以内(1年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
1,500万円	1.6%以内	無担保 0.74% (有担保 0.71%)	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	原則不要	原則として市町村指定金融機関(ただし、代理貸は除く。) ただし、覚書締結金融機関に限る。
1,250万円	1.6%以内	0.50%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	不要	約定締結金融機関(ただし、代理貸は除く。) ただし、覚書締結金融機関に限る。
300万円	1.65%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	6ヵ月以内	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合
2億円	1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	10年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連
新築等 3,000万円 (工事費の20%以内) 改修 1,000万円	1.0%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	10年以内(3年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、石川、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
1) 5,000万円 (組合)共同処理施設 1億円 2) 2億円 1億円	1) 一般分 1.5%以内 特利分 1.5%以内 2) 1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94% 公害防止対策 0.94%	1) 2) 10年以内	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連
1億6,000万円	金融機関 所定の利率	有担保 1.21% 無担保 1.24% 経営安定関連 0.80%	10年以内(2年以内)		約定締結金融機関
7,000万円 無保証人の場合 2,000万円	1.5%以内	0.8% 無保証人の場合 1.3%	10年以内(2年以内)	原則不要	商工中金、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合

信用保証制度 - 1

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
普通保証	一般保証	事業資金	
	無担保保証		
普通保証の内枠	長期経営資金保証	長期経営事業資金（組合を除く）	業態申告書
	当座貸越（貸付専用型）根保保証	反復継続事業資金	資格要件確認書
	事業者カードローン当座貸越根保証	反復継続事業資金（カード借入）	誓約書 業態申告書
	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	金融機関推薦書
	無担保クイック保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	風俗営業飲食業保証	1) 風俗営業飲食業の設備資金・運転資金 2) 特例風俗営業飲食業の設備資金・運転資金	1) 国民生活金融公庫の融資証明書 2) 生活衛生同業組合の資金証明書
	手形割引保証	手形割引による運転資金	手形割引支払人調
	協会追認保証	従業員40人（商業・サービス業10人）以下の企業者の事業資金	誓約書、信用調査書
季節融資保証	季節運転資金	取扱期間： 盆資金6月15日～8月31日 年末資金11月1日～12月29日	
特別保証	公害防止対策保証	公害防止資金 （中小企業信用保険法の公害防止保険に該当するもの）	経済産業局長又は知事の認定書
	エネルギー対策保証	1) 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設を設置する事業資金 2) 工場等の省エネ措置に関する事業資金	1) 省・石油代替エネルギーの施設の設置に関する計画書、補足説明書、見積書及びカタログ等 2) 知事の承認書
	海外投資関係保証	海外での直接投資及び合併事業の事業資金	海外直接投資に関する計画書
保証	新事業開拓保証	1) 新事業開拓事業資金（新商品・新技術の研究開発、企業化、需要の開拓） 2) 研究開発等事業関連保証（研究開発等事業計画に必要な資金） 3) 特定新技術事業活動関連保証（特定補助金等の成果を利用した事業活動に必要な資金） 4) 経営革新関連保証（承認経営革新計画に基づく経営革新のための事業に必要な資金） 5) 経営資源活用関連保証（産生法に規定する経営資源活用新事業に必要な資金） 6) 新事業分野開拓保証（新事業創出促進法の一部を改正する法律に規定する実施計画の事業に必要な資金） 7) 経営資源再活用関連保証（産生法に規定する経営資源再活用計画に必要な資金）	1) 新事業の開拓に関する計画書 2) 上記1)の計画書及び知事の認定書 3) 上記1)の計画書及び特定補助金等の交付を証する書面 4) 上記1)の計画書及び行政庁の承認通知書 5) 上記1)の計画書及び認定経営資源活用新事業計画 6) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書 7) 上記1)の計画書及び主務大臣の認定書

普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
保証料率欄の*印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

（平成15年4月9日現在）

保証限度	貸付利率（年率）	保証料率（年率）	保証期間（ ）は据置期間	担保	取扱金融機関
組合 2億円 4億円		100万円未満 * 0.95%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）	必要	約定締結金融機関
		100万円以上 * 1.25%			
8,000万円		100万円未満 * 1.05%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）	不要	
		100万円以上 * 1.35%			
2億円 1申込 2,000万円以上 100万円単位		1.05%	運転 3年以上15年以内 （6ヵ月以内） 設備 3年以上20年以内 （6ヵ月以内）	必要	約定締結金融機関 但し、政府系（中公、国金） 及び代理貸は除く。
2億円		0.90%	2年以内〔更新可〕	原則必要	約定締結金融機関 但し、覚書締結金融機関に限る。
有担保 100万円以上 1,000万円まで	金融機関 所定の利率	有担保 0.90%	1年又は2年〔更新可〕	必要	
無担保 100万円以上 500万円まで		無担保 1.00%		不要	
1申込 3,000万円 1,000万円以上 100万円単位		1.00%	2年以内〔更新可〕	不要	
3,000万円		* 1.35%	5年以内	不要	約定締結金融機関 但し、協会追認保証については、 覚書締結金融機関に限る。
2,000万円		有担保 * 1.25% 無担保 * 1.35%	7年以内（1年以内）	必要に応じ 徴求	
3,000万円		* 1.10%	1年以内	不要	
1,300万円		無担保 * 0.74% （有担保0.71%）	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）	原則不要	約定締結金融機関 但し、覚書締結金融機関に限る。
7,000万円 組合 1億4,000万円		有担保 * 0.95% 無担保 * 1.05%	6ヵ月以内	必要に応じ 徴求	
組合 5,000万円 1億円		* 0.95%	10年以内（1年以内）	原則必要	約定締結金融機関
1) 組合 2億円 4億円 2) 組合 4億円 8億円		* 0.95%	10年以内（1年以内）		
組合 2億円 4億円		* 1.05%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）	原則必要	約定締結金融機関
1) 組合 2) 組合 3) 組合 4) 組合 5) 組合 6) 組合 7) 組合	金融機関 所定の利率	* 1.05%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
		2) 3) 無保証人の場合 1.30%			

信用保証制度 - 2

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に係る経営の安定に必要な事業資金	市町村長の認定書
災害関係保証	激甚災害法に定める事業の再建資金	市町村長の罹災証明書
労働力確保関連保証	労働力確保法に定める改善事業の事業資金	知事の認定通知書
中小小売商業関連保証	小振法に基づく高度化事業並びに連鎖化事業の事業資金	知事又は経産大臣等の認定書
商店街整備等支援関連保証	小振法に定める公益法人で、商店街整備等支援計画の高度化事業資金（公益法人のみ）	知事の認定書
特定商業集積整備関連保証	小振法に定める特定会社並びに公益法人で、商店街整備等支援計画に基づき特定商業集積を構成する施設の設置事業資金	知事の認定書
伝統的工芸品振興保証	（伝産法に係る保証） 1)活用計画の事業資金（特定会社を含む） 2)支援計画の事業資金（公益法人）	経済産業大臣の認定書
輸入・対内投資融資保証	（輸入・対内投資法に係る保証） 1)輸入貨物流通促進事業の事業資金 2)特定製品輸入事業の事業資金 3)特定対内投資事業の事業資金	市町村長の認定書
地域伝統芸能等保証	（地域伝統芸能等活用法に係る保証） 地域伝統芸能等の特定事業の事業資金	市町村長の認定書
基盤的技術産業集積関連保証	（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る保証） 1)特定基盤的技術の高度化等の措置を行うための資金 2)高度化等円滑化事業を実施するための資金 3)基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）	1) 2)知事の承認書 3)主務大臣の承認書
中小企業集積関連保証	（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る保証） 1)特定分野への進出を行うための資金 2)進出円滑化事業を実施するための資金 3)中小企業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）	1) 2)知事の承認書 3)経済産業大臣の承認書
流通業務効率化保証	（流通業務効率化法に係る保証） 効率化計画をする事業協同組合等及びその構成員の計画事業の事業資金	知事及び地方運輸局長の認定書
省エネ・リサイクル支援保証	（特定事業活動促進法に係る保証） 1)特定事業活動の事業資金 2)特定設備の設置・改善の事業資金	1)知事の承認書
中心市街地商業等活性化関連保証	1)特定事業計画に従って、中心市街地で都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設を整備する事業に必要な資金 2)中小企業商業高度化事業計画に従って、中心市街地整備改善活性化法に掲げる中小小売商業高度化事業に必要な資金	1)主務大臣等の認定書 2)経済産業大臣の認定書
中心市街地商業等活性化支援関連保証	認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金	主務大臣の認定書
新事業創出関連保証	創業者である期間内に、新事業創出法第2条第1項に掲げる創業又は創業等により行う事業の実施のために必要な設備及び運転資金	創業計画書

普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
保証料率欄の*印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

（平成15年4月9日現在）

保証限度	貸付利率（年率）	保証料率（年率）	保証期間（ ）は据置期間	担保	取扱金融機関
第6号 2億8,000万円 3億8,000万円 4億8,000万円 組合	金融機関 所定の利率	0.70%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）	必要に応じ 徴 求	約定締結金融機関
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.70%	15年以内（2年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
2億8,000万円		有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
5億6,000万円		0.80%	運転 7年以内（1年以内） 設備 15年以内（1年以内）		
1) 2億8,000万円 2) 4億8,000万円 3) 2億8,000万円 組合		1) 0.80% 2) 有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
1) 2) 3) 2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
1) 2) 2億8,000万円 4億8,000万円 3) 2億8,000万円 組合		1) 2) 0.80% 3) 有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 7年以内（2年以内） 設備 15年以内（3年以内）		
1) 2) 2億8,000万円 4億8,000万円 3) 2億8,000万円 組合		1) 2) 0.80% 3) 有担保*1.25% 無担保*1.35%	運転 7年以内（2年以内） 設備 15年以内（3年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 組合		有担保*1.05% 無担保*1.15% 無保証人0.80%	10年以内（1年以内）		
2億8,000万円 4億8,000万円 公益法人 2億8,000万円 組合		0.80%	15年以内（1年以内）		
特定会社、公益法人 5億6,000万円	0.80%	15年以内（1年以内）			
1,500万円 （無担保保険8,000万円の内枠とする。）	0.80%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内）	不 要		

信用保証制度 - 3

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
地域新事業創出関連保証	同意集積地域において、高度技術の開発、利用を図り新たな事業の創出に寄与する業種として政令に定めるものに属する事業を行うのに必要な事業資金	市町村長の認定書
経営革新関連保証	(中小企業経営革新支援法に係る保証) 経営革新計画に従って行われる事業に必要な資金	行政庁の承認書
経営基盤強化関連保証	(中小企業経営革新支援法に係る保証) 経営基盤強化計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の承認書
新事業分野開拓関連保証	主務大臣の認定を受けた実施計画に従って新事業分野開拓のための事業に必要な資金	主務大臣の認定書
創業関連保証	産生法第2条第4項各号に掲げる創業者の事業の実施のために必要な資金	創業計画書
経営資源活用関連保証	産生法第23条第2項及び27条に規定する経営資源活用新事業の実施に必要な資金	認定経営資源活用新事業計画
別売掛債権担保保証	売掛債権担保による事業資金	・債権譲渡担保対象売掛先一覧表 ・債権譲渡担保対象売掛先明細書 ・第三債務者との取引基本契約書(写) ・過去の取引実績を証する書類(写) ・担保として徴求する売掛債権の拳証資料(写)〔個別保証の場合〕
事業再生保証	法的な再建手続を行う中小企業者の事業資金	・月次資金繰り表 ・過去3年分の決算書、付属明細書 ・民事再生法等の再生計画認可決定書 他、事務取扱要領に定める書類
資金繰り円滑化借換保証	保証付き既往借入金の借換え資金 借換えに伴う新たな事業資金	・事業計画書 ・経営安定関連保証利用の場合は中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に基づいた市町村長の認定書
経営資源再活用関連保証	(産業活力再生特別措置法に係る保証) 経営資源再活用計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の認定書
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)の引き受けに係る債務の保証	特定社債保証資格要件申告書他
中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者の事業経営に必要な資金	知事の認定書

普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証(貸し渋り関係)の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
保証料率欄の*印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

(平成15年4月9日現在)

保証限度	貸付利率(年率)	保証料率(年率)	保証期間()は据置期間	担保	取扱金融機関
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	金融機関 所定の利率	0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求	約定締結金融機関
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(2年以内)		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(2年以内)		
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)		
1,000万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)		0.80%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	不 要	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(2年以内)	必要に応じ 徴求	
1億円 (保証割合90%)	0.85%	1年間 (個別保証の場合は6ヶ月) 〔更新可〕	必要 (売掛債権担保)	銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関	
普通保険 2億円 売掛金債権担保保険 1億円 無担保保険 8,000万円 他 (保証割合80%)	1.80%	1年以内	原則必要		
特別保証に係る 既往借入金残高 経営安定関連保証 第6号 2億8,000万円 組合 3億8,000万円 4億8,000万円	普通保証 有担保 * 1.25% 無担保 * 1.35% 経営安定関連保証 0.80%	10年以内(1年以内)	既往借入金 の保証条件 に準ずる	約定締結金融機関	
2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.80%	運転 7年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	必要に応じ 徴求		
4億5,000万円	発行体 所定の利率	有担保 0.75% 無担保 0.85%	7年以内	2億円超 原則有担保	中小企業信用保険法施行令第1条の4に規定する金融機関
普通保証 5億円 無担保保証 1億円	金融機関 所定の利率	普通保証 0.7% 無担保保証 0.65%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	1億円超 原則有担保	約定締結金融機関

信用保証制度 - 4

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県 改 革 支 援 保 証	経営革新等支援融資保証	1)経営革新支援法承認企業の事業資金 2)新たに海外展開を行うもの(既に実施しているものを含む)の事業資金	1)知事又は大臣の承認書 2)知事の認定書
	情報技術活用支援融資保証	1)経営革新支援法承認企業であって、ITを活用し、経営革新に取り組むために必要な事業資金 2)ITを活用し、業務の効率化又は生産工程の自動化等に取り組むために必要な事業資金	1)知事又は大臣の承認書 2)商工会議所又は商工会の認定書
	地域商工業活性化融資保証	1)一般分 工場、店舗、事業所等の新・増設又は移転の資金 2)アクセス分 北陸自動車道インターチェンジから遠距離の市町村での上記資金(対象市町村:羽咋郡以北の市町村と白山麓5村) 3)モノづくり再生支援分 モノづくり再生支援プログラム対象事業により設備投資を行う中小企業者 4)商業振興分 大型店の進出又は大規模事業所の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小企業者が行う上記の設備投資に係る資金 5)企業活性化事業を行うための運転資金	商工会議所又は商工会の認定書
	事業転換支援融資保証	1)中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けている者で、他業種への事業転換資金 2)他業種への多角化に必要な事業資金 3)多角化を目的として分社化し、他業種への多角化に必要な事業資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
	創業者支援融資保証	1)一般分 ア 法律に基づく資格・実務経験での開業資金 イ 特許、実用新案等を受けた技術等での開業資金 ウ 同一企業に3年以上又は同一業種に5年以上勤務している者の、同一業種での開業資金 エ 女性が感性、特性を生かし事業を開始する者及び社会性のある事業を開始する者の開業資金 2)特別分 県内で新たに事業を開始する者で商工会議所・商工会が認定したもの 3)中高年齢者創業支援分	1)商工会議所・商工会の認定書 2)、3)商工会議所・商工会の認定書及び創業計画書(特別分)
	経営安定特別対策融資保証	経営安定に支障を生じ商工調停士又は再生支援協議会の指導を受けている者の運転資金	商工会議所、石川県商工会連合会又は再生支援協議会の推薦書
経営安定支援	緊急経営支援融資保証	1)一般分 一時的に売上減少等業況悪化をきたしている者の運転資金 2)特別分 親事業者の経営合理化、天候不順又は大規模事業所移転により事業活動に影響を受けている者の運転資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書 (ただし、2)の親事業者の経営合理化については支援機構の認定書)

県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

保証限度	貸付利率(年率)	保証料率(年率)	保証期間()は据置期間	担保	取扱金融機関	
1) 2億円 (運転 5,000万円) 2) 1億円 (運転 5,000万円)	1)、2) 1.5%以内	1) 0.70% 2) 有担保 0.91% 無担保 0.94%	1) 2) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(3年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連	
1) 2億5,000万円 (運転 5,000万円) 2) 2億円 (運転 3,000万円)	1) 1.3%以内 2) 1.5%以内	1) 0.70% 2) 有担保 0.91% 無担保 0.94%	1) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(3年以内) 2) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(2年以内)			
1) 2) 3) 5,000万円 (特認 2億円) 4) 5,000万円 (運転 1,000万円) (特認 2億円) 5) 3,000万円	1) 5) 1.2%以内 2) 1.1%以内 3) 4) 1.0%以内	有担保 1.01% 無担保 1.04%	1) 2) 3) 設備 10年以内(2年以内) 4) 運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(2年以内) 5) 運転 5年以内(1年以内)			
5,000万円 (運転 2,000万円) (特認 2億円)	1.0%以内	有担保 1.01% 無担保 1.04%	運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(3年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連	
2,000万円 (運転 1,000万円)	1) 2) 1.6%以内 3) 1.3%以内	無担保 1.04% (有担保 1.01%)	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)		原則不要	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
8,000万円	1.0%以内	無担保 0.94% (有担保 0.91%)	7年以内(1年6ヵ月以内)		原則不要	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
8,000万円	1.0%以内	有担保 0.71% 無担保 0.74% 経営安定関連 0.50%	1) 2) 7年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連	

信用保証制度 - 5

保証制度名	保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等	
県 定 支 援 度	連鎖倒産防止・災害対策融資保証	1)取引先事業者の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となったための運転資金 2)地震、火災、風水害等による被害の復旧資金	1)売掛金債権等の確認書類(写)(市町村長の認定書(原本)) 2)市町村長等の被災証明書
	金融円滑化特別融資保証	取引先金融機関の破綻等により、資金の調達に支障が生じている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第3項第6号に係る事業活動に必要な設備資金及び運転資金	市町村長の認定書(原本)
	資金繰り支援融資保証	1)県制度融資に係る既往債務(保証付債務に限る)の借換資金 2)1)の借換と併せて行う事業計画に必要な事業資金	市町村長の認定書(原本)
	追認小口保証	従業員40人(商業・サービス業10人)以下の企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書
	追認特別小口保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書、納税証明書
	季節融資保証	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者の季節運転資金	益資金 6月15日～8月31日 年末資金 11月1日～12月29日
保 証	企業立地促進融資保証	県外企業の本県における新規企業立地又は知事が別に定めた用地への県内企業への立地のための設備資金	知事の認定書 認定書に添付した書類(写) 独立採算計画書 移転前の財務諸表(3期分)
	バリアフリー施設整備促進融資保証	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づき公益的施設の整備を行うための資金	知事の認定書
	環境保全資金融資保証	1)環境保全資金分 公害防止設備資金 産業廃棄物処理施設資金 循環型社会づくりのための施設整備資金 地球環境保全のための施設整備資金 2)産業廃棄物処理施設整備資金分 産業廃棄物最終処分場整備事業 産業廃棄物焼却施設整備事業	1)知事の適格証明書 2)知事の認定書
	中小企業再生・事業転換支援保証	中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けているもので、経営再生のために必要となる設備及び運転資金	1)商工会議所会頭・商工会連合会会長・支援機構理事長の確認書(写) 2)経営改善計画書
	創造的中小企業支援融資保証	(中小企業創造活動促進法に係る保証) 研究開発等事業計画の実施に必要な事業資金	知事及び支援機構の認定書

県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

保証限度	貸付利率(年率)	保証料率(年率)	保証期間()は据置期間	担保	取扱金融機関
1) 5,000万円 2) 一災害につき 5,000万円	1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94% 経営安定関連 0.70%	7年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
5,000万円	1.6%以内	0.70%	7年以内(2年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連(破綻金融機関を除く。)
8,000万円 (特認2億8,000万円)	1.75%以内	0.80%	7年以内(1年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
1,500万円	1.6%以内	無担保 0.74% (有担保 0.71%)	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	原則不要	原則として市町村指定金融機関(ただし、代理貸は除く。) ただし、覚書締結金融機関に限る。
1,250万円	1.6%以内	0.50%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内)	不要	約定締結金融機関(ただし、代理貸は除く。) ただし、覚書締結金融機関に限る。
300万円	1.65%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	6ヵ月以内	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合
2億円	1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	10年以内(2年以内)	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連
新築等 3,000万円 (工事費の20%以内) 改修 1,000万円	1.0%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	10年以内(3年以内)		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、石川、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
1) 5,000万円 (組合)共同処理施設 1億円 2) 2億円 1億円	1) 一般分 1.5%以内 特利分 1.5%以内 2) 1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94% 公害防止対策 0.94%	1) 2) 10年以内	必要に応じ 徴 求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、JAバンク石川信連
1億6,000万円	金融機関 所定の利率	有担保 1.21% 無担保 1.24% 経営安定関連 0.80%	10年以内(2年以内)		約定締結金融機関
7,000万円 無保証人の場合 2,000万円	1.5%以内	0.8% 無保証人の場合 1.3%	10年以内(2年以内)	原則不要	商工中金、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合

関係機関所在地一覧表

1. 金融機関

(1) 政府系金融機関 県内支店等

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
商工組合中央金庫金沢支店	(920-0964) 金沢市本多町3-1-25	(076) 221-6141
中小企業金融公庫金沢支店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル)	(076) 231-4275
国民生活金融公庫金沢支店	(920-0974) 金沢市川岸町47	(076) 263-7191
国民生活金融公庫小松支店	(923-0801) 小松市園町2-1	(0761) 21-9101
日本政策投資銀行北陸支店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル)	(076) 221-3211
農林漁業金融公庫北陸支店	(920-0853) 金沢市本町1-5-2(リファール9階)	(076) 263-6475
住宅金融公庫北陸支店	(920-8637) 金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル) http://www.jyukou.go.jp	(076) 233-4255
日本銀行金沢支店	(920-8678) 金沢市香林坊2-3-28 http://www.dbj.go.jp	(076) 223-9541

(2) 銀行 本・支店

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
みずほ銀行金沢中央支店	(920-0961) 金沢市香林坊2-4-28	(076) 231-1241
みずほ銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町3-7	(076) 232-1161
UFJ銀行金沢支店	(920-0902) 金沢市尾張町2-1-1	(076) 221-3121
三井住友銀行金沢支店	(920-0917) 金沢市下堤町7	(076) 221-3151
東京三菱銀行金沢支店	(920-0961) 金沢市香林坊2-3-25	(076) 221-4181
中央三井信託銀行金沢支店	(920-0917) 金沢市下堤町10	(076) 231-4221
住友信託銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町3-13	(076) 261-7171
新生銀行金沢支店	(920-0864) 金沢市高岡町1-50	(076) 262-6211
あおぞら銀行金沢支店	(920-0864) 金沢市高岡町2-37(三栄ビル)	(076) 231-4151
農林中央金庫金沢支店	(920-8703) 金沢市香林坊1-2-16	(076) 231-1101
北國銀行本店	(920-8670) 金沢市下堤町1	(076) 263-1111
北陸銀行金沢支店	(920-8686) 金沢市尾山町2-22	(076) 263-5131
富山第一銀行金沢支店	(920-0918) 金沢市尾山町1-8(朝日生命ビル)	(076) 221-6131
福井銀行金沢支店	(920-0981) 金沢市片町1-5-20	(076) 231-4235
福邦銀行金沢支店	(920-0025) 金沢市駅西本町1-14-21	(076) 262-0266

おことわり

各制度の説明については、「簡潔・見やすく」という編集方針のもとに、できる限りの内容を織り込んだつもりですが、紙面の制約上、内容の一部を割愛させていただいたものもあります。

資金の調達を考えておられる方は、当該機関へ確認のうえご相談下さい。

尚、利率等の諸条件につきましては、金融情勢により変更する場合がありますのでご容赦下さいますようお願い申し上げます。

(3) 信用金庫

名 称	(千) 所在地	電 話
金 沢 信 用 金 庫	(920 - 8710) 金沢市香林坊 1 - 3 - 8	(076) 262 - 2111
共 栄 信 用 金 庫	(920 - 0854) 金沢市安江町 1 - 7	(076) 261 - 3201
北 陸 信 用 金 庫	(920 - 0863) 金沢市玉川町 11 - 18	(076) 233 - 1188
鶴 来 信 用 金 庫	(920 - 8720) 石川郡鶴来町本町 1 - 7107 - 2	(07619) 2 - 1212
能 登 信 用 金 庫	(926 - 0048) 七尾市檜物町 35	(0767) 52 - 3450
興 能 信 用 金 庫	(927 - 0493) 鳳至郡能都町宇出津△45 - 1	(0768) 62 - 1122
石 動 信 用 金 庫 金 沢 支 店	(920 - 0841) 金沢市浅野本町 1 - 15 - 25	(076) 251 - 2135
福 光 信 用 金 庫 金 沢 支 店	(921 - 8025) 金沢市増泉 1 - 18 - 1	(076) 243 - 8118
石 川 県 信 用 金 庫 協 会	(920 - 0902) 金沢市尾張町 1 - 4 - 15	(076) 261 - 1876

(4) 信用組合

名 称	(千) 所在地	電 話
金 沢 中 央 信 用 組 合	(920 - 0905) 金沢市上近江町 15	(076) 261 - 7111
大 野 信 用 組 合	(920 - 0331) 金沢市大野町 4 - 163	(076) 267 - 1175
石 川 県 医 師 信 用 組 合	(920 - 0912) 金沢市大手町 3 - 21	(076) 263 - 6736
倉 庫 精 練 信 用 組 合	(921 - 8002) 金沢市玉鉾 4 - 111	(076) 291 - 8942
金 沢 鉄 道 信 用 組 合	(920 - 0023) 金沢市北安江町子 102 - 2	(076) 263 - 9793
高 浜 信 用 組 合	(925 - 0141) 羽咋郡志賀町高浜町才 111	(0767) 32 - 1103
社 団 法 人 石 川 県 信 用 組 合 協 会	(920 - 0903) 金沢市博労町 68 岡田ビル 3 F	(076) 263 - 7573

(5) そ の 他

名 称	(千) 所在地	電 話
石 川 県 信 用 保 証 協 会	(920 - 0918) 金沢市尾山町 9 - 25 http://www.jncl.ne.jp/cgc-ishikawa	(076) 222 - 1511
石 川 県 労 働 金 庫	(920 - 0862) 金沢市芳斉 2 - 15 - 18	(076) 222 - 6663
石 川 県 銀 行 協 会 金 沢 手 形 交 換 所	(920 - 0937) 金沢市丸の内 4 - 12	(076) 261 - 0510

2. 県・市町村

名 称	(千) 所在地	電 話
石 川 県 庁	(920 - 8580) 金沢市鞍月 1 - 1	(076) 225 - 1111
金 沢 市 役 所 (商 業 振 興 課)	(920 - 8577) 金沢市広坂 1 - 1 - 1 http://www.city.kanazawa.jp	(076) 220 - 2111
加 賀 市 役 所 (商 工 課)	(922 - 8622) 加賀市大聖寺南町 2 - 41	(0761) 72 - 1111
小 松 市 役 所 (商 工 振 興 課)	(923 - 8650) 小松市小馬出町 91	(0761) 22 - 4111
松 任 市 役 所 (商 工 観 光 課)	(924 - 0865) 松任市倉光 2 - 1 http://www.city.matto.ishikawa.jp/	(076) 276 - 1111
羽 咋 市 役 所 (商 工 観 光 課)	(925 - 8501) 羽咋市旭町ア 200	(0767) 22 - 1111
七 尾 市 役 所 (商 工 観 光 課)	(926 - 8611) 七尾市袖ヶ江町イ 25	(0767) 53 - 1111
輪 島 市 役 所 (商 工 業 課)	(928 - 0021) 輪島市二ツ屋町 2 字 29	(0768) 22 - 2211
珠 洲 市 役 所 (商 工 観 光 課)	(927 - 1295) 珠洲市上戸町北方 1 字 6 - 2	(0768) 82 - 2222
山 中 町 役 場 (産 業 振 興 課)	(922 - 0192) 江沼郡山中町湯の出町 夕 33	(0761) 78 - 1111
根 上 町 役 場 (産 業 振 興 課)	(929 - 0123) 能美郡根上町中町子 88	(0761) 55 - 4111
寺 井 町 役 場 (商 工 観 光 課)	(923 - 1198) 能美郡寺井町寺井た 35 http://www.town.terai.ishikawa.jp/	(0761) 58 - 5111
辰 口 町 役 場 (企 画 商 工 観 光 課)	(923 - 1297) 能美郡辰口町来丸 1110	(0761) 52 - 8000
川 北 町 役 場 (産 業 経 済 課)	(923 - 1295) 能美郡川北町壱ッ屋 174	(076) 277 - 1111
野 々 市 町 役 場 (商 工 労 働 課)	(921 - 8510) 石川郡野々市町本町 2 - 14 - 6 http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/	(076) 248 - 2111
鶴 来 町 役 場 (商 工 観 光 課)	(920 - 2192) 石川郡鶴来町本町 4 - 又 85 http://www.town.tsurugi.ishikawa.jp/	(07619) 2 - 1111
美 川 町 役 場 (商 工 観 光 課)	(929 - 0292) 石川郡美川町浜町ヨ 103	(076) 278 - 3200
河 内 村 役 場 (産 業 振 興 課)	(920 - 2392) 石川郡河内村口直海イ 15 http://www.vill.kawachi.ishikawa.jp/	(07619) 2 - 1100
鳥 越 村 役 場 (商 工 観 光 課)	(920 - 2393) 石川郡鳥越町別宮口 170 http://www.torigoe.org/www	(07619) 4 - 2011
吉 野 谷 村 役 場 (企 画 開 発 課)	(920 - 2394) 石川郡吉野谷村市原丁 25	(07619) 5 - 5011
尾 口 村 役 場 (商 工 観 光 課)	(920 - 2395) 石川郡尾口村女原ト 46	(07619) 6 - 7014
白 峰 村 役 場 (産 業 振 興 課)	(920 - 2501) 石川郡白峰村字白峰八 130 http://www.vill.shiramine.ishikawa.jp/	(07619) 8 - 2011
津 幡 町 役 場 (商 工 観 光 課)	(929 - 0393) 河北郡津幡町字加賀爪二 - 3	(076) 288 - 2121
宇 ノ 気 町 役 場 (産 業 振 興 課)	(929 - 1195) 河北郡宇ノ気町宇野気二 81	(076) 283 - 1111
七 塚 町 役 場 (産 業 経 済 課)	(929 - 1193) 河北郡七塚町浜北八 6 - 1	(076) 283 - 2121
高 松 町 役 場 (産 業 振 興 課)	(929 - 1292) 河北郡高松町高松ウ 1 - 1	(076) 281 - 2121
内 灘 町 役 場 (産 業 経 済 課)	(920 - 0292) 河北郡内灘町大学 1 - 2 - 1	(076) 286 - 1111
押 水 町 役 場 (企 画 財 政 課)	(929 - 1392) 羽咋郡押水町小川八 250 http://www.nsknet.or.jp/oshimizu	(0767) 28 - 3111
志 雄 町 役 場 (企 画 財 政 課)	(929 - 1492) 羽咋郡志雄町子浦そ 18 - 1	(0767) 29 - 3111
志 賀 町 役 場 (商 工 観 光 課)	(925 - 0198) 羽咋郡志賀町末吉千古 1 - 1	(0767) 32 - 1111
富 来 町 役 場 (観 光 商 工 課)	(925 - 0447) 羽咋郡富来町領家町甲 10	(0767) 42 - 1111
鹿 島 町 役 場 (企 画 課)	(929 - 1892) 鹿島郡鹿島町井田 4 部 1 - 1 http://www.town.kashima.ishikawa.jp	(0767) 76 - 1234
鹿 西 町 役 場 (産 業 建 設 課)	(929 - 1604) 鹿島郡鹿西町能登部 下 85 - 1	(0767) 72 - 3131
鳥 屋 町 役 場 (産 業 振 興 課)	(929 - 1704) 鹿島郡鳥屋町末坂 9 部 46	(0767) 74 - 1234
田 鶴 浜 町 役 場 (産 業 振 興 課)	(929 - 2191) 鹿島郡田鶴浜町田鶴浜リ部 6 http://www.town.tatsuruhama.ishikawa.jp/	(0767) 68 - 3131

(注) 機関名欄の市町村の()内の課名は、各市町村の商工担当課です。

名 称	(千) 所在地	電 話
中 島 町 役 場 (企画観光課)	(929 - 2292) 鹿島郡中島町中島甲部170	(0767) 66 - 1111
能 登 島 町 役 場 (企画観光課)	(926 - 0292) 鹿島郡能登島町向田ろ部 1	(0767) 84 - 1111
穴 水 町 役 場 (企画観光課)	(927 - 0027) 鳳至郡穴水町川島ラ174	(0768) 52 - 0300
門 前 町 役 場 (企画振興課)	(927 - 2151) 鳳至郡門前町走出 6 - 69	(0768) 42 - 1111
能 都 町 役 場 (商工観光課)	(927 - 0492) 鳳至郡能都町宇出津新 1 - 197 - 1	(0768) 62 - 2100
柳 田 村 役 場 (企画商工課)	(928 - 0331) 鳳至郡柳田村柳田仁部54	(0768) 76 - 1111
内 浦 町 役 場 (企画観光課)	(927 - 0695) 珠洲郡内浦町松波13字75	(0768) 72 - 1111

(注) 機関名欄の市町村の()内の課名は、各市町村の商工担当課です。

3 . 商工会議所・商工会

名 称	(千) 所在地	電 話
石 川 県 商 工 会 議 所 連 合 会	(920 - 0918) 金沢市尾山町 9 - 13	(076) 263 - 1151
金 沢 商 工 会 議 所	(920 - 0918) 金沢市尾山町 9 - 13	(076) 263 - 1151
松 任 商 工 会 議 所	(924 - 0871) 松任市西新町159 - 2	(076) 276 - 3811
小 松 商 工 会 議 所	(923 - 8566) 小松市園町二 1	(0761) 21 - 3121
加 賀 商 工 会 議 所	(922 - 8650) 加賀市大聖寺菅生口17 - 3	(0761) 73 - 0001
七 尾 商 工 会 議 所	(926 - 8642) 七尾市三島町70 - 1	(0767) 54 - 8888
輪 島 商 工 会 議 所	(928 - 0001) 輪島市河井町20部 1 - 1	(0768) 22 - 7777
珠 洲 商 工 会 議 所	(927 - 1214) 珠洲市飯田町 1 - 1 - 9	(0768) 82 - 1115
石 川 県 商 工 会 連 合 会	(920 - 8203) 金沢市鞍月 2 丁目20番地	(076) 268 - 7300
山 中 町 商 工 会	(922 - 0112) 江沼郡山中町西桂木町ト 5 - 1	(0761) 78 - 3366
根 上 町 商 工 会	(929 - 0113) 能美郡根上町大成町リ110	(0761) 55 - 0075
寺 井 町 商 工 会	(923 - 1121) 能美郡寺井町寺井ヨ47	(0761) 57 - 3511
辰 口 町 商 工 会	(923 - 1245) 能美郡辰口町辰口又10	(0761) 51 - 5505
川 北 町 商 工 会	(923 - 1267) 能美郡川北町壱ッ屋93	(076) 277 - 2133
美 川 町 商 工 会	(929 - 0233) 石川郡美川町浜町ヨ104	(076) 278 - 3328
野 々 市 町 商 工 会	(921 - 8821) 石川郡野々市町白山町 8 - 16	(076) 246 - 1242
鶴 来 商 工 会	(920 - 2128) 石川郡鶴来町下東町力26	(07619) 3 - 2211
河 内 村 商 工 会	(920 - 2303) 石川郡河内村字ふじが丘141 - 1	(07619) 3 - 2950
吉 野 谷 村 商 工 会	(920 - 2327) 石川郡吉野谷村市原丁25	(07619) 5 - 5657
鳥 越 村 商 工 会	(920 - 2362) 石川郡鳥越村別宮口170	(07619) 4 - 2221
尾 口 村 商 工 会	(920 - 2335) 石川郡尾口村女原ト46	(07619) 6 - 7256
白 峰 村 商 工 会	(920 - 2501) 石川郡白峰村白峰八88	(07619) 8 - 2855
津 幡 町 商 工 会	(929 - 0326) 河北郡津幡町清水チ326 - 3	(076) 288 - 2131
高 松 町 商 工 会	(929 - 1215) 河北郡高松町高松ク42 - 1	(076) 282 - 5661
七 塚 町 商 工 会	(929 - 1174) 河北郡七塚町浜北八 6	(076) 283 - 2018
宇 ノ 気 町 商 工 会	(929 - 1125) 河北郡宇ノ気町宇野気二111	(076) 283 - 0225
森 本 商 工 会	(920 - 3116) 金沢市南森本町ホ59 - 1	(076) 258 - 0276
内 灘 町 商 工 会	(920 - 0271) 河北郡内灘町鶴ヶ丘 2 - 161	(076) 286 - 4200
羽 咋 市 商 工 会	(925 - 8585) 羽咋市旭町ア139	(0767) 22 - 1393
富 来 町 商 工 会	(925 - 0446) 羽咋郡富来町地頭町甲137 - 2	(0767) 42 - 2562
志 雄 町 商 工 会	(929 - 1425) 羽咋郡志雄町子浦そ18 - 1	(0767) 29 - 2245
志 賀 町 商 工 会	(925 - 0141) 羽咋郡志賀町高浜町 2 - 13 - 1	(0767) 32 - 1002
押 水 町 商 工 会	(929 - 1343) 羽咋郡押水町小川八274 - 2	(0767) 28 - 2301
田 鶴 浜 町 商 工 会	(929 - 2121) 鹿島郡田鶴浜町田鶴浜リ部33	(0767) 68 - 2253
鳥 屋 町 商 工 会	(929 - 1704) 鹿島郡鳥屋町末坂 8 部 1	(0767) 74 - 0183
中 島 町 商 工 会	(929 - 2222) 鹿島郡中島町中島 9 部79	(0767) 66 - 0349
鹿 島 町 商 工 会	(929 - 1721) 鹿島郡鹿島町井田に部50	(0767) 76 - 1221
能 登 島 町 商 工 会	(926 - 0211) 鹿島郡能登島町向田120部90	(0767) 84 - 1087
鹿 西 町 商 工 会	(929 - 1604) 鹿島郡鹿西町能登部下134 - 1	(0767) 72 - 2121
穴 水 町 商 工 会	(927 - 0026) 鳳至郡穴水町川島イ25 - 1	(0768) 52 - 0516
門 前 町 商 工 会	(927 - 2151) 鳳至郡門前町走出 2 - 121	(0768) 42 - 0360
能 都 町 商 工 会	(927 - 0433) 鳳至郡能都町宇出津ト字44 - 4	(0768) 62 - 0181
柳 田 村 商 工 会	(928 - 0331) 鳳至郡柳田村柳田仁部49	(0768) 76 - 0066
内 浦 町 商 工 会	(927 - 0602) 珠洲郡内浦町松波口25	(0768) 72 - 1144

4. 事業団等

名 称	(〒) 所在地	電 話
中小企業総合事業団	(105 - 8453) 東京都虎ノ門3 - 5 - 1 虎ノ門37森ビル 共済相談室 http://www.jasmec.go.jp	(03) 3433 - 7171
雇用・能力開発機構石川センター	(920 - 0853) 金沢市本町1 - 5 - 2 リファーレ12F http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/	(076) 222 - 1771
年金資金運用基金	(100 - 0013) 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 日土地ビル http://www.gpit.go.jp/	(03) 3502 - 2493
環境事業団	(100 - 0013) 東京都千代田区霞が関1 - 4 - 1 日土地ビル4F	(03) 5251 - 1036
金属鋳業事業団	(105 - 0001) 東京都港区虎ノ門1 - 24 - 14 常盤ビル	(03) 5512 - 1302
社会福祉・医療事業団	(105 - 8486) 東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13 秀和神谷町ビル9F	(03) 3438 - 0211
運輸施設整備事業団	(100 - 0011) 東京都千代田区内幸町2 - 1 - 1 飯野ビル http://www.catt.go.jp	(03) 3501 - 2147
(財)石川県産業創出支援機構	(920 - 8203) 金沢市鞍月2丁目20番地 http://www.icico.or.jp	(076) 267 - 1244
(社)石川県鉄工機電協会	(920 - 8203) 金沢市鞍月2丁目3番地	(076) 268 - 0121
国際協力銀行大阪支店	(530 - 0004) 大阪市北区堂島浜1 - 4 - 4 アクア堂島東館13F http://www.jbic.go.jp/	(06) 6346 - 4770
生物系特定産業技術研究推進機構	(105 - 0001) 東京都港区虎ノ門3 - 18 - 19 虎ノ門マリンビル10F http://www.tokyo.brain.go.jp/	(03) 3459 - 6565

金融の手引 第25版

平成15年8月発行

編集発行者 石川県中小企業団体中央会
(〒920 - 8203) 金沢市鞍月2丁目1番地
電話(076) 267 - 7711
FAX(076) 267 - 7720

【題字】石川県中小企業団体中央会
名誉会長 安田隆明 筆